平成18年11月宮崎県定例県議会

平成17年度普通会計決算特別委員会商 工 建 設 分 科 会 会 議 録

平成18年11月29日~12月1日

場 所 第5委員会室

午後3時7分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成17年度決算の認定について

出席委員(9人)

主		査	黒	木	覚	市
副	主	查	中	野	廣	明
委		員	植	野		守
委		員	坂	口	博	美
委		員	徳	重	忠	夫
委		員	濵	砂		守
委		員	横	田	照	夫
委		員	長	友	安	弘
委		員	権	藤	梅	義

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土 木 部

土木部次長 久 保 哲 博 (総括 土木部次長 河 野 強 (都市計画・建築担当) 高速道対策局長 野 口宏 部参事兼管理課長 厚 後 藤 用地対策課長 野 健 小 技術検査課長 男 郷 田 五. 道路建設課長 荒川孝 成 河 川 課 長 児 玉 宏 紀 ダム対策監 新 田省 策 砂 防 課 長 児 玉 幸 港 湾 課長 河 野 大 樹 空港・ポート 立脇政利 セールス対策監 都市計画課長 藤村 直 樹 公園下水道課長 髙 冨 康 夫 建築住宅課長 江 川 雅 俊 営 繕 課 長 藤山 登 施設保全対策監 藤原憲 高速道対策局次長 舟 田 宏 道路保全課長補佐 荒木康 雄 (総括) 宮崎土木事務所長 久保田 哲 寛

労働委員会事務局

 事 務 局 長
 高 山 幹 男

 調整審査課長
 持 原 道 雄

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田中浩輔

 議事課主任主事
 今村左千夫

○黒木主査 ただいまから普通会計決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてでありますが、 お手元に配付の日程案のとおりですが、それで よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時9分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

それでは、そのように決定をいたします。

次に、11月28日の本会議終了後に開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。今般、県土木部幹部職員が公共事業発注に関する競売入札妨害の容疑で逮捕される

という重大かつ看過できない問題が発生したことから、公共3部門(土木部、環境森林部、農政水産部)の公共事業、特に一般及び指名競争入札について、通常の決算審査に加え、集中的に審査を行うこととなりました。審査の進め方につきましては、お手元に配付の「平成17年度普通会計決算特別委員会商工建設及び環境農林水産分科会における審査について」のとおりとさせていただくこととなりましたので、御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、通常の決算審査についてでありますが、まず、執行部の説明はお手元に配付の説明要領により行われますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審議の進め方についてでありますが、 その場合には、主査において他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

最後に、審査の進め方ですが、商工観光労働 部を3課ごと、土木部を5課1局と7課に分け て審査したいと考えております。

審査方法については以上でありますが、御異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木主査 それでは、執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午後3時12分休憩

午後3時14分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

まず、分科会の審査の進め方について執行部の皆さんに御説明いたします。今般、県土木部幹部職員が公共事業発注に関する競売入札妨害の容疑で逮捕されるという重大かつ看過できない問題が発生したことから、公共3部門(土木部、環境森林部、農政水産部)の公共事業、特に一般及び指名競争入札について、通常の決算審査に加えて集中的に審査を行うことといたしましては、通常の普通会計決算審査に先立ち、平成17年度公共事業、特に一般、指名競争入札について審査を行うことといたしますので、御協力をお願いいたします。

それでは、まず、平成17年度公共事業について審査を行いたいと思いますが、執行部の説明を求めます。

○久保土木部次長 説明に入ります前におわびを申し上げたいと思います。11月16日、土木部長、土木部次長、道路保全課長の3名が競売入札妨害の容疑で逮捕されました。県議会を初め、県民の皆様の信頼を裏切る事態が生じましたことを深くおわびを申し上げます。今回の事態を重大に受けとめ、二度とこのようなことが起こることのないよう厳正な服務規律の確立に徹底して取り組みますとともに、公共工事の入札・契約制度のさらなる改革を推進し、適正な業務執行になお一層努めてまいります。

それでは、公共事業の執行について管理課長 と技術検査課長から説明いたします。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○後藤管理課長 平成17年度の決算審議に関連 して、現在、県で実施しております公共事業の 執行について御説明申し上げます。

お手元の「公共事業の執行について」の1ペ

ージをお開きください。初めに、公共事業のプロセスについて御説明申し上げます。まず、図の一番左側をごらんください。計画、調査から設計、用地買収、工事施工、維持管理までの事業の一連の流れを示しております。真ん中の列をごらんください。それぞれの段階ごとに業務委託や工事請負として入札を行う状況を示しております。県では各段階において監督を行い、完成後は完了検査をいたします。図の右側をごらんください。各段階での発注先を示しております。計画、調査、設計段階では測量・設計コンサルタント等に、また、工事施工、維持管理段階では一般土木業者等に発注することになります。

資料2ページをごらんください。入札・契約 制度における指名審査会の位置づけについて御 説明申し上げます。資料では建設業を例に説明 させていただきますが、測量・設計等の建設関 連業につきましても審査等の手続は同様であり ます。資料は上から、建設業者の状況、入札参 加資格の審査、審査会の役割と構成、金額に応 じた入札方式を示しております。平成18年4月 1日時点で建設業者は全国で約54万社、うち県 内には約5,800社あります。このうちで県工事を 希望する業者は、あらかじめ審査を受けて有資 格業者として名簿に登載されている必要があり、 県内業者約2,700社、県外業者約450社が県工事 を請け負いたいとして入札参加資格の申請を 行っております。この申請を受けて、「県が発注 する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加 者の資格等に関する要綱」に基づき、まず必要 な条件を満たしているかを審査し、さらに、土 木一式工事や建築一式工事など5業種において 業者の技術力や経営力を審査し、ランクづけを 行っております。このランクづけは、小規模零 細企業であっても施工能力に応じた工事を請け 負うことができるようにするためのもので、原 則として同位クラスの競争による入札とし、公 平な競争ができるよう配慮しております。

資料の中段をごらんください。工事発注にお ける審査会の役割と構成について説明いたしま す。工事発注に当たっては、その工事を施工す るために十分な技術力等を有していることが必 要であることから、審査会において入札参加資 格の確認等を行うとともに、指名競争入札の場 合における入札参加者の選定を行っております。 審査会には資料に示しておりますように全庁審 査会、部審査会、かい審査会の3つがあります。 まず、全庁審査会ですが、この審査会は副知事 を会長として関係部長及び関係課長で組織して おります。この審査会では、予定価格が5億円 以上の工事案件について、入札に参加させる者 の条件の決定や入札参加資格の確認を行ってお ります。なお、全庁審査会で審議する案件では 2つの入札方式が予定されております。1つは WTO案件、政府調達協定による地域条件をつ けることができない、例えば外国からでも参加 することができる一般競争入札と、もう一つは 参加する者の会社所在地等を条件とする条件つ き一般競争入札とがあります。

次に、部審査会ですが、この審査会は部長を会長に次長及び関係各課長で構成するものです。この審査会では、予定価格が1億円から5億円未満の工事案件について、入札に参加させる者の条件の決定や入札参加資格の確認を行うとともに、予定価格が8,000万円以上1億円未満の工事に関する指名業者の選定を行っております。なお、入札方式としては、予定価格1億円から5億円未満の工事が条件つき一般競争入札、8,000万円以上1億円未満の工事が指名競争

入札となります。

次に、かい審査会ですが、この審査会は土木 事務所等の出先機関に設置されており、土木事 務所長など出先機関の長と所内関係課長で構成 されるものです。この審査会では、予定価格8,000 万円未満の工事案件に係る指名業者の選定を 行っており、入札は指名競争入札で実施されま す。なお、資料の一番下には指名競争入札にお ける指名業者数を示しております。

次に、3ページをごらんください。この資料の上の表は平成17年度までの、中段の表は平成18年度からのランクづけを行った等級区分ごとの建設工事の金額をあらわした発注標準額を示しております。例えば土木一式の場合、予定価格2億円であれば特A級への発注となりますし、予定価格が7,000万円の場合にはA級への発注となります。また、資料の下の表は、平成18年10月2日現在における各等級別の有資格業者数を示しております。

資料の4ページをごらんください。次に、入 札方式の具体的な内容について御説明申し上げ ます。まず、条件付一般競争入札についてであ ります。本県で実施している一般競争入札はほ とんどが条件付一般競争入札であります。資料 の1の概要で示しておりますように、この入札 は、競争入札に付する工事の概要、応募条件等 を示した公告をして、要件を満たし、入札に参 加を希望するすべての者により競争させ、最も 低い価格で入札した者を落札者とするものであ ります。2の対象範囲で示しておりますように、 入札参加資格の審査を入札の前に行うのか、後 に行うのかの違いによって、事前審査型と18年 度から新たに導入した事後審査型に分類されま す。事後審査型については、条件付一般競争入 札の対象拡大に伴い、対象工事がふえ、入札事 務量も増加することから、従来の指名競争入札 で実施する工事と同じ程度の手続期間で済むよ うに導入したものであり、事前審査型では公告 から入札まで40日間要しますが、事後審査型で は25日程度で実施できるようにしております。 なお、事後審査型は初めての取り組みであり、 事後審査による問題の発生も考え、予定価格2 億円以上の工事については事前審査型で、予定 価格1億円以上2億円未満については事後審査 型でそれぞれ実施しております。また、競争性 を促進するための方策といたしまして、本年9 月1日から、条件つき一般競争入札の対象につ いては5,000万円以上1億円未満の工事について 試行を行っておりますが、これにも事後審査型 を適用しております。3の条件付一般競争入札 のフローで流れを示しております。条件付一般 競争入札のメリットとしては、競争性が高まり、 透明性も確保されるなど県民の信頼が確保でき ること、一定の要件を満たせばだれでも入札に 参加できるなど入札参加機会が拡大されること が挙げられております。

資料の5ページをごらんください。次に、指名競争入札方式について御説明申し上げます。 資料の1の概要で示しておりますように、この 入札は、あらかじめ作成、登録されている県の 有資格者名簿の中から、発注する工事を施工す る能力を有している会社を選び、競争入札させ るものであります。2の対象工事及び指名業者 数で示しておりますように、指名競争入札の対 象となる工事は、建設工事で250万円以上1億円 未満、業務委託で100万円以上としております。 また、入札に参加させる業者数は、建設工事に ついては予定価格が2,000万円未満の場合には9 者以上、2,000万円以上の場合は12者以上として おります。委託業務について、予定価格が500万

円未満の場合には3者以上、500万円以上2,000 万円未満の場合には5者以上、2,000万円以上の 場合には8者以上としております。指名の基準 については、3の指名基準で示しておりますよ うに、施工実績や経験を有した技術者の有無、 これまでの工事成績、経営状況、手持ち工事な どを総合的に勘案の上、業者を選定することと なっております。具体的な流れは、4の指名競 争入札のフローに示しておりますように、指名 審査会において指名業者を選定し、指名通知を 行い、一定の見積もり期間を置いた上で入札を 執行することとなります。指名競争入札のメリッ トとしましては、事前に入札参加資格を審査し ていることから入札手続が比較的簡便であり、 多くの案件が円滑に実施できることが挙げられ ますが、反面、一定数の業者を選定し、競争さ せる方式であることから談合が発生しやすい側 面があること、優良な建設業者であっても受注 実績により入札参加の機会を得にくいなどのデ メリットも指摘されております。

私の方からの説明は以上で終わらせていただきます。

〇郷田技術検査課長 平成17年度土木部公共事業の発注状況等について御説明申し上げます。

資料の6ページをお開きください。まず、工事について御説明申し上げます。①平成17年度発注公共工事をごらんください。工事の発注件数は2,227件、予定価格は731億4,688万円余、落札金額は706億7,202万円余、落札金額を予定価格で割った落札率は96.62%となっております。このうち、一般競争入札は15件でして、予定価格は91億5,205万円余、落札金額は87億1,290万円余、落札率は95.2%となっております。また、指名競争入札は2,212件、予定価格は639億9,483万円余、落札金額は619億5,912万円余、落札率

は96.82%となっております。

続きまして、②災害復旧事業でございます。 平成17年度の災害復旧事業につきましては、発 注件数は794件、予定価格は296億2,789万円余、 落札金額は287億9,878万円余、落札率は97.2% となっております。このうち、落札金額の大き い10者を下の表に記載しております。

6ページの右側の③は、災害復旧事業のうち、 橋梁上部工とトンネルを除いたものを記載して おります。なお、除いておりますのは橋梁上部 工3件であります。

次に、7ページをごらんください。④は、平成17年度土木部発注公共工事のうち、橋梁上部工を集計したものです。発注件数は18件、予定価格は18億3,396万円余、落札金額は17億3,612万円余、落札率は94.67%となっております。18件の業者名等は下の表のとおりであります。落札金額の多い順に記載しております。このうち、2位の銭高組と5位の三和は特定建設工事共同企業体、いわゆる特定JVでの受注ですので、出資比率で案分して落札金額を算出しております。

右側の⑤はトンネル工を集計したものでして、 発注件数は5件、予定価格は51億9,012万円余、 落札金額は50億745万円余、落札率は96.48%と なっております。5件の業者名等は表のとおり であり、落札金額の多い順番となっております。 5件の工事のうち、1件につきましては5位の 松本組の単体による工事ですが、残りの4件の 工事につきましては特定JVにより行っており ますので、出資比率で案分して各業者の落札金 額を算出しております。

左下⑥をごらんください。平成17年度発注公 共工事のうち、予定価格が5億円以上の工事を 集計したものであります。発注件数は6件、予 定価格は60億5,965万円余、落札金額は57億6,450万円余、落札率は95.13%となっております。6件の業者名等は表のとおりでありまして、落札金額の多い順番となっております。

続きまして、8ページをお開きください。平 成17年度の委託について御説明申し上げます。 ①平成17年度発注委託業務、発注件数は1,941件、 予定価格は88億8,180万円余、落札金額は85 億7,340万円余、落札率は96.53%となっており ます。このうち、一般競争入札は1件でして、 予定価格が5,306万円余、落札金額は5,294万円 余、落札率は99.76%となっております。また、 指名競争入札は1,940件、予定価格は88億2,874 万円余、落札金額は85億2,045万円余、落札率 は96.51%となっております。②は災害復旧事業 を集計したものであります。発注件数は297件、 落札金額は14億203万円余となっております。こ のうち、落札金額が多い10者は下の表のとおり であります。右側の③には、災害復旧事業のう ち、橋梁とトンネルの設計委託を除いたものを 記載しております。除いておりますのは、橋梁 5件、トンネル1件でございます。左下④は橋 梁設計を集計したものであります。発注件数は35 件、落札金額は2億8,260万円余となっておりま す。このうち、落札金額が多い10者は下表のと おりでございます。右下⑤にはトンネル設計を 集計しております。発注件数は4件、落札金額 は9,056万円余、その内訳は下表のとおりであり ます。なお、ただいま説明をしました発注状況 等につきましては、工事、業務委託とも随意契 約は含まれておりません。

続きまして、9ページをお開きください。平成17年度にヤマト設計が受注しました委託業務について御説明申し上げます。平成17年度にヤマト設計が落札しましたのは9件ございます。

落札金額は5,832万円余となっております。その概要を示したものでありますが、上から入札日の早い順に並べたものであります。発注機関は宮崎土木事務所など8つの機関になっております。委託しました事業は、総合流域防災事業、災害復旧事業など6事業、委託の内容としましては、橋梁設計が6件、道路設計2件、函渠設計が1件となっております。また、入札日は平成17年7月12日から平成18年2月23日までとなっておりまして、執行方法は、日南土木事務所の橋梁設計が随意契約である以外は指名競争入札となっております。各委託業務の予定価格、落札金額、指名業者名は表に記載のとおりであります。

10ページ以降には、個々の説明は省略させていただきますが、各発注機関ごとに落札率が高かった入札の一覧を工事規模ごとに、また業者等級区分ごとに受注金額の多かったそれぞれ10位までの業者の一覧をまとめておりますので、ごらんください。なお、発注機関名はそれぞれ表の右上に表示しております。また、該当ない欄はバー表示をしております。

私の方からの説明は以上で終わらせていただきます。

○黒木主査 執行部の説明は一応終わりました。 私の方から資料要求しておいた分については 以上説明をいただいたところでございますが、 委員の皆さんから何か別な資料要求があればこ こでしていただきたいと思いますし、質疑はあ す1日間集中してやりたいと。きょうは、今出 されました資料を見て、いろいろ皆さん方質疑 内容もあろうかと思いますので、これ以外に何 か資料要求がありましたらどうぞ出してくださ い。今出されている分は私どもからお願いした 分でございます。 ○徳重委員 落札率、上位の部分が出ておりますが、それぞれ落札率の低い部分の資料は出せないものですか。

〇郷田技術検査課長 低いもののデータはございますが、どこまでのデータということになるのでございましょうか。

○徳重委員 特A、A、B、C程度まででも結構なんですが、今これで90何%、皆さん方が最低価格というのをどこのラインに引いていらっしゃるのかわからないが、いずれにいたしましても、予定価格の低い方から何%が落札されているのかというのを教えていただければ。

〇郷田技術検査課長 下から何位までとか、それはいかがでしょうか。

○徳重委員 下から10位。

○郷田技術検査課長 ちょっと時間をいただかないとすべてそろえるというのは難しいかもしれません。あしたの何時ごろになるんでしょうか。

○黒木主査 時間的には午後でも構いません。 できるだけ早くということで。

〇郷田技術検査課長 午前中いっぱいぐらいで 準備できるようでございます。

〇黒木主査 それも一応要求しておきます。 ほかに。

○権藤委員 8ページ、ヤマト設計のトータル はあるんですが、5件の内訳とかは出せますか。

〇郷田技術検査課長 それはございます。

〇権藤委員 9ページの右側の中に入っている んですか。

〇郷田技術検査課長 全部入っております。

○権藤委員 この5年間ぐらいの間にヤマト設計が何件、幾ら受注したかというデータ、それはどうですか。

○郷田技術検査課長 それも準備できると思い

ます。

○黒木主査 その方も用意をお願いいたします。 ほかにございませんか。

では、以上の資料を要求しておきます。

あすは午前10時から集中審議ということでこ のことについて先に行います。通常の審査はそ の後ということにしますので、よろしくお願い いたします。

では、以上で土木部を終了いたします。 暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時49分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

平成17年度決算について執行部の説明を求めます。

〇高山労働委員会事務局長 それでは、労働委員会事務局の平成17年度の決算概要について御説明申し上げます。

決算の内容につきましては、「平成17年度決算に関する調書」の150ページから153ページに記載されておりますが、説明につきましては、お手元の「平成17年度決算特別委員会資料」で御説明させていただきます。資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。労働委員会は、ここにございます(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費のみでございまして、総額でございますが、一番下の合計にありますように予算額が1億2,226万4,000円、支出済額1億2,133万666円、繰越額ございませんで、不用額、執行残でございますが、これが93万3,334円、執行率は99.2%となっております。

決算につきましては以上でございますが、労 働委員会につきましては、「主要施策の成果に関 する報告書」への掲載はございませんので、平 成17年度の事件の概要につきまして、別途お手 元にお配りしております「平成17年度の事件概 要」に基づきまして、簡単に御説明を申し上げ たいと存じます。まず、1の不当労働行為救済 申立事件とありますが、平成17年度は、前年度 からの繰越案件2件と新たに申請のありました 3件の計5件について審査をいたしました。こ の5件のうち、上の4件につきましては、17年 度中に終結をいたしております。その内訳であ りますけれども、繰越案件の豊栄グループコー ポレーション事件と宮崎学園高校事件につきま しては、本県の労働委員会としましては平成9 年以来8年ぶりとなる救済命令を出しまして、 終結いたしております。また、新たに申し立て のあった2件のうち、豊栄グループ事件につい ては和解が成立しまして、宮崎学園事件につき ましては申し立てが取り下げられ、それぞれ終 結いたしております。なお、ヤマエ食品工業事 件につきましても、本年度に入りまして4月に 和解で終結いたしております。

2の調整事件でございますけれども、新規申請が2件ございまして、いずれもあっせん申請に係るものでございます。2件のうち、1つ目のA町の事案につきましては、事務局調査の段階で労使双方の主張に隔たりが大きく、ともに譲歩の意向はないということでありましたので、あっせんは不開始といたしました。次のB市の案件につきましては、あっせんを開催いたしましたけれども、労使双方ともに譲歩の姿勢を示さないことから、自主交渉を強く要請いたしまして、あっせんは打ち切りといたしております。

次に、3の個別的労使紛争あっせん事件でありますが、これは労働組合の絡まない事案でございまして、新規申請が2件ございました。このうち、医療法人C病院の事案につきましては、

3回のあっせんによりまして労働委員会が提示したあっせん案を双方が受諾して解決しました。 次の社会福祉法人Dの事案につきましては、あっせんを開催いたしましたけれども、労使双方に 譲歩の姿勢がなかったことからあっせんを打ち 切りといたしました。事件概要につきましては 以上のとおりでございます。

なお、審査意見書の指摘要望事項、監査における指摘事項はございませんでした。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○黒木主査 執行部の説明が終了いたしました が、委員の皆さん、何か質疑はございませんか。

〇中野副主査 労働委員の報酬は幾らですか。

○高山労働委員会事務局長 ことし10月に改定がございまして、会長が20万9,000円、公益委員が17万3,850円、労働委員、使用者側委員、それぞれ同じでございますけれども、15万7,700円となっております。以上でございます。

○権藤委員 勉強不足で申しわけないんですが、 豊栄グループというのは、所在その他は、それ からこの事件の概要、特に繰り越しの中身等に ついてはこれだけではわからないので、もう少 しわかりやすい説明をお願いしたいと思います。 ○持原調整審査課長 豊栄グループと申します のは都城市に所在地を置いておりまして、特別 養護老人ホームでありますとかいろんな福祉施 設を総合的に経営しているグループでございま す

事件のおおよその概要でございますけれども、まず1番目にあります豊栄グループコーポレーション事件、平成14年に申し立てのあった事例でございますけれども、これは組合役員に対しまして仕事外し、自宅待機でありますとか不当な配置転換、賞与の減額等の不利益取り扱い、あるいはそれに対する団体交渉要求に対して誠

実に対応しなかった、あるいは朝礼等で組合に 対する攻撃的な発言等があったということで申 し立てがあった事件でございます。これにつき ましては、先ほど申しましたように、当労働委 員会としては8年ぶりになりますけれども、お おむね労働者側、申立人に沿った命令を出した ところでございます。被申立人側、使用者側は この命令の内容を不服といたしまして、1番目 の事件につきましては中央労働委員会に再審査 を申し立てておりましたけれども、下の段にご ざいます豊栄グループ事件という不利益取り扱 いの撤回、17年6月23日に申し立てられた分で ございますけれども、こちらの方が当労働委員 会に再び申し立てられておりまして、当労働委 員会委員さんたち一生懸命やっていただきまし て、当労働委員会が提案しました和解協定書ど おりの内容で和解が成立いたしまして、中央労 働委員会に上がっておりました1番の方も同様 に和解が成立したという結果でございます。和 解の内容といたしましては、簡単に申しますと、 組合役員を事務職に復帰させるでありますとか、 あるいは組合役員に対して一定の解決金を支払 う、あるいは団体交渉に誠実に応じる約束をす る、申立書の取り上げをする、そういうような ことで和解がまとまった次第でございます。以 上でございます。

○黒木主査 それでは、以上をもって労働委員 会事務局の審査を終了いたします。執行部の皆 さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時58分再開

○黒木主査 分科会を再開いたします。 何かほかに御要望はございませんか。 あすは午前10時から土木部集中審査に入ります。一連の審査も土木部を全部終わりたいと、 あさって商工に入りたいと思いますので、皆さんが質問があるだけは時間を用意しております。 きょうは以上で終わりたいと思います。御苦 労さまでした。

午後3時59分散会

午前10時0分開会

出席委員(9人)

黒 木 覚 市 主 査 主 査 中 野 廣 副 明 委 員 植 野 守 委 員 坂 口博 美 委 員 徳 重 忠 夫 委 砂 守 員 濵 委 員 横 田 照 夫 委 長 友 安 弘 員 委 員 権藤梅 義

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土 木 部

土木部次長 保 哲 博 久 (総 括 土木部次長 河 野 強 (都市計画・建築担当) 高速道対策局長 野 宏 部参事兼管理課長 後 藤 厚 用地対策課長 野 健 一 小 技術検査課長 郷 田 五. 男 道路建設課長 Ш 孝 荒 成 河 川 課 宏 長 児 玉 紀 ダム対策監 新 田 省 策 砂 防 課 長 児 玉 幸 港 湾 課 長 河 野 大 樹 空港・ポート 立 脇 政 利 セールス対策監 都市計画課長 藤 村 直 樹 公園下水道課長 冨 髙 康夫

建築住宅課長 江 川 雅 俊 営 繕 課 長 藤山 登 施設保全対策監 藤原憲 高速道対策局次長 宏 舟 田 道路保全課長補佐 荒木康 雄 (総括) 宮崎土木事務所長 久保田 哲 寛

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田中浩輔 議事課主任主事 今村左千夫

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

昨日に引き続き平成17年度公共事業についての審査を行います。

昨日委員より資料請求があった件について執 行部より説明がございますか。

○郷田技術検査課長 先日御依頼のありました 追加資料につきまして、平成13年度から17年度 までの5年間のヤマト設計の受注実績、それに 工事規模別及び委託業務の落札率下位10件の業 者一覧、宮崎土木事務所分でございますが、こ れをお手元に配付されております追加資料のと おり、4枚の資料として取りまとめております ので、ごらんいただきたいと思います。以上で ございます。

○黒木主査 執行部の説明が終わりました。委員の皆様から質疑はございませんか。きのう資料等もいただいておりますので、その中からでも結構でございます。

○権藤委員 きのうもらった分厚い資料の土木 部の公共事業の執行についてというところの2 ページ目、入札参加資格の審査会というものが あるわけであります。例えば一般競争入札の左 側下の3段目には、全庁審査会は副知事が会長 であると。あるいは部の審査会、かいの審査会、 こういうふうにあるわけでありますが、これに ついての記録なり、あるいは事後的にこういう ことが決まったというようなことを確認できる 資料があるのかどうか。

○後藤管理課長 各審査会ごとの審査案件については、その都度全メンバーがそろって、審査結果については公表はしておりませんが、可決ということで終わっておるという結果だけ残っております。

○権藤委員 中身ですね。何月何日にどういう メンバーが出席してどういうことを審査して、 その結果はこうでしたというものが事後確認で きる資料があるのかということです。

○後藤管理課長 審査会の結果につきましては、 出席メンバーの確認もできますし、その結果に ついての確認、どういう案件を審査したか、そ の結果について可決されたかどうか等について は記録として残っております。

○権藤委員 現在問題となっております橋梁設計のヤマトが参画したという意味じゃなくて、ヤマトなるものを議論した、我々一般的には議事録、会議録というふうにイメージとしては考えておりますが、そういうものがあるのであれば、5年とは言いませんけれども、特に17年度については会議録なるものを資料として私は要求したいというふうに思います。

○後藤管理課長 これはかいの審査会に属する ものでありますので、宮崎土木の方から取り寄 せて御説明させていただきたいと思います。

〇黒木主査 それは後ほど提出できますか。

○後藤管理課長 今から用意したいと思います。

○長友委員 これも資料要求になるかもしれませんけれども、ヤマト設計が誘致をされて、きょういただいた資料は13年度からは載っておりま

すけれども、誘致されてから後どういうふうな 受注状況かというのが知りたいと思いますので、 それをお願いしたいと思います。

○郷田技術検査課長 ヤマト設計受注につきましては、きょうの追加資料にございますこの件数のとおりでございます。

○長友委員 13年度以前はないんですか。

〇郷田技術検査課長 それについては、しばらく時間をいただきましてそろえたいと思います。

○長友委員 ヤマト設計が誘致して宮崎に来た 年度、その後の受注状況、それをお願いします。

○郷田技術検査課長 それも調べましてすぐ準備をさせたいと思います。

○黒木主査 では、その資料も要求しておきます。

○徳重委員 同じくヤマト設計さんが17年度9 件の受注をされているという結果が出されてお るところで、これは指名入札になっているかど うか。

○郷田技術検査課長 平成17年度につきましては、ここに表示してありますとおり、お手元の先日の資料、9ページの表を見ていただきますと、執行方法というところが真ん中の欄にございます。真ん中ほどに随意契約というのがございますが、この1件が随意契約で、ほかのものは指名競争入札ということで表示はございます。

○**徳重委員** 9件以外に指名に入った経緯があるのか。

○郷田技術検査課長 ほかの案件でもあると思いますが。

○徳重委員 9件も1業者が受注できるという のは一般的に考えられないと思うんです。入札 ですから、指名されて入札することは結構です が、9件も一般論として受注できるということ はなかなか考えられないんじゃないかと思うん ですが、いかがでしょうか。

○郷田技術検査課長 入札の結果でございますから、こういう結果になっておるということでございます。

○徳重委員 先ほどお尋ねしましたが、17年度 だけで幾つの入札にヤマトさんが参加されたか、 それがわかれば教えてください。

○郷田技術検査課長 それもしばらく時間をいただきまして準備いたしたいと思います。

○黒木主査 傍聴者がいらっしゃいますので、 市内の鳥濱さんという方ですが、傍聴を許した いと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木主査 では、入れてください。

○権藤委員 けさ出してもらった資料の中で、 例えば平成17年はヤマト設計は9件の5,800万余 の受注をしたという表だと思うんですが、8ペ ージの分厚い資料でいきますと、例えばヤマト 設計は5件で4,300万余と。それ以外に随契があ るような話がありましたけれども、これは先ほ どの資料要求で全部出してもらえるんですか。 それと9件との関係をまず説明いただきたい。

○郷田技術検査課長 本日の追加資料、平成17 年度9件ということになっておりますが、これ は先日お配りしてあります9ページ、これと同 じということでございます。

○権藤委員 8ページのは。

○郷田技術検査課長 5件につきましては、橋 梁設計だけをまとめたものでございますので、 しかも随契を除いたものということで、9ペー ジの欄を見ていただきますと、工事概要の欄に 橋梁設計とございますが、橋梁設計分、これが 6件ございます。上の方から宮崎土木事務所の 発注分、それから道路保全課発注分、次の日南 土木事務所、これは随契でございますので除い てございます。その次の宮崎土木事務所、その下の方の2件、高鍋土木事務所発注、日向土木 事務所発注、この5件が橋梁設計ということで まとめてございます。

○権藤委員 そうしますと、5件と1件で足して6件しかなりませんよね。きょう出してもらった9件というのとほかに何かあるんでしょうねということ。

○郷田技術検査課長 この9件以外にはございません。

○権藤委員 8ページでもらったのが5件ですね。9ページの表は詳細になって随契を入れて6件なんだけれども、きょう出してもらったのは9件の5,800万余と、あと3件はどこかあるんですかと。

○後藤管理課長 昨日出しております9ページ の資料が17年のヤマト設計が受注委託業務について落札した件数のすべてであります。 9件、5,832万8,000円、9ページの表です。そして、それと同じように、きょう出した資料は13年度から17年度までをあらわしたもので、17年度の数字は9ページの数字と同一であります。

○権藤委員 そうしますと、案分したりした部分があるということですか。橋梁以外は3つあると。わかりました。

○濵砂委員 2ページの入札・契約制度における指名審査会の位置づけというところのかい審査会から全庁審査会、それぞれ競争入札の審査会がありますけれども、ここを詳しく説明いただけませんか。

〇後藤管理課長 全庁審査会は副知事をトップ にした審査会でございまして、5億円以上の案 件について審査いたします。部の審査会は5億 円未満から8,000万まで、これについて審査いた します。かいの審査会、これは土木事務所等で ございますけれども、8,000万未満について審査 いたします。これにつきましては、事務委任の 範囲内でかいで執行できるものがかい審査会で 取り扱っているということでございます。

- ○濵砂委員 8,000万円未満で指名競争入札、それから事後審査型条件付一般競争入札、2つに分かれていますが、内容はどうですか。
- ○後藤管理課長 かい審査会で扱いますものは、17年度までは指名競争入札でありました。18年度から、5,000万から1億の間につきまして条件付一般競争入札を取り入れております。その関係で、かいの審査会で取り扱うものについても一部事後審査型の条件付一般競争入札が入っております。
- ○濵砂委員 次に、部審査会ですが、部審査会で指名競争入札の250万から1億円未満、それから1億円から2億円、2億円から2億4,100万、この内容はどうなんですか。
- ○後藤管理課長 部の審査会で扱っておりますのは、かいで執行する以外のものです。8,000万以上、これについて取り扱っておりまして、条件付一般競争入札案件と指名競争入札案件があります。
- ○濵砂委員 次に、全庁審査会ですが、条件付 一般競争入札、片一方は一般競争入札、この内 訳は、24億1,000万円以上ということが一般競争 入札なんですか。ダブることはないんですね。
- ○後藤管理課長 一般競争入札案件につきましては、政府等の調達関係で国際間のルールで24 億1,000万以上は一般競争入札、これは各国共通ということですけれども、その案件については本県ではありません。一般的には条件付一般競争入札という取り扱いでございます。
- ○濵砂委員 全庁審査会の会長が副知事、部長、関係課長ということですが、副知事が実際に出

席して審査をするということがあるんですか。

- ○後藤管理課長 全庁審査会案件につきましては5億円以上ということで、議会の議決も要しますということですべて副知事出席のもとでとり行っております。
- ○濵砂委員 平成17年度 5 億円以上の件数は何 件ぐらいあったんですか。
- ○後藤管理課長 手元に資料がございません。後ほどお答えさせていただきます。
- ○濵砂委員 同じく部審査会において会長は部 長でありますが、同じように部長、次長、関係 課長全員集まって協議がなされるんですね。
- ○後藤管理課長 そうでございます。
- **○濵砂委員** 大まかで結構ですが、大体どのくらいの件数が年間に出てくるものですか。
- ○後藤管理課長 件数は手元にないんですけれども、毎週金曜日に必ずやっておりますので、 年度当初とか年度後半はありませんけれども、 ほとんどの週にやっておりますので、かなりの 件数だと考えております。
- ○濵砂委員 今度はかい審査でありますが、今回の案件はかい審査会で決定がなされたものだと思いますけれども、かい審査会以外から、8,000万円未満のものについて、あるいは条件付一般競争入札については5,000万以下のものについて部審査会のメンバーからかい審査会への意見というのが出される可能性はあるんですか。
- ○後藤管理課長 それぞれの審査会、独立して おりますので、そのようなことはありません。

5億円以上の数字ですが、配付資料の7ページの左の欄の3段目、件数が6件です。60億5,900万余、落札率95.13%ということになっております。

○権藤委員 2ページの審査会のところに戻る んですが、今回のヤマトについてはここで意思 決定がされたということなんですが、ここを見ますと、土木事務所長、関係課長というところで審査が行われるということなんですが、これについて、余り事件との関係を言うのは適当でないかもしれませんが、これ以外の関与が今回はあったということに一応なろうかと思うんですが、今、資料を求めております会議録のような、いつどこで何がどう行われたというものについて、例えば出納長とか知事とか副知事とか、そういうところへの報告なりはどんなふうになっているんでしょうか。

○後藤管理課長 かいの審査会はあくまでかい でつくっております。かいの例えば土木事務所 長以下課長以上のメンバーで審査がなされてい るということでございまして、それはその土木 事務所で完結しております。

○権藤委員 そうしますと、6,000億を皆さんで 責任分担しながら合議制で審査をし、執行して いくというシステムだと思うんですが、かいの 審査会というものは土木事務所長が最高の権限 を持つ。各課長が審査委員になって意思決定を する。そのことについては特に知事あるいは出 納長への報告義務は、特にルートとしてしなきゃ いかんということはありませんよという解釈で よろしいんですか。

○後藤管理課長 委員おっしゃったとおりでございます。

○中野副主査 私、昔から疑問があるのは、今回じゃないんですけれども、ある程度建物とか設計図ができ上がって予算を決めるというのはよくわかるんです。こういう測量というのはゼロから始めるわけですね。ここに順序が書いてありますけれども、全くゼロから始めるから、ある程度橋にしてもパース図ぐらいつくってこんな橋を今度はつくろうとかなるわけですね。

それの調査になるわけで、ある程度その段階で みんな予定価格が出ているじゃないですか。こ の設計というのは、まだ予定価格というのは皆 さんの方でつくらんと出てこんわけですね。一 般的に設計料は施工金額の4%とか3%とか、 そんな話を聞いておるわけです。そういう3%、 4%というのは、極端な言い方をすると、何も かも設計をして、積算をして、その単価に対し て一般に3%、4%とか言われているけれども、 こういう計画とか調査の段階での予定価格、こ れはどうやって一般的には出すんですか。

○郷田技術検査課長 委託業務ということにつ いてのお尋ねかと思いますが、設計委託ですね、 これについては、その調査の内容ごとに積算基 準とか標準歩掛かりがございます。それに基づ いて見積もりをしていくわけです。人件費につ いても単価につきましては公表されております ので、その公表されている単価をもとに積算を していくということで、歩掛かりのないものに つきましては、事前に調査をしまして見積もり 等とって積算をするということでございます。 それぞれ委託業務の積算に関しましては、国交 省等で市販をしている分がございますので、そ れに基づいて行うようになっていますので、あ る程度正確な数字が出てくるようになっており ます。積算の方法としてはそのようにやってい るところでございます。

○中野副主査 9ページにヤマト設計が落札したのが出ていますけれども、ヤマト設計が指名に入った回数、これはわかりますか。

○郷田技術検査課長 それも調べまして報告したいと思います。

○中野副主査 例えば施工額の3%か4%が基準になっているという、コンサルタントの価格というのはそういう一般的な考え方はないとい

うことでいいんですね。

○郷田技術検査課長 見積額そのもの、それが その設計調査の価格ということになります。

○長友委員 落札率についての考え方をお尋ね したいと思うんですけれども、例えばきょうの 追加資料の1ページの平成13年度のヤマト設計 受注委託業務、これは3件分ですから、どれで どうやったかというのはわかりませんけれども、 予定価格2,498万6,000円に対して落札金額2,478 万、3件のトータル、これでわずか20万円しか 違わない。金額が2,000万円程度のことですから、 そんな大幅なことはないんでしょうけれども、 落札率が99.18%となっております。この中に、 この額からいいますと3者なりあるいは5者以 上の指名競争入札があったと思われるわけです けれども、99.18から100%の間にほかの3者な り5者が入るということで、非常に高い落札に なっているんです。全国的な、いろいろな今、 入札方法の改善が行われている中で、本県の落 札率はワースト1というか、何がワーストかど うかというのはわかりませんけれども、そのよ うな表現で非常に高いということが指摘をされ ております。県民の立場から言うと、税金を使っ てやるわけですから、競争原理を働かすという ことであるならば、予定価格よりか少しでも安 くそれができれば、その分だけ県税というのが 浮いてきたといいますか、そういう状況になろ うかと思うんです。したがいまして、皆さん方、 県平均大体94~95%の落札率になっているん じゃないかと思いますけれども、全国的な状況 と比べて本県としてそういう落札率をどのよう に考えておられるのか、その辺のことをお聞き したいと思います。

〇久保土木部次長 落札率についてでございますけれども、17年度、今までの分につきまして

は適正に入札が行われてきた結果であるという ふうに考えておりますけれども、しかしながら、 今回の事件を踏まえまして、工事につきまして は条件付一般競争入札の拡大だとか、あるいは こういう設計委託業務につきましても一般競争 入札の制度が取り入れられないかという、そう いうことも視野に入れながら、さまざまな入札 ・契約制度の改革というものを行っていかなけ ればいけないだろうというふうに考えていると ころでございます。

○長友委員 指名競争入札の場合の落札率と、 それから条件付一般競争入札でもいいんですけれども、そこらあたりとの落札率の差、概略的 にその辺についてどれくらいの差があるのかと いうのは見ておられますか。

○郷田技術検査課長 「公共事業の執行について」というお配りしてあります資料の6ページを見ていただきたいと思いますけれども、上の方に表がございまして、①のところでございます。平成17年度発注公共工事について、一般競争入札につきましては落札率95.2%、指名競争入札の場合が96.82%、このような結果となっております。

○長友委員 わかりました。 1%ぐらいしか違わないわけでありますけれども、落札率が極端に低ければいいかという問題でもないと思うんです。やはり工事の質というのが確保されなくてはいけないだろうし、そしてまたいろんな工事に携わる業者の方々のすそ野の広がりとか見ますと、適正な価格で入札をされる方がいいわけです。それは構わないんですけれども、最低価格というのは大体どの辺に置かれているんですかね。 工事の質が確保できるであろうという最低価格というのは大体何%ぐらいに設定されているわけですか。工事と委託に分けてお願い

します。

○郷田技術検査課長 工事の例で言いますと、 最低制限価格はどのように出しているかという ことでございますけれども、これについては予 定価格の10分の6以上の範囲内で設定をしてお りますが、設定に当たりましては、予定価格を 構成します材料費、労務費、諸経費等、これを 考慮しまして、当該工事の品質を確保するため に、個別の工事ごとに算定をするわけですけれ ども、基本的には工事目的物の施工に直接必要 な経費、施工に共通的に必要な経費、例えば機 械等の運搬費ですとか、工事現場の営繕費等、 動力用の光熱費、そういうところを算定しまし て、それに品質管理、工程管理、労務管理など のいわゆる工事管理、これを実施するための最 低限必要な経費というものを見込んで決めるわ けですけれども、一般的には工事の場合、70% から80%ぐらいの間になるんではないかと思い ます。それから、委託の場合は最低制限価格は 設けておりません。

○長友委員 そうなってきますと、これが全国的な最低制限価格と同じような額であればいいと思うんですけれども、宮崎の場合は極端に最低制限価格が高くなっているということになってきますと、まだちょっと問題があろうかと思います。最低制限価格が高くても8割ぐらいということであれば、今、落札している94~95%というものとの間に14~15%の差が出てくるわけです。この間で宮崎の場合は割と高目に入れ金額を入れていいんじゃないかというような風潮が業界全体にみなぎっているというようなことはないんでしょうね。宮崎の場合、高く入札金額を入れていいんじゃないの場合、高く入札金額を入れていいんじゃないかと。要するに、予定価格等が出されるというのも、さまざまな入札業務に関するそのときそ

のときの問題がずっと積み重なってきて、そし てそれを改善するために出されてきたと思うん です。それで競争原理を働かせていくんだと。 また、今般の世相等も考えて、財政的にもいろ いろと節約等もしていかなくちゃいけないと。 したがって、競争原理がなお大事だということ だったと思うんです。しかし、宮崎はずっと94 ~95%で大丈夫なんだという風潮が県内あるい は県外の業者等に固定をしますと、全国的にも 一番高いような落札率になってしまう。これで は県民に対してはなかなか納得のいくことにな らないんじゃないか、競争入札の原理が働かな いんじゃないかというとらえ方をしても仕方が ないと思うんです。したがいまして、先ほどの 答弁では皆さん方、適正な価格での入札と考え ているというお話をされたんですけれども、我 々県民の立場に立ちますと、もうちょっとこれ は競争原理が働くべきじゃないかというふうに 思うんですね。どう思われますか。

○後藤管理課長 予定価格の公表につきましては、透明性の確保という観点から15年に取り入れたものでございます。もともと入札・契約制度に関する適正化法というのがありますので、これを受けてさまざまな取り組みをやっております。その中の一環であります。

先ほどから出ております落札率ですが、条件付一般競争入札の拡大とか、これについても透明性の確保、公正な競争の促進ということで取り組んできておりますが、18年度は、現在、2億円以上で7件ございましたけれども、82.数%、1億円から2億円の間が86.54%ということで、落札率についてはそのときそのとき変わってきております。条件付一般競争入札の拡大によって落札率が下がっているというような数字はとらえております。

○長友委員 今回悲しかったのは、一生懸命仕 事をされている土木部の幹部の方々が逮捕され たということなんです。それも談合があったと いう疑惑でなっているわけですけれども、せっ かくいろいろと努力をされ、また業者のことも 考えられ、適正な予定価格から、あるいは落札 の状況なんかつくっていかれるわけですけれど も、どうしても高い落札率とかいうことになっ てくると、これは本県についてだけじゃなくて 全国的に言われているのは、8割5分とか9割 以上の落札率というのは談合の疑惑があるん じゃないかということになるわけです。こうい う再発を防いでいくためには、電子入札という ことで本会議でも申し上げましたけれども、電 子入札も事務的な作業を簡略化するためのもの じゃなくて、入札に関して公平性とか透明性を 保っていくためには、条件付一般競争入札でも 構わないんですけれども、その中でまずその条 件にかなう人はだれでも入札ができると。そし て、予定の価格はわかっているわけですから、 自分の会社であればこれだけでやれるという金 額で入れてくる。その名前が事前に公表されな ければ、だれが電子入札しましたということが 公表されなければ、それは談合のしようもない ことになってきますから、そういう方法という のを模索していく以外にこういう悲しい出来事 というのは防げないんじゃないかというふうに 思うんですけれども、その辺についてお考えが あればお伺いしたいと思います。

○後藤管理課長 入札制度につきましては、今までも透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除とか、そういう観点からいろんな取り組みをしておりますけれども、今回のことでまだ足りないということで、透明性の確保、公正な競争の促進、これを最優

先ということで、これをやりながら、今もやっております電子入札、これについても来年度は全面導入できるということで、いろんな観点から今の入札制度については点検をして、本会議で知事、部長の答弁もありましたとおり、いろ角度から見直していきたいということで、私どもの土木部内にもワーキンググループをつくり、いろんな角度から点検見直しをしているところです。方向性は先ほどから申しておりますとおり、透明性の確保、公正な競争の促進、これでございます。

○長友委員 お金を扱うということになります と、そこに扱う人の権限、権利がどうしても発 生してしまうんです。談合でだれが得するか、 「天の声」でだれが得するかといったときに、 これは巷間に言われていることですから聞き流 してもらいたいと思うんですけれども、「天の声」 を発すれば知事がやっぱり何らかの見返りを受 けるんだろうと。官製談合ということで官が本 当に発するということになってくると、役人が 何かそういうものを得るんだろうと。官抜きの 談合が行われるとすれば、業者が少しでも高い 価格で落札した方がいいから業者がもうかるん だろうと、こういうことになってくるわけです ね。県民が見るときにはそういう見方をするわ けです。天下りとの関連というのも、官がかか わっていろいろとコントロールしておけば、そ の先々いろんな会社との関係とかいろんなとこ ろでまたそれがうまく働く、こういうことを県 民サイドが見たときには思うわけです。金とい うのは税金です。税金だから、それが本当に厳 粛に使われるというか、そういう方向性に今後 なっていかなくちゃいけないということである ならば、今言ったような疑念が払拭されるよう な方向でいかなくちゃいけないので、先ほど言っ

たのは一つの形ですけれども、入札制度という のを今回少しずつ取り組んでいかないといかん なと思うんです。

私自身が考えるのは、建築工事となってきま すと業者が相当連なりますし、それからまた普 通の土木建築の工事でありましても、下請、孫 請ということが重なってまいりますから、ある 程度の価格の保証はしていかなくちゃいけない ということは感じるわけです。そのことともう 一つ、県民サイドから、貴重な血税というもの を少しでも節約しながら公平に使うためには、 やっぱり思い切った制度改革をしなくちゃいけ ない。そうしないと、官にも責任が問われるこ とになってくるし、あるいはまた知事がどうい う考え方、あるいはどういうことで今回こうい うことになったのかわかりませんけれども、知 事自身の首の問題にもつながってくる、そうい うことがありますので、その辺の防止のために 今回入札方式というものを抜本的に見直してい ただきたいなということを意見として申し上げ ておきたいと思います。

○濱砂委員 公共事業のプロセス、1ページですが、構想計画可能性調査というのをやられる。 先ほどの参加資格等審査会の内容はわかったんですが、8,000万円以下は各出先機関でやられる。 指名競争入札の場合は5,000万円以下、それぞれの段階でわかるんですが、工事を認定するというか、当初予算を執行するその段階においてはどこで、5,000万円以下は全部かい審査会という部門で決めるんでしょうか。例えばこの工事は5,000万円以下でしたら土木事務所で決めるんですかということです。箇所と金額。これに載っているんです。例えば公共道路新設改良というのが128億2,000万、ところが、国道221号外11路線31工区というのが道路建設課の方には載って いるんです。この決定をする機関というのはどこで決定するのかということなんです。つまり言っていることはこういうことなんです。土木事務所の管内なり、港湾でもどこでもいいんですが、8,000万円という一つの審査会の金額が出ていますね。一般競争入札の場合で5,000万という金額が出ていますが、この工事を認可するというか、予算をつけて執行していいですよというのはどこがつけるんですかということです。

○荒川道路建設課長 質問の確認ですけれども、 予算の張りつけといいますか、そういうことで しょうか。予算につきましては、来年度、例え ば国に要望します。要望するときに各土木事務 所から本庁の方でヒアリングをします。例えば どこどこ道路の工事をずっと継続的にやってい きますと、来年どういったことをやらねばいか んというのはわかっています。それで各事務所 の方からこういったところをこういうふうに要 望したいということで、額につきましてはある 程度の幅を持って聞き取りをします。聞き取り をした中で全体の宮崎県の予算の枠というのが、 シーリングというのがあります。1.0とか0.9と かありますので、その中で優先的にできるもの を考えて、そして国へ要望していくということ でございまして、その中で各事務所の予算の張 りつけというものはある程度はヒアリングした 中で決まってくるということです。最終的には 次の国会通りまして、内示がないとわかりませ んけれども、流れはそういうことでございます。

○濱砂委員 そういうことであれば、各出先の 案件もすべて本課の方に上がってくるというこ となんですね。ヒアリングをするために各出先 からすべてのものが上がってきて集約をしてこ こで決裁をするということなんですか。

○荒川道路建設課長 私が今申し上げましたの

は、予算、当初ですね。例えばどこどこ道路の 現場に1億円なら1億円予算をつけようとしま す。こういった当初のものにつきましては、本 庁の方で各事務所の路線ごとに考えないと積み 上がらないんです。今、委員がおっしゃるのは、 入札の例えば5,000万とかいうことでしょうか ね。

○濱砂委員 当初各出先から計画が上がってきて、ヒアリングをしてこれを採用しようということで予算がつくと。予算をつけるのは本課の方でするけれども、実際に入札をするのはかいと言われるところでやるという認識でいいんですか。ところが、その内容については本課でも全部わかっているということなんですか。入札のみが出先でやられると。

○児玉河川課長 私の方から補足といいますか、 御説明したいと思いますが、当該年度の事業計画を決めるのは本庁です。事務所と相談して決めるわけですが、その中で用地買収、調査設計関係、そして工事とございますけれども、そのトータル的な内容は本庁で把握しております。 それを実際に執行するのは事務所でありますので、例えば工事が当該年度2億円あったものをいろんな箇所に工事があるからそれをおのおのの箇所で工事を発注するとか、そういうことは事務所に任せております。具体的に当該年度どういう内容の仕事をするかというのは本庁も把握しておりますけれども、それ以降の工事、調査、用地買収、そういったものの執行については事務所に任せております。

○濱砂委員 測量設計から当初の計画からすべて一応は本課で確認をする。ただ、執行については出先でするという感覚でいいんですか。

〇児玉河川課長 そのとおりでございます。

○濱砂委員 すべての案件は一応は出先のこと

はわからないんじゃなくて内容はわかっている と。執行については出先でやるという確認でい いですね。

〇児玉河川課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○濱砂委員 わかりました。

○横田委員 素朴な質問をさせていただきたいんですけれども、公共事業をする場合の予定価格、それを決めるのは外部に委託をされるわけですか。例えばこの工事はどれぐらいの基準価格、かかりますよというのは、皆さん方で積算されるんじゃなくて外部の方に委託されるということですか。

〇郷田技術検査課長 この工事について幾らに なるというのはすべて私どもの方でやるという ことでございます。

○横田委員 例えば1,000万円の予定の工事が出るとします。それを業者さんがまじめに積算した結果、1,200万円はかかると、そういう積算が出た場合に、1,200万じゃ落ちないから、ぎりぎりまで頑張って990万で応札すると。結局みんな予定価格よりか高い金額で積算になったものだから、全体がずっと落として、95%と100%との間に全部が入ってしまって結局高い落札率になる、そういうことも十分考えられるわけですね。

〇郷田技術検査課長 おっしゃるようなことも あると思います。

○横田委員 逆にずっと低くなった場合のこと を考えたとき、かなり無理をして落札するということになると思いますけれども、そのしわ寄せは、先ほど長友委員も言われましたけれども、下請とかそういうところにしわ寄せが行くわけで、最終的には劣悪な工事につながるということも考えられると思うんです。どのくらいの落札率が一番適当なのか、難しいと思うんですけ

れども、そこらあたりはどのように考えたらよ ろしいんですかね。

○郷田技術検査課長 工事価格については標準 的な歩掛かり等のやり方で見積もりをやるわけ ですから、適正な標準的予定価格ということで 私どもはそれを標準としているわけで、あと応 札をされる方々が積算をされるわけです。そう なると、積算をされる場合は、先ほど説明しま したように標準的な方法で確立をされておりま すので、設計金額とほぼ同じような金額が出て くると思うんです。あとは現場条件によって、 業者の方々が企業の裁量でこの工事については もうちょっと下げて応札しようとか、現場によっ ては厳しい現場でリスクも大きいというような ところについてはぎりぎりでいこうとか、そう いうことでそれぞれの工事ごとでいろいろケー スがあると思うので、何%が適当かというのは 一概に言えないと思うんですが、私どもは標準 価格として設定をしておりますので、それが私 どもの基準ということでございますから、通常 はそれに近い額が私どもはそういうところで出 てくるだろうということを想定をしているわけ でございます。

○横田委員 自分たちが出した積算をかなり抑えて応札されるわけですけれども、もちろん公共事業は税金で賄われるわけですので、できるだけ安い方がいいことは間違いないんですけれども、例えば県内の倒産の状況を見ても土木関係の業者さんが一番割合としては多いわけで、決して高い落札率だったからもうかっていると、そういうことにはつながらないんじゃないかという気もするんです。もちろん業者さんを擁護するわけじゃ全くないんですけれども、予定価格の積算がちょっと安過ぎるんじゃないかとか、そういうことはないんですかね。こんなことを

言ったら怒られるかもしれませんけれども、今の業者さんたちの状況を見ても、落札してもうかっているとかそんな話を聞かないものですから、そこらあたりどうなのかなといつも疑問に感じているものですから。

○郷田技術検査課長 先ほどからの説明をして おりますように、私ども現場の条件等も調査を して、工法等もその現場に即して、現場現場で 工事計画を立てるわけです。それによって積算 をするわけで、標準的な積算をしていくわけで、 決して現場に対して見積もり工事金額が低いと いうようなことは私たちはないと思っておりま す。現場現場に応じた工事価格、設計をやりま すので、標準的といいますか、妥当な金額とし て積算をしているつもりでございます。

〇黒木主査 暫時休憩します。

午前11時5分休憩

午前11時10分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

○坂口委員 同じことを再度尋ねることになる んですけれども、なかなか混乱して、まず基本 のところから教えていただきたいんですけれど も、予定価格とか最低制限価格に関して、測量、 設計、調査という委託契約の分、それには予定 価格は表示しないと。でも、歩掛かりというも のがあって、単価というものがあって、それを 積み上げてこれだけかかりますよということで、 内部の参考として予定価格というものも出ると いう説明だったと思うんですが、ここまではそれでいいですかね。

○郷田技術検査課長 おっしゃるとおりでございます。

○坂口委員 歩掛かりという、A掛けるBで金額が決まるもの、歩掛かりの方なんですけれど

も、これはわかりやすくというか、平たく言えば、能力と考えていいかなと思うんです。委託なら委託で測量をしようとするときに、まずこの測量にはこういう資格を持った人が必要ですよと。その人がこの仕事を1キロ分測量をやっていくためには、歩掛かりですから平均的に日本の技術者のレベルで、その資格を持った経験を持った人のレベルで1日当たり何メーター進むでしょうと、1キロするためには何十日必要だから、まずこの人の人件費が幾らかかりますとかいったものが歩掛かりに当たる部分という理解でいいんですか。

〇郷田技術検査課長 おっしゃるとおりでございます。

○坂口委員 そうすると、今度はそれに1日当たりの日当の部分、福利厚生とかそういうものは別として日当の部分を考えると、これは全国的に違いがありますね。東京の給与と宮崎の給与は当然格差がある。そういう歩掛かりは日本人の平均能力だから北海道も沖縄も一緒でしょうけれども、単価の部分については、資材、骨材も含めてですけれども、当然地域性がありますね。ここはどんなぐあいに整理されているんですか。

○郷田技術検査課長 これについては毎年調査をやっておりまして、労務単価につきましては、年に必ず1回やって、資材単価につきましては年に2回、定期的にやっております。

○坂口委員 そういうものが積み上げられていって予定価格というものが決まる。この予定価格というのは、この仕事をやるためには何ぼ金かけてもこれ以上かかるわけがないよという線が予定価格なのか。平均的というか、常識的にこれだけあれば期待できる成果品は十分できますという、通常の場合、最低これぐらいのお

金があればこれだけの仕事はできるんじゃないかという解釈が予定価格なのか。この仕事をやるのにこれ以上かかるわけないと、これ以上の金額を示した人は契約の相手にならないという解釈でいいのか、そういうものを積み上げた予定価格はどっちになるんですか。

○郷田技術検査課長 予定価格ということについては予算上の話もありまして、上限設定というそこも考えなければいけないわけですけれども、設計の内容自体については標準的な積算ということになりますので、それと予算の上限設定というところで、行政側としましては、これ以上の額では難しいと、そういうことでこれ以上の応札価格はないですよという、そこの設定をしているところでございます。

○坂口委員 僕、理解がどうかなと思うんです けれども、予算が制限があるから予定価格がそ こにはめ込まれるという理解ではそうじゃない んじゃないかなという気がするんですけれども、 先ほどの歩掛かりと単価の説明からいくと、こ の仕事はこれだけの金額があれば、平均的な能 力、技術力を持ったところならば期待している 商品なり成果品なりは当然できますよと、これ 以上かかるわけはないですよというような、平 均的にですよ、こんなぜいたくというんじゃな くて、当然税金ですから最低これだけあればこ れだけのものはできるんじゃないかというのが 予定価格という理解に先ほどの歩掛かりと単価 ではすべきかなと思うんです、予算にはめ込む じゃなくて。最低制限価格なんですけれども、 委託業務には最低制限価格は公表もしないし、 最低制限価格もないという、ここに40%ぐらい の応札契約がありますね。工事契約には最低制 限価格を設けますと。それも大体60%以上で設 けることができるけれども、本県の場合70から80

ぐらいがそこにいく。それは現場現場で積み上 げたもので、これ以下ではこの工事は粗悪にな るんじゃないかという、これ以下ではできない という線を決めるんだと、それは地方自治法だ と思うんです。最低制限価格を決めることがで きる。決めなくてもいい。最低制限価格を決め るのは、やっぱり税金の支出先として一番税金 が有利に使われるところと、だから一番安い人 と契約しろと。ただ、工事とか製造とかに限っ ては、余り安過ぎて途中でそれが倒産したり逃 げていったりしたときは物もできなくて金だけ 払っているじゃないかと。それが一番県民に対 して有利とは言えないよと、そういう心配があ るところには歯どめかけて、それ以下のものは 疑わしいから必要に応じて最低制限価格で安い 人と契約しなくてもいいという安全策だと思う んです。最終的な意味で県民に損害を与えない という、そういうルールがまず一つあると思う んです。

本県の場合、落札率が非常に高い、全国でワ ースト1だと言われることで、一つにはこれを 悪いイメージとしてとるのか。もう一つには、 先ほど言われたような予算の制約もありまして ねというようなものでいたし方なく、もうちょっ と予定価格が高くあるべきじゃないのか、しか しながら、平均的これだけの金額があれば十分 この工事はできるよという、設定がシビアだけ れどもなと、しようがないものなというところ になっているのかという差があるとしたら、単 純比較で47都道府県をおまえのところ高いぞと 言われたって、僕らはそれには納得しちゃいか ん部分があるのかなと。それとも、それがシビ アだったら、高いというものについてはもっと 僕らもシビアに見ていかんといけないという判 断が、この数字だけ見せていただいてもまずで きないんです。

いろいろ設計書なんかを見てみますと、本県 で談合というものがなく正常にこれが機能して いく、それは今後の制度の改革だと思うんです けれども、まず発注者側の裁量の余地を排除し ていく、裁量はできないよということ。それか ら、先ほど言われましたような、可能ならばこ とごとくだれでも参加して、当然だれがメンバ ーなのかもわからない、業者サイドでも談合も できないという仕組み、それで現実的に可能な ライン、効率的なライン、すべてやったときに どこのだれ様がどういう意図で入札してきたか もわからんような混乱してしまう。それを県庁 の職員でこの人が適格だという審査ができるか といったら、二千何百本から出す工事を10本、20 本出しただけで1年かかってしまうと思うんで す。理想論の空理空論みたいなものもここで安 易に言われずに、シビアに詰めて実現可能で効 率的な最善の策を今後検討していただきたいと。 少なくとも行政サイドでは裁量権を極力なくし ていって、しかも裁量権がなくても不適格業者 が的確に排除できるようなシステム、裁量権は 僕はある意味では必要だと思うんです。不適格 業者というものを裁量的に排除していく。最低 制限価格と同様、県民に最終的には迷惑をかけ ない一番有利な相手を選ぶための一つの手法と してはですね。それが許されないような世論に なってきています。だからそれをなくす方法を 組み立ててほしいなというのが、これは要望な んですけれども、その中で本県の落札率が単純 に97は高いとか96が安いとか、条件付一般競争 入札が本当に最善の方法であるならば1%の違 いです。金額が大きければそれだけ調整できま す。小さい金額の中で調整していって、どこか に一生懸命頑張って利益とか経費の節減をと

いったって圧縮幅がしれていますよ。この数字 から単純に想定はできないけれども、1%の違 いならば、指名競争入札は談合が起こっていて、 条件付一般競争入札で起こってないという比較 も難しいと思うんです。

そういうのを考えたときに、本県の設計書を 見てみますと、委託業務で工事です。例えばこ れが地盤で穴を掘って物をつくっていくという 工事の設計書を一つは見たんですけれども、直 接工事費のところで掘削という項目があります。 掘削についてはどれだけの穴をここに掘りなさ い、そのためには土が幾つ動きます、使う重機 はこれです、どういう機械が必要です、安全の ために周囲にフェンスをつくります、往来の整 理のためにガードマンを立てますというのがよ くこれだけ緻密にやられるなというぐらいやら れています。ところが、掘削という作業で金額 が最低何ぼかかるだろうというのが一つ出てき て、そして掘削した土をどこかに持っていくと いう運搬という項目が一つ出てきます。そして その次、今度はここにコンクリートを埋めてと いう作業が出てくるんですけれども、これはこ れで置いといて、動かす掘った土なんですけれ ども、また物をつくってすき間のところにその 土を戻しなさいということで掘削運搬、そして 運搬埋め戻し、不陸整形、当然構造物の分だけ 土が余りますから、この土は産業廃棄物として どこかに捨てなさいと。産廃処分場というのが 出る。常識的に考えても、掘削をしてその土を どこかに持っていけば、業者はスペースを借り て、民間の土地なら使用料を払って仮置きをやっ ておかないとだめですね。そういうものが本県 の設計書から抜けているんです。そういう事例 があるから、先ほど横田委員が言ったよう に、99.99でも赤字覚悟の仕事でも予定価格が出 されているからそれ以上で入れられないという 実情がある可能性もあるかなと。これは業者擁 護でも何でもないですよ。談合がないというこ とを前提にして物を言えばということです。

例えば仮置きのために1カ月に3万土地代が かかります。10カ月工期があります。30万借地 料もちゃんと設計に入っていますよということ で予定価格に30万が入れてある。安全のために 人が立ち入れないようにしなさいというのも共 通仮設費で一式です。その中を詰めていくと、 セーフティーコーンという三角を何カ所かに置 いて、そんなもの月に2~3万もかかればいい わということで共通仮設費ということで積み上 げには入ってないです。ところが、現場に行く と、キラキラをつけて組み立てのネットをずっ と張ってやっている。あれだって月に何万もで す。これも抜けているなと思ったって、予定価 格があるからそれも積み上げられないというこ とで高い落札率になっているかもわからないで すね。ここらを排除しないことには、的確にそ こに必要な設計を積み上げていく、積算してい くと。

河川なんかになるともっとひどいですね。測量屋さんが入って設計をやったときの水位が1メーターしかなかった。ところが、工事するときは5メーターも6メーターもなる。現場の仮設費、それは大型土のうを積んでポンプを1台やって水をくみ上げろと。8時間作業するなら8時間だけそこを排水しなさいという作業時排水という、これは技術屋に聞きたいんですけれども、作業時排水の8時間ですね。ポンプ1台、25インチ以上ならば歩掛かりは0.172、25インチ以下なら0.142、だから5台までつけられると。でも、1台だから5分の1だよということ、実際6メーターもあれば大型土のうなんて工事

はできもしない。ある意味では矢板を打たねば ならんかもわからん。24時間くんでおく必要は ないんだと、8時間となれば、コンクリートを 打てば、次の日、水をくめばそこには汚泥が付 着する。段階確認どうしますか。汚泥が付着し ているからだめじゃないかと。コンクリートを 打ったら24時間、水は排水しないと次の段階に 入れないです。業者は24時間やる。ポンプが5 台要りました。これは県の勘違いだろうと思う んですけれども、0.17だから5台までは1人で やれるじゃないかと。一式で見ているじゃない かと。だから設計変更には応じられないと。そ の根拠というのは、仮設は原則任意仮設とする。 最低限特殊な条件があるときだけ指定仮設にや りなさいと。任意だから設計変更に応じちゃな らんという単純な考えなんです。ところが、仮 設工事というのも発注者責任で、現場でまず労 働災害を起こさない、公衆災害を起こさないと なったときは、これは任意であろうとも設計変 更に応じなきゃならんケースもある。そういう ときはちゃんと応じるから、まず県が示した設 計書で積算して予定価格を考慮して、これを基 準に予定価格に出しているから途中で県に漏れ たときは設計変更に応じて堂々と対応してあげ るよと、だからまずこれを信頼してやってくれ となれば、もうちょっと下がると思うんです。 談合がなければです。そこらもぴしゃっと整理 しないと、僕は世間の誤解を招くおそれがある と。

設計書とかずっと見てきたときに、まず本県で検討してほしいというのは、共通仕様書なり特記仕様書なりというのが一つと、法的に設計図書に入る施工条件明示書です。これはしっかり今後やってほしい。極端に言えば、この道路を改良するためには九州電力の電柱は何月何日

から何月何日に移転するよとならないと、そこ をやる施工計画は組めないんです。そこで工事 を何日も待たなきゃならない。リース機械の損 料、人夫の拘束料、そういうものがどんどん飛 んでいく。そのときにおまえさんたちの責任で 電柱移転分がないから仕事はできんじゃないか、 発注者責任じゃないか、うちの責任じゃないと いうものが整理されてなくて、設計変更に応じ られない。施工条件明示書、法的に担保された 書類に何らかでそこが明示されるべきと思いま す。こういうものを連帯して改善していかない と、自分の生き残りのためにかかった金は下さ いよということで業者は生きるための知恵を出 さざるを得ない。そのためにはぎりぎりもらえ る金をもらっていこうと、これは生き残り策と して当然です。談合を肯定するんじゃないんで すよ。法律改正の発注者、受注者は対等の関係、 それから協議簿の整備、設計変更の法的判断、 ここらだと思うんです。これは今なかなか大変 かもわかりませんけれども、中で詰められてい るものがあればそこらに関しての考え方を聞か せていただいて、このことを僕ら何ぼやっても、 これから何を引き出そうかというのがなかなか 難しいんですけれども、少なくとも今後改善を 図るために、そこらは今うやむや進んできてい た部分、これから先は憶測になりますけれども、 何とか談合やっていかないとしようがないと、 そういうことだと思うんです。

先ほどの最低制限価格なんていうのは、例えば本社が経費をやって福利厚生をぴっしゃりやっていく、あるいは若い新卒を雇って教育をしながら、赤字覚悟でそれを養成しながら、技術者、後継者、担い手を育てながら使っていくという、いわゆる一般管理費の部分、本社経費と言われるもの、こういうものは全部排除され

ています。それで競争やらせていったときに、 本当に納税者のために、最終的なエンドユーザーのために長い目でなっていくかという、ここらはよほど真剣に取り組んで考慮しながら改善策をやっていかないと、余り急がれるとまた次の問題が出てきそうな気がする。質疑にもならないけれども、これら何か概念的にも何か持っておられたらちょっと考え方を聞かせていただければ。

○河野土木部次長 確かにおっしゃいますとお り、いろいろ今後改善していくことはたくさん あろうかと思います。先ほどお話の中でありま した予定価格が安過ぎるという意見でございま すけれども、この予定価格の積算につきまして は、先ほど技術検査課長も言いましたように、 労務単価、材料単価、その時々の的確なタイム リーな単価を市場調査いたしましてつくってい るところでございます。したがいまして、単価 につきましては、私どもも正確な単価だという ふうに思っております。ですから、予算がない から予定価格を落としたとかこういうことは一 切ございません。正確な単価で設計書をつくっ ています。予算がなければ工事はできませんし、 また工事そのものも100%できるわけございませ んから、工事の方を例えば落としていくという ようなことになろうかと思います。

積算の中に抜けているのがあるんじゃないかというような御指摘もございました。この点につきましては、現在、我々その事実がわからない状況でございますので、今後そういうことのないように的確な積算をするよう、注意を喚起していかなきゃいけないというふうに思っております。

制限価格につきまして、委託業務の場合は確かに最低制限価格がございません。工事の場合

ははっきりと担保するものができなければいけませんものですから、ぎりぎりの工事をするためにはこれだけの金額が必要だという最低制限価格は必要だと思います。委託の場合はどちらかというと頭脳、コンサルのそういうものですから、ノウハウのたくさんある経験の豊富な方であれば、うちはこれぐらいできるというようなところがございます。したがいまして、全国的にもそうですけれども、設計委託の場合は最低制限価格は設けられてないというのが実態でございます。

これは透明性の確保という観点からでございますけれども、工事の発注状況につきましては、13年度からでございますけれども、年間の工事発注物件につきましては全部閲覧していただいて、公表している。そういうようなことにも取り組んでいるところでございます。いろいろ改善すべきところは、先ほど言いましたように、こういう事件をきっかけとしまして我々もやるべきことはできるだけ早くやっていかなきゃいけないという決意でおります。どうぞ御理解の方よろしくお願いしたいと思います。

○坂口委員 そうだろうと思うんです。ただ、漏れについてはあるないとかは言わないけれども、素人なりにこれまでのいろんな金抜き設計書なんか見たときに、例えば次長は特に建築方面ですし、またここに前、うちの所長をされた富高さんもおられる。河川とか港湾なんですけれども、例えば港湾なんかでは物をちょっと動かすのに横持ちという項目まであります。遠いところまで持っていかずにちょっと物を動かすのに、当然クローラークレーンなりトラクタークレーンなりが要るから、それも歩掛かりをこさせて、1日当たり能力で何個まで動かせるからという緻密に積み上げられています。ところ

が、一般土木なんかを見ると、仮置きもなければ製作ヤードもなければというような、項目が それだけしか起こしてないというのを現実に県 発注、市町村発注ので目にしているということ で、まずこれを今後注意していただきたいなと。

建築になると、例えば現場の安全管理のとこ ろでガードマンですね。最近改善されているの も積み上げ方式もあるけれども、昔のは一式で、 遠隔地だったらガードマン1人、市街地で2人 だよというような形での共通でしか見てない。 一式なんです。ところが、実際には何人も立っ ています。道路工事なんかになると10人ぐらい ガードマンが立っている。あれらを見たって、 両方の入り口ぐらいまでしか見てないのが実際 なんです。業者は見てもないものを一生懸命自 分のところが赤字覚悟ででもという入札はやら ないと思うんです。予算があるから仕方ない。 しかしながら、ここで事故を起こさせない、労 災、公衆災害を起こさないためには10人必要と かわかっていながら、でも設計書に書いてない、 そういうものを見れば予定価格を超してしまう、 結局はそれでやっていかざるを得ない。そうす ると1円も残さず予定価格をどうしても欲しい と。赤字出してまでは仕事をしたくない。しか しながら、会社を回すためには仕事が必要、そ の両立をするためにはおのずとそこで知恵が出 てきて、これ、ある、ないを言うんじゃないで すけれども、一つの知恵の行き着くところとし て、みんなで相談してぎりぎりでいただこうか というのがそこに素地として出てくると思うん です。徹底して競争しろ、一生懸命やっただけ の対価は、企業に努力をお願いする部分と対価 を支払う分とは別だよと、創意工夫を評価対象 にするなんてばかな考えを持っている現場監督 的立場の人もいるけれども、創意工夫というの

と必要なコストというのは全く別個だと思うん です。交通安全を確保するためにうちは赤字覚 悟で県は2人しか見てない交通誘導員を10人つ けましたと。事故の排除の可能性が物すごく高 くなるからうちの創意工夫ですよなんていった ときは、それは経済行為としてどこかでその分 は持ってきますよということになります。こう いうものを創意工夫で評価するなんて手法が認 められているとすればここらも問題で、チェッ クしなきゃならんところがいっぱいあります。 今の公共事業あるいは建設業というものに対し て世論の目の中で、しかも合法的、そして的確 にやっていって、不適格者を裁量権なしで遠慮 してくださいという方法をとるためのルールづ くりというのは、今までのものの延長線上では また問題が出てきそうな気がするんです。ここ は素人の感覚に返っていただいて、もう一度設 計書なりを見て、これは本当にそうだなという こと。

特にお願いしたいのが指定仮設あるいは任意 仮設の判断と設計変更の可否とか、それと協議 簿の徹底、指示書の徹底ですね。でき得ること なら指示書なんかは、知事、部長通達あるいは 所長通達あたりで受注者側に契約の際に、あな たのところは指示書に従わないような変更を やったときはそれはおのずの意思で変更したも のとして、後で手戻りなり、やり直しなりを指 示することがありますよというぐらい強い通達 を出して、現場の担当職員がここをこうやって くれないかと言ったって、業者が指示書をくれ と、対等の関係だからくれと、やらなければう ちはできないと、それでもだめならば所長のと ころでも行って、指示書が出てないのをこう言 うけれども、本当にやっていいのかと、あんた 担保してくれるかという、そういう対等の関係

でいけるように……。なぜ指示書が出ないかというのを総合的に見てみると、一つには、自分の責任の中で完結しないと自分の技術を評価されるかなという心配も担当が持っているのかもわからんなという感じも受けるんです。そこらはとにかく総合的に精査してほしい、再構築してほしいということ、これは要望でとめておきます。

○徳重委員 河川課長にお尋ねいたします。宮 土の関係ですから直接がいいのかどうかわかり ませんが、落札率の低い方からということで資 料をいただいたところですけれども、1位にラ ンクされております河川工事の1億8,604 万9,000円という予定価格が、落札価格が1 億4,544万6,000円、落札率78.18%ということで す。これ、4,060万3,000円低い価格で落札され ております。約2億円事業ですから4,000万切っ て、先ほどおっしゃいました予定価格は正常な 積み上げからなったものと、その中で4,000万を 切ってまともなというか、基準どおりの、皆さ ん方が専門家として見られていい仕事ができて いるとお考えなのか、検査結果なり教えてくれ ませんか。

○児玉河川課長 落札額につきましては、まず 予定価格を算出しますが、それから先ほどから 話が出ていますように最低制限価格を出します。 工事をやり遂げるのに必要な価格を個別に積み 上げたものが最低制限価格になるわけでござい ますけれども、その最低制限価格よりは上回っ ておりますので落札になっておるわけでありま して、この落札金額であればこの工事について は適切に執行できるという判断をまずしており ます。後は実際どう業者さんが施工されるかと いうことになりますが、国の方ですと最低制限 価格を設けておりませんので、それより低い額 になりましたらいろんな調査をしたり、監督者をいっぱいつけたりして厳密に施工管理していくわけです。県の場合にはそういう制度になっておりませんので、通常の現場監督、そういった業務をやっていくわけですが、当然私どもが出した条件、工事の仕様、そのとおりにきちっとやっているかどうかということについて厳しく現場監督しながら、実際我々が求めたものがちゃんとできるかどうかというのを監督していくということでやっておりまして、これまでのところ、でき上がった成果品を見ても適切に執行されておるというふうに考えております。

○徳重委員 この10件の落札率を見てみまして もほとんど97~98%、その次に高いのが91%と いうことで、全体的にかなり高価格というんで すか、1億円以上ですからほとんど1億円以上 の数字が並べられておりますが、97%、97%、94 %、90%以上になっているわけですね。これは 入札ですから間違っているとかそういったこと を言っているんじゃないんですが、この1億円 以上の仕事で今おっしゃいました最低制限価格 というのはまだ抑えられていると判断してもい いものでしょうか。河川のこの事業については78 %だったかもしれませんね。78%で0.18オーバ ーしておったかもしれませんね。それで落ちた ということは理解できるんですが、あとの部分 についても、まだ低く考えても一般的に可能と 見てもいいものでしょうか。河川課長でなくて もいいんですよ。今、河川課長に聞いたのはこ の部分だけですから、あとの部分について最低 制限価格がもう少し下げられるものかどうか、 入札は自由ですから、そのことを言っているん じゃないんですが、まだ下がってもいいと判断 されますか。いかがでしょうか。

○郷田技術検査課長 先ほどから説明しており

ますとおり、工事価格については適正な見積も りをやっているというふうに私ども判断してい るわけです。現場現場でそれぞれ違うと思いま すので、この現場がどういう現場であるかとい うようなことで、その余裕があるのかどうか、 そこらあたりは何とも言えないところかと思っ ております。

○徳重委員 ちょっと奇異に感じるんです。1 億円以上の工事が90何%台のもある。あるいは 1位の分は78で落ちている。その次の5,000万以 上1億円未満のはほとんど90%台、そしてその 次の5,000万円以下になると落札率がぐっと落ち て70%台です。工事金額が低いのが最低制限価 格がぐっと落とされているという判断でいいん でしょうか。現場現場違うことはわかるんです よ。金額の多いのが高くて金額の低いのは低く 落とされているという理解でいいんでしょうか。 ○後藤管理課長 落札率については入札の結果 ということでございまして、そのときの参加者 の意思表示の最低の価格で、そしてなおかつ最 低制限価格を上回っておればその分の落札は成 立するということになっておりまして、現場現 場を判断して業者さんが応札したという結果で ございます。金額の多寡によって落札率が、1 億円以上の工事、下位10件、あるいは5,000万以 上1億円未満、落札下位10件、この数字が全般 的とかそういうことではありません。あくまで 今出しておる数字についてはこういう結果が出 ておるということでございます。

○徳重委員 私が奇異に感じているのは、金額 の多いところが高い落札率になって、金額の低 いところが落札率が抑えられているというその ことが、業者さんが入札された結果と言われれ ばそのままなんです。それは悪いと言っている んじゃないんですが、ちょっと困るなと、こう

思っているんです。業者さんが困っているんじゃないかと思うものですから、あえて申し上げました。

○郷田技術検査課長 このデータは、母数といいますか、データ数にもよると思うんですね。 工事件数が幾らであったか、件数によっていろいろデータが出てまいりますので、結果を並べてみるとこういうふうな結果になっているということです。

○後藤管理課長 委員の数字上の疑問というのはわかるんですけれども、結果として落札率を挙げたらこういう結果が出ているのであって、数字の関連性といいますか、そういうものはないと。まさに落札率については適正な入札の結果であるということで私どもはとらえております。

○徳重委員 同じことを尋ねて大変恐縮なんですけれども、例えば1億円以上の1位の河川の工事と、8位にランクされています海岸の工事、これが金額として1,000万しか高くないんですが、落札価格からいうとこの差だけでも3,700万あるわけです。同じ金額で予定価格があるのにですよ。今いろいろおっしゃいましたが、ここは工事が大変で全く余裕がないんだとおっしゃるかもしれませんが、しかし、何か奇異な感じがするんですね。予定価格は同じような価格で何でこんなに3,700万も落札価格が違うのかなと思いますが、いかがですか。

○児玉河川課長 落札金額等につきましては、 当然適正に入札された結果だと考えております が、落札率が大きく違うのがございますけれど も、これは入札に応じられた業者さんがそれぞ れの判断で入札された結果だと思いますけれど も、例えば落札率が低いものについては、極端 に言うと、もうけを度外視して入札された結果 だと考えております。先ほどから申しておりますように、いずれにしましても、最低制限価格よりは上回っておりますので、私どもとしては落札された業者さんに後は適切に工事を執行していただく、そのことに向けて我々はしっかり現場監督もやっていくということで考えております。

○黒木主査 今、広範囲にお受けしていますが、幅が広うございますので、どこかで集中的にやらないとどんどん広がるものですから、午後の時間はできましたらどの部門かに集中してその分を御審議したらというふうに思いますが、例えば先ほどから出ておりますヤマト設計に関しての関連とか、そこ辺に絞っていったらと思うんですが、いかがでしょうか。大体いろんな分野についてはお聞きをしましたので、いいですか。

○後藤管理課長 先ほど資料要求の話がありましたけれども、指名審査会の関係の資料でヤマト関係資料、これについては資料選定はあるんですけれども、今現在、警察の方に押収されておりますので、提出できないという状況であります。

○権藤委員 本当に必要なものについては警察 がコピーしてくれるんです。警察に資料要求し てください。

○郷田技術検査課長 ヤマト設計についてのお 尋ねがございましたので、お答えしたいと思い ます。平成元年4月に誘致企業として調印をさ れておりまして、平成2年に宮崎支店が開設に なっております。受注の実績でございますけれ ども、平成12年以前……。

○黒木主査 それは午後に資料で下さい。メモ書きでも結構です。

○後藤管理課長 権藤委員の言われた件につい

ては、休みの間に警察署の方にもお願いをしま して、出せないという回答を得ております。

○権藤委員 それは皆さんが求めた資料なのか、 この委員会が求めた資料なのか。審査に必要だ ということで、もう一度要求してほしい。

○後藤管理課長 わかりました。再度確認しま

○黒木主査 資料については、先ほど要求した 分はメモでも。

〇中野副主査 関連。ヤマト設計、受注委託業務、出ていますね。平成15年度ゼロ、ゼロ、ゼロ、何えば指名がゼロだったのか、これは今の関連でわからんのですかね。平成15年度、指名が何回入ったかというのは関連でわからんわけですか。

○郷田技術検査課長 それは後ほど資料として まとめたいと思います。

○権藤委員 午後の審議とも関連あるので、間 に合えばお願いしたいんですが、9ページに入 札目とか書いてありますが、設計の仕事、監督 の仕事、こういうものについては、その後に土 木業者が受けたものについて工事が終了するま で設計の責任監督というものは及ぶというふう に一般的には考えられます。そういう意味で、 一つには7月12日に落札しておりますけれども、 この工事がいつまで続いて、例えば17年度に工 事が終了したということなのか、受注した設計 料525万、こういったものの責任範囲がいつまで 続いているのか。例えば一番下の部分等につい ては2月末ですから、実質的には繰り越しになっ たのかなという気もしますが、そういう受注の 責任の終わり、いつまでの分を462万で落札した と、そういうものがこれでわからないんです。

そのことと私がお願いしたいのは、普通は工 事能力といいますが、設計能力がこんなにたく

さん受注してあったんだろうかという意味で、 間に合えば、そんな難しくないと思いますが、 宮崎営業所だけで対応したんであれば、宮崎営 業所は営業を一生懸命する所長さんだったとい う新聞報道は聞いていますが、しかし、1人の 人間ができる能力というのは決まっているわけ で、設計の陣容、能力、そういうものがこのヤ マトなるものにあったのかどうか。さっきの期 間を聞いたのは、そういうものがみんな集中す るんじゃないかという素人的な考えで聞いたわ けですけれども、それが仮に外注したり孫請し たりというようなことがあったんであれば、ま たそれも問題じゃないかなと。それはわからん かもしれないけれども、そういう意味で工事期 間の終了、それから陣容、これはわからんかも しれませんが、本当にヤマトがこのピーク期間 に消化できるだけの能力があったのかどうかを どういうふうに判断をしてヤマトを指名に入れ たのか、そういったこと等を午後にはお答えを いただければというふうに思っております。

○黒木主査 各課で説明ができるように各箇所ごと、課長さんはそれぞれ考えておいてください。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時3分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

午前中申し上げましたように、午後につきましては集中審議をしたいというふうに思いますので、ヤマト関係についての関連という形の集中でお願いをしたいと思います。

○徳重委員 午前中の会議終了後でしたが、私の方から資料の請求をさせていただきました。皆さんのお手元にあろうかと思います。お許し

いただきたいと思います。

〇黒木主査 権藤委員の資料についてはこれで よろしいんですか。まだ何か不足していますか。

○後藤管理課長 議事録につきましては押収されておるということで、警察の方に今、職員が出向いて交渉しております。

〇黒木主査 それでは、どうぞ。

○長友委員 先ほどちょっとお答えされようと していましたけれども、平成元年4月に誘致企 業として立地調印をして、平成2年に宮崎支店 開設されております。その後の平成2年以降、 そのあたりの指名回数とか、入札をとられた件 数とかそういうのはわからないんですか。

○郷田技術検査課長 平成12年度以前については、この書類関係、保存期間が5年となっていまして、記録として残っておりませんので、資料としてはつくれませんでした。

〇長友委員 それがないと比較はできないんで すけれどもね。

○後藤管理課長 ヤマト設計の入札参加資格は 平成9年7月1日からになっております。

○権藤委員 提出をいただきました資料で完了 日というのが入った資料をいただいたわけです が、17年11月現在で宮崎支店は11名の陣容だっ たということなんですが、余り資料ばかり求め てもいけないと思いますので、限定的にお話を しますけれども、17年度は7月から、2005年から2006年にかけて9件の応札をしたということ で、陣容が多かった時期かなと思うんですが、 これは発注側のいろんな形として見て、11名の 陣容なら設計管理業務がスムーズにいけるという判断で9件の応札ができるように指名をした というような解釈でいいかどうか。

〇郷田技術検査課長 資料を見てみますと、確 かに委託業務の期間が重なっている部分はござ いますが、会社全体として技術者数が30名、1 枚資料の下の方を見ていただきますと、平成13 年度から17年度ヤマト設計受託委託業務という 先ほど配付をさせていただいている資料でござ いますが、宮崎支店には11名ですけれども、業 務が重なりますと全体で対応するというような ことになっておるようですので、業務の遂行に ついては支障がなかったのではないかと判断し ております。

○坂口委員 関連してですが、職員数、技術者数と業務を健全に遂行できるという関係ですけれども、事務的というか客観的には、例えば技術の種類と、こういう技術者なり資格者なり経験者を1人はこの現場に必ず責任者としてつけてダブることはできないというようなそういった基準というのは、大まかには設計業務、測量業務ではどんなぐあいになっているんですか。

○郷田技術検査課長 この委託業務については そういう規定は特に設けておりません。

○坂口委員 そうなると、会社自体の技術力と か評価力によってここなら大丈夫、大丈夫でな いという判断が、指名審査会なり業者選定の過程で会社に対してやる基準というか、内部かど うかわからないですけれども、そういう客観的 な線引きで指名とか選考されていくということ になるわけですか。

○郷田技術検査課長 指名をする場合は、どれぐらい業務を抱えているか、そこらあたりも調べた上で指名をしていくということにしております。

〇中野副主査 ヤマト設計受注委託業務、この 資料をもらっていますけれども、落札金額です が、普通、一般公共だと最終的に設計変更とか いろいろありますけれども、こういうコンサル タント業務の場合は落札金額イコール最終支払 い金額、設計変更とかそういうのはないんですか。

○郷田技術検査課長 この委託業務についても 特に必要な場合は変更する場合がございます。

〇中野副主査 ここに上がっている金額の中で 後から追加したとかそういうのはありますか。

○郷田技術検査課長 それは手元にございませんけれども、変更をしている可能性はございます。

〇中野副主査 それは時間的にどれぐらいかかりますか。

〇黒木主査 昨年分だからわかるでしょう。

○中野副主査 ただ、この辺は土木事務所長単位だから本課にはなかなか……。これは土木事務所でやるんでしょう。

○郷田技術検査課長 それぞれ担当の各課の方 で調べて回答させていただきたいと思います。

○黒木主査 午前中申し上げましたように担当 課の方で答えられると思いますので、担当課で お答えください。

○荒川道路建設課長 道路建設課の分はこの表の中で上の方から7番目、都城土木事務所地域連携推進事業というのがございますが、函渠設計、入札日をここに書いております。これにつきましては、落札金額が787万5,000円となっております。これにつきましては、最終請負が917万5,000円になる予定にしております。工期が平成18年2月1日、工期そのものは2月1日ですけれども、入札日は1月27日です。2月1日から平成18年12月28日というふうになって、年度をまたがっております。ということで、現在進行中でありますけれども、一応今申し上げましたような請負額になる、変更になると思っております。これにつきましては、副主査のおっしゃいましたように、設計を発注した後に、基礎地

盤等、その地質等の関係が明確になってきたということから基礎の検討を若干追加したという ことからこういうふうになっております。

それから、一番下の日向土木事務所の地域連携推進事業の橋梁設計でございます。工期等はこれに書いておりますが、来年の1月31日まででございまして、これにつきましても、入札額につきまして現在のところは恐らく契約額の変更はないんではないかというふうに判断しております。まだ途中だものですから明確にわかっておりませんけれども、内容的には若干変わる可能性はあるかもしれませんけれども、現在のところは変更なしというふうに伺っております。

そして、工事の予定でございますけれども、 これにつきましては、都城土木も日向土木も通 常の地域連携推進事業ということで平成19年度 に工事着手できたらいいなというふうに思って おります。

○荒木道路保全課長補佐 道路保全課でございますけれども、お手元の資料の上から3番目が道路保全課発注になっております橋梁の維持事業でございますが、これが1,470万ということになっておりますが、変更いたしまして1,750万ということになっております。橋梁2橋の追加設計の変更で追加をいたしております。

それから、下から4番目の宮崎土木事務所の 分ですけれども、災害復旧事業ということで落 札金額724万5,000円でございますが、これが変 更になりまして、772万3,000円ということで変 更の契約をいたしております。

〇黒木主査 4件ですか。

○児玉河川課長 河川課分が2件あるんですが、 設計変更につきましては把握しておりませんで したので、今、調べさせております。

あわせまして御説明いたしますと、一番上の

案件が河川の事業でございます。これは宮崎土木発注の小松川の河川改修に伴います橋梁の詳細設計でありまして、設計委託自体が昨年11月28日、これは上下が間違っておりまして、1番目と2番目の完了日が入れかわっております。訂正いただきたいと思いますが、一番上が完了が9月16日、2番目が完了が10月28日です。この分につきましては、昨年9月16日に設計が完了いたしまして、その工事につきましては、18年1月に発注いたしまして、本年9月に工事も完了いたしております。

それから、下から2番目でございますが、高 鍋土木事務所が発注いたしました鬼付女川の河 川改修に伴います橋梁の詳細設計でございます。 これにつきましては、本年10月30日に設計が完 了して成果品を受け取ったところでございまし て、工事につきましては、来年度以降というこ とで今考えております。設計変更があったかど うかについてはもう少しお時間をいただきたい と思います。

○荒木道路保全課長補佐 道路保全課関連でございます工期と工事の発注の状況でございます。 お手元の資料の2番目の西都土木事務所発注の 関係でございますが、道路設計の工期につきま しては、17年7月15日から10月28日までとなっ ております。その設計に関連いたします工事に つきましては、18年度の発注予定ということで ございます。

3番目の道路保全課発注の橋梁設計の工期で ございますが、2橋追加としたものでございま すが、設計の工期につきましては、平成17年10 月13日から平成18年2月28日までの工期となっ ております。工期につきましては、当初5橋の 耐震工事ということでございまして、完成をい たしておりますものから工事中のもの、来年度 以降発注の工事までとなっております。

4番目の西臼杵支庁発注の道路設計の工期で ございますが、これは平成17年10月28日から平 成18年2月28日までとなっております。工事に つきましては、道路災害の路側の工事でござい まして、ことし12月の発注予定といたしており ます。

5番目の日南土木発注の橋梁設計の工期でございますが、これにつきましては、工期は平成17年11月1日から11月30日となっております。工事の内容につきましては、橋梁の耐震の工事でございまして、18年度内の発注予定ということでございます。

その次の6番目になりますが、宮崎土木発注の災害復旧事業の橋梁設計の工期でございますが、平成17年11月17日から平成18年1月25日となっております。この工事につきましては、12月以降の発注予定ということでいたしております。

○児玉河川課長 先ほど不明でした設計変更の 有無でございますが、一番上の宮崎土木事務所 発注の小松川の橋梁設計、これにつきましては、 落札金額どおりで設計変更はございません。

下から2番目の高鍋土木事務所発注の鬼付女川の橋梁詳細設計でございますけれども、これにつきましても委託額1,134万で設計変更はございません。

〇黒木主査 日向土木の分はないんですか。

○荒川道路建設課長 日向土木につきましては、 最初御説明したかと思いますけれども、現時点 においては落札額462万、これと契約額の変更は ないのではないかと思っております。工期が1 月31日だものですから、今のところないのでは ないかというふうに考えております。

○後藤管理課長 議事録の一部といいますか、

警察が違うために1つだけ届いておりますので、 その分をお届けしてよろしいでしょうか。

○権藤委員 午前中、私が発言した中で、設計 監督の契約額と業務の内容ということについて、 一部私の理解している部分が間違っている分が あるのかなと思ったんですが、この請負金額で 請け負った設計というのは要するに工事の進行 度に応じた管理監督業務というのは入らないと いう解釈ですね。わかりました。

もう一つは、先ほどの中で道路保全課の出された部分については280万の追加契約あるいは金額修正、宮崎土木の下から4番目の分については48万の増額、都城土木については130万の増額ということなんですが、こういったことについては手続をいま一度御説明いただければと。増額が妥当であるという判断をしたという手続等についてですね。

〇荒木道路保全課長補佐 道路保全課発注の橋 梁設計の関係でございますが、1,470万から1,750 万に増額したものでございますけれども、これ につきましては、 諸楠橋と尾平野橋の 2橋を追 加いたしております。この追加につきましては、 当初、耐震補強の設計の対象につきましては、 昭和55年よりも前の道路橋の示方書というのが ございますが、それを適用している橋梁という ことでやっておりました。当初の調査の段階で は、今申し上げました2橋につきましては平成 3年に完成していたということで、55年に改正 されてから先の新しい道路橋の示方書を適用し てやっていると思っていたところなんですけれ ども、確認をいたしましたところ、55年よりも 前の53年の道路橋の示方書が適用されていると いうことが判明したものですから、急遽耐震補 強の必要性を確認するために変更で追加をした というものでございます。

○権藤委員 事実はわかりましたが、手続的なルールはどういうふうになっているんですか。例えば土木事務所内部でこれは耐震構造が織り込まれてなかったと、織り込もうというような形で280万の追加というのが、手続的には例えば技術検査課が申請してオーケーと言ったからとかそういうルールがあるのかどうか。

○荒木道路保全課長補佐 手続の方につきましては、確認をいたしましてからお答えいたしたいと思います。

○坂口委員 今のは5つの橋の耐震構造か診断 かがまず当初で発注されて、近隣の橋梁か、同 じ河川の橋梁だと思うんですけれども、あと2 つの橋がまた別個に必要になったということで 増額変更というか、契約の業務内容が増になっ てそれに伴う変更と思うんですけれども、あと 2つのものを新たな入札対象物件として新たに そこで指名を組んで契約の相手方を再度決定し ていくという手法も一つあると思うんです。た だ、効率を考えたときに、俗に言う管理費経費 の部分、そういったものを効率よくやるために 常識的な範囲内か類似する工事かというものは、 効率を考えればその業者さんがついでにやれば 共通経費というものは省略できるから安くなり ますね。ただ、それにはいろんな仕組みが必要 と思うんです。何%までですよとか、合算経費 が見られる範囲内ですよとかいうのが、そこら のルールをまず説明していただいて次に移って もらうと理解しやすいなという気がするんです けれども、ルール的なものというのは……。原 則論でいいんですよ。そういう仕分けがしてあ る、ないとか。

○児玉河川課長 具体的な案件はわかりませんので、一般論として御説明いたします。委託の場合に設計変更の対象にするかどうかといいま

すのは、委員がおっしゃったように、例えば橋 の設計1本を発注していて、もう1本発注する からその追加というのは当然おかしいですから、 そういうのは論外だと思いますが、内容により まして、委員がおっしゃったように例えば5件 のものを同じような仕様で設計チェックする。 本当はあと1件しなければいかんかったという 場合には、それも一緒に加えてやった方が同じ 目で見れるし、同じ仕様でチェックもできると いうことで、そういう場合には合理性があると 思いますから、そういったものについては追加 して委託をお願いすることもあり得ると思いま す。今度は手続の話でございますが、それにつ きましては、担当者から業者さんに指示書を出 しまして、それを所内で決裁とって、確かにこ れはその仕事に含めた方がいいということで決 裁をとった上で事業を執行することになってお ります。あと何%までというお話がありました が、それにつきましては、何%までという基準 はございません。常識的な範囲というのはある かと思います。

○坂口委員 考え方、二様と思うんです。類似して共通の仕様で管理監督も発注者側もやりやすいから、現場も近くて同じものなら増額で追加発注して、随意契約のたぐいに入るのかなと思うものですから、それも一つの合理性があると思うんです。しかしながら、一つそこで大切なのは、同じ成果品を期待できる範囲内で最小の支出で終わらせるという意味で、受注された方は当然そこで競争力を持っているというものよりに企業の作るというものができて、新たに競争させていく。技術というのは、先ほどから言われますように企業の施工能力とかそういうものを根拠に指名選択をやっていく

んだということですから、理論的には技術力は みんなそれにまさるとも劣らないものを持って いると思うんです。そこのところはやっぱり客 観的な内部でのルールづくりというものがあっ て、現場が飛んでしまえば金額の多寡にかかわ らずこうやっていくよとか、経済比較をやって、 成果品はほとんど同じものが期待できるだろう と。そういうときには、今度は現場を管理する 県職の人たちの効率性とかそういうものを総合 的なトータル比較をやって随契がよかろうとか いう、やっぱり合理性がないと、悪意で考えれ ば、今は53年基準だか、55年基準で構造自体が 新たな基準に乗っかっていると思っていて後で そうじゃなかったというのがわかったという理 由がありましたけれども、そういうものが近く に点在していたら、5本までまずやらせておい てついでに2本やってしまおうかという、うがっ た見方ですよ、そういう合理性をぴしっとやっ て説明責任を果たすどころか説明を求められる 必要もないというような、ルールもないとちょっ と心もとないかなという気がするんです。そこ らはこれからのことでしょうけれども、今の答 弁で理由はわかりました。

○権藤委員 例えば上から2番目の西都土木の分については157万5,000円で落札しているわけです。その金額よりも大きい280万がどういう形で認められているのか。先ほど児玉課長が言われた手続をとっておるのであれば、警察に押収されているかどうかわからんけれども、そういう書類を見ないと、何百万もそうですかというわけにはね。例えば1件か2件しかとれない業者から見たら、1つの契約額よりも大きい額を追加で認めている。都城の130万の追加、この2件についてはほかの人から見たらいいわねと、そういう意見がほかの業者から出てくるという

ことを含めて、今回は特にヤマトに絞っている わけだから、そこに不明朗があったかどうかと いうことは、これは私どもが判断すべきじゃな いけれども、少なくとも手続が間違いなく、瑕 疵がなく普通どおりの手続がされているかどう かということはこの委員会で確認をする責任が あると思うんです。したがって、その部分につ いては追加手続と資料を出してもらって、手続 だけは間違いないですよということは、今すぐ はできるかどうかわかりませんが、お願いした いと思います。

○荒川道路建設課長 下から3番目の都城土木 事務所の函渠設計につきまして、先ほど言いま したように787万5,000円から917万5,000円、増 額しているということでございます。これにつ きましては、先ほど変更理由等申し上げました けれども、甲乙協議しまして指示書をお互いに 書きまして、指示書で指示しているという状況 でございます。これにつきましては、ボックス カルバートで道路が横切りますと、市道等を横 切ります。それが立体だものですからボックス カルバートをつけて市道等を下を通してやるよ うにしております。そういった設計をするとき、 ボックスカルバートの基礎の部分につきまして 地盤が悪いというのが判明したものですから、 その分を追加したということで甲乙協議をしま して、別途発注するよりもその函渠の中で、そ のすぐ下のものだものですから、その中でやっ た方がいいということでこういうふうになって いると聞いております。

○権藤委員 課長が平たい言葉で説明していただいたので、それはそれとしてわかるんですが、先ほどから言いましたように、1件150万というのが、立派な入札の件名ですから、それがとれてないところもあると思うんです。そういった

ところを含めて、今ここが問題になっている会 社ですから、できましたらこの2件について変 更の手続の書類をこの委員会に出してほしいと いうことを委員長にお願いしたいと思います。

- **〇黒木主査** それはできますね。
- ○荒川道路建設課長 資料につきましては、大 至急用意したいと思います。
- ○中野副主査 関連ですけれども、ヤマト設計の9件分、これの追加金額、最終金額、変更金額、トータルを出してください。

それともう一つ、きょう、昼飯食っているときにテレビで流れたんです。いわゆる予定価格の話で、出納長と部長か次長かと組んで価格を決めておったと。そんなテレビに出てしまったら、聞かんわけにはいかん。どれがと聞いたって、これですわと言えるはずがない。一つ聞きたいのは、例えば来年予算時期ですね。来年、単年度でやる公共事業なんかの予定額をとるじゃないですか。そのときの設計コンサルタント料、それはどうやって見込むんですか。それが大体金額の3%か4%、見込みです。そこ辺はどうやって。

○児玉河川課長 来年度の予算を国に要求する 段階では、詳細な積算をやっておりませんので、 詳細な額はわかりませんけれども、これまでの 事例からおおよその金額は推定できます。そう いったものをもとにして予算をはじいておりま す。それで予算要求するわけです。実際に当該 年度に予算がついてから事務所の方で詳細な積 算をして委託額が決まってくるということで、 それまでの間は過去の例からとった概算額でご ざいます。

○中野副主査 昔から私はそういうふうに聞いていたんだけれども、建築と土木で違うでしょうけれども、設計コンサルタント料、これは普

通に大体何%とかそういう話じゃないんですかね。案件でそれぞれ違うだろうけれども、概算を組むときには大体何%ぐらいとかいう見込みで組むんじゃないんですか。

○河野土木部次長 設計委託料は一応積算根拠がありまして、積み上げでございまして、コンサル等が後で言っていますのは、結果的に見てはじいた金額が3%とか4%になるというようなことで話をしているんだろうと思うんですけれども、あくまでも我々がつくります設計書は積み上げでつくっておりますから、もともと3%とか4%とかいう数字ではございません。

〇中野副主査 概算で出すときも大体積み上げているわけですか。

○河野土木部次長 今、河川課長が言いました ように、要求する場合、過去の事例等で大体こ れぐらいだろうという概算で見積もっておるわ けです。

〇黒木主査 変更後の金額はすぐ出るでしょう。 出てなければ、進みます。

○長友委員 もう一回ヤマト設計の指名回数と 受注回数の関係についてお尋ねしますけれど も、13年度以前が出ないということなんですけ れども、18年度、まだ集計されているかどうか わかりませんが、上半期を終わってといいます か、そこらあたりのデータというのは出ていま せんか。

○郷田技術検査課長 手元にございませんけれども、調べればわかりますので、調べたいと思います。

○長友委員 これを比較してみますと、指名回数というのは15~16年度がちょっと落ち込んで、17年度がちょっとふえているということですけれども、落札したといいますか、その状況というのは、13年、14年は割合にして12%、15

%、大体1割ちょっとだと思うんです。平成16年になりましてこれが17%ぐらいになって、そして問題の17年が32%ぐらいになっているんです。件数も今までは3件だったのが9件になっているから、それはそのときの入札の状況だろうとは思うんですけれども、大体3件ぐらいで推移してきたものが9件になるというのは、えらい落札件数が多くなったなという感じがするんですけれども、こういうことが起こり得るのかどうか、どんなでしょうか。設計の委託業務というのは件数も相当な件数だろうと思いますので、殊さらこの年に設計の委託業務が全体的に総枠的にふえたというような経緯があったわけですか。

○郷田技術検査課長 16年度、17年度は災害関係の案件がふえているという、その事実はあると思います。

○長友委員 それにしても分母は余りふえてないんです。13年度25件で17年度28件の指名ということになりますと、それで落札した件数が3件あたりから9件となっているわけですから、その辺の疑念は残りますね。答弁のしようがなければ……。

○権藤委員 今のに関連して、トータルというのは出ていると思うんです。物件も出ているし、入札の延べ回数というのも出ている。私はそれは常識的には1割前後じゃないかなと。それが17年だけ3割を超すということは、そこに何らかの介在があったから、分母がふえずに分子だけがふえているというのは、それは我々が官製があったなしやという判断はしないにしても、数字の上からも明らかにいびつな形で1カ所に偏っている、そういうことは言えるんじゃないかと。入札という形をとったにしても、入札、指名と受注した比率というのはそんな高いもの

じゃないんじゃないかという意味で、これはそういうことを裏づけているんじゃないかという 推測ですが、全体のあれを教えてください。延 べ指名回数と、ヤマトじゃなくて標的となる件 名、それは年度で出ていると思うんです。入札 は何回やって、そこに幾らの業者が延べ何百回 とか何千回とかあれば、それの1割以内ぐらい が普通の標準的な受注の機会だろうと思うんで す。ヤマトにしても13年、14年、15年はゼロとし て16年はそれぞれ1割台です。それが17年だけ 3割を超すということは普通じゃないというこ とが数字の上からも皆さんもプロとして言える んじゃないでしょうかという質問です。

○郷田技術検査課長 質問の趣旨は、仮にA社があったとした場合にA社が指名回数が何回あって、そしてそのうち落札を何件していると、その割合が幾らぐらいかと。

○権藤委員 A社、B社じゃなくて、入札回数が1年間に300回あったと、5者指名だったら1,500回とか、そういうのでしていったら、1者当たりで見ればですよ、1割台じゃないでしょうかと。それがここは3割を超しているので、そういう数字の面からも、皆さんがそういうものがあったかないかということは答弁できんけれども、そういう客観的なデータというのは年度ごとに出るんじゃないですかということです。

○郷田技術検査課長 会社はそれぞれあります し、専門分野もそれぞれあると思うんです。平 均的に何%ぐらいかというのはそれぞれだと思 います。平均的に何%かというのを出すのは難 しいんではないかと思います。

○権藤委員 そういうふうに会社別に出す必要 はないと。5者指名とか7者指名とかあるのを 累積して1,500と、出した物件が3だったら、そ の受注した会社も10者に対して1者と。このヤ マトにしてみると、例えば平成13年は25回指名がかかって3回しかとってないわけですから、それのトータルを出せば平均は出ますよねと。そういう意味では、17年度は3割を超すというのはそういう客観的な実績の数値からすると異常だということは言えるんじゃないですかということです。

○河野土木部次長 あくまでも指名競争入札で ございますので、どの会社がとるというのは自 由でございます。したがいまして、1者がとる 受注率、そういうのは特に意識して数字は出し ておりません。

○権藤委員 それは意識して出してないでしょ うけれども、おおむねの目安として皆さんがプ ロとして見たときに、例えばこれはヤマトさん のデータですが、どこどこという会社ごとに出 さなくていいと私は言っているんです。指名 が100回あって指名業者が500であれば500分 の100ですね。そういうのは橋梁関係において年 度ごとに既に集計されているんじゃないですか と。それで3割とかいうのは、事実に基づいて 比率とかでそういうことがあったなかったとい うことは言うべきじゃないし、結果論ですが、 しかし、28回指名があって9回とるというのは そういう力が働かないとあり得ないんじゃない でしょうかと。客観的な入札の数と指名された 延べ会社数、それを割れば10%以下とか8%と か、そういうものが出るんじゃないですかと言っ ているんです。それが河野次長が言われるよう に入札の結果で、それは会社ごとにはばらつく けれども、マスとしてトータルとして見れば8 %とか10%とか12%とか、5年も10年も一緒だ と思うんです。そういう中にここは30何%出て きているから明らかに数字がいびつだと、何ら かの力が働いたんじゃないかと。皆さんがそう ですと言うわけにはいかんかもしれんけれども、 数字の上からは裏づけられるんじゃないですか ねと、そういう話です。

私の質問としては、橋梁の中でここに書いて あるヤマトが25回指名をもらって3件とったと いうようなものが、仮に事務量を減らすとして、 3年間、15、16、17だけでもそれは出ているん じゃないですかと。出ているんだったら、10% とか11%というのは即座に出るじゃないですか と、それは出せないんですかということです。

○郷田技術検査課長 現在その資料は手元にございません。数字を出せということであれば、 それは今からつくるということになると思いますが。

○権藤委員 あえて時間がかかることを求めませんけれども、皆さんは常識的には1割内外とか、あっても12~13%とか8%とか、そういうものじゃないかなというものがあるんじゃないかと思います。漠とした話ですから、これ以上このことでは議論したくありません。だけれども、少なくとも一目瞭然、17年度の28指名で9件とるというのは異常じゃないでしょうかということは言えるんじゃないかと。答弁も資料も要りませんが、17年度問題ありということはこの委員会として確認すればよろしいんじゃないかと思います。

〇中野副主査 ヤマト設計の9件、17年度分、これの予定価格が載っていますね。これに対して工事本体の予定価格がありますね。それのいわゆる予定価格は何%になるか、後から出して教えてください。

○児玉河川課長 確認させていただきます。委 託額は落札金額でわかりますが、委託した設計 に対する工事の発注額を出して割合がどれぐら いかという意味でございますか。おおむね出る と思うんですが、まだ工事を発注するための積 算をやってなくて、設計額が決まってないのも あります。そういうものについては概算工事費 になるかと思いますけれども、そういうオーダ ーでよろしければ出るかと思います。

○中野副主査 もう終わったやつはないんですね。平成17年度の委託料で工事を発注したやつ。

○児玉河川課長 ちなみに、河川関係で2件あるんですが、1件はまだ未発注ですけれども、1件が工事が完了しております。それは一番上の宮崎土木発注の小松川の工事でありまして、これにつきましては、委託額が525万でございますが、それに対する工事請負費としましては、これは最終精算額ですが、7,731万9,000円となっております。これは一部取りつけ護岸等も含んでおりますけれども、おおむね橋梁の工事ということで、そういう金額でございます。

○中野副主査 この9件のうち、発注したやつ、 それを後でいいですからパーセントを出してく ださい。

〇児玉河川課長 後ほど御報告したいと思います。

〇中野副主査 課長のところだけじゃないよ、 みんな。

○後藤管理課長 先ほど権藤委員の方から要求 があっておりました資料のもう一つの方が届い ておりますので、配付させていただきたいと思 います。

〇黒木主査 配付願います。

○郷田技術検査課長 ヤマト設計の18年度の実績でございます。指名回数が13回、受注回数が2回、きょう時点ということです。

〇黒木主査 資料の説明をお願いします。

○後藤管理課長 今お手元にお配りしております す資料は、宮崎土木管内の2件のものについて の審査会の関係書類です。日付が入っておりますけれども、審査年月日というのが審査会の日付であり、審査員欄に押印してありますのが審査会のメンバーです。下の方に業務名とかあるいは業務の場所、指名の決まった業者、指名の理由ということで一覧表の中に記載してあるとおりでございます。

○濵砂委員 先ほど説明をいただいたんですが、ヤマト設計の受注委託業務について9件のうち上から3番目、道路保全課、橋梁維持事業、維持・橋梁設計なんですけれども、先ほどの指名審査のあり方で公共事業の執行についてということで伺った中では、金額が8,000万円未満のものについてはかい審査会ということで説明を受けておりますけれども、発注機関が道路保全課になっているんですが、内容について教えてください。

○荒木道路保全課長補佐 17年度橋梁維持事業ですが、道路保全課で発注した理由でございますけれども、17年度に国から橋梁の耐震補強の新しい指針が示された直後でございまして、設計内容の統一等を図るために本課でまとめて発注したというものでございます。県内各事務所にまたがっておるものをまとめて発注したというものでございます。

○濵砂委員 例外としてこういうこともあり得るということですね。さっきの説明では8,000万円以下は原則として各出先でということだったものですから、確認の意味で。

○後藤管理課長 事務委任規則によっておりまして、8,000万円未満はかいで執行できると、かいに委任されているということです。例外はあります。

〇黒木主査 答弁のあってない部分があります かね。さっきの中野副主査の方からの変更後の 金額は出たのかな。5,832万8,000円が変更後は 何ぼになったんですかね。

○長友委員 1点だけ伺います。橋梁設計等の 委託業務の金額からしますと、かい審査会とい うものでほとんど決着のつくものなんですね。 ここらあたりに出納長とかそういう方々が関与 するあれがありますかね。普通は三役以上とい うのは一番上の全庁審査会……。全庁審査会に は出納長は入らないんですか。

○後藤管理課長 出納長は入っておりません。

○長友委員 わかりました。そのことが確認で きればいいんです。

○中野副主査 いろいろ資料をもらっている中で、例えば県の工事でも道路とかでトンネルとかいうのは何十億という工事があるじゃないですか。その設計委託、そういうのになるとかなり1件の金額が大きくなると思うんですけれども、例えば30億のトンネルという場合の設計委託料というのは1本で1億とか2億、どうなんですか。

○荒川道路建設課長 トンネルの設計委託の額とか金額が大きいんじゃないかということですが、最初にお渡ししている資料の8ページですけれども、委託についてと書いてあります。右下に⑤トンネルの設計というのがございます。これが平成17年に4件ありまして、落札が9,000万ぐらいとなっております。その下に内訳として1位から3位まで、こんな感じになっております。落札が大きいのが4,400万とかこのような感じになっております。

○郷田技術検査課長 ヤマト設計の9件について変更後のトータル金額は幾らになるかというのは、今、各課のそれぞれ数値を集計しておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

○坂口委員 まず、ヤマト絡みの入札の中で事前に談合がやられているという通報があったというのはないんですか。

○後藤管理課長 談合情報については来ており ません。

○坂口委員 これを超えてほかには、工事も含めて、談合情報って何か報道で見たような気もするんですけれども、この年度に限らず、記憶の範囲内で。

○後藤管理課長 17年度は2件、16年度は4件 ほど情報が寄せられておりまして、その都度、 談合情報対応マニュアルに基づきまして公正入 札調査会というのをやるんですけれども、それ に基づいて審議をした結果、談合の事実は確認 できないということで、その分については入札 執行に至っております。

○坂口委員 マニュアルというのは具体的に資料というのは難しいですか。マニュアルならば当然資料とかそういうものがあると思うんですけれども、それをちょっと。

○後藤管理課長 情報マニュアルにつきまして は、提供いたしたいと思います。

○濵砂委員 ヤマト設計の受注9件とこれに よって発生した本工事のこの資料とは関係は全 然ないですか。この設計がこちらの本工事の方 に入ってないですかということです。17年は入っ てないんですかね。

○郷田技術検査課長 ヤマト設計の委託業務は17年度でございます。これが済んでから工事に入るということでございますので、17年度の工事にはほとんど入ってないんではないかと思います。

○濵砂委員 関連性は全然ないですか。

○郷田技術検査課長 関連は特にございません。

〇黒木主査 暫時休憩いたします。

午後2時15分再開

- **〇黒木主査** 分科会を再開いたします。
- ○郷田技術検査課長 ヤマト設計の受注しました案件の変更後のトータル金額は幾らかということですが、現時点でのトータル額は6,290万6,000円でございます。
- ○黒木主査 それでは、質疑がないようですから、まだ委員協議がうちは残っていますので、 それまで保留をいたしておきます。
- ○荒川道路建設課長 権藤委員だったと思いますが、変更していくときの手続、その資料ということでありました。都城の分をファクスで送ってもらいました。今、コピーをしております。それを配付させていただきたいと思います。
- ○児玉河川課長 先ほど中野副主査からお話がありました工事費の話でございますが、確認しましたら、発注済みが一番上の小松川の1件だけでありまして、これは完成もしております。 それ以外のものについてはまだ発注しておりませんで、詳細な金額がわかりません。よろしいでしょうか。
- 〇中野副主査 結構です。
- **〇黒木主査** それでは、さっき言いましたよう に一応委員協議まで保留しておきます。

引き続き、平成17年度決算について執行部の 説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の 説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○久保土木部次長 それでは、当分科会で御審 議いただきます平成17年度決算の認定について その概要を説明いたします。

配付しております「決算特別委員会資料」に 基づきまして説明させていただきたいと思いま す。1ページをお開きください。主要施策の成 果についてでありますが、ここに掲げております長期計画に基づく施策の体系表で御説明したいと思います。

土木部関係は2ページの方でございます。まず、土木部の主要な柱でございます「安全で安心して暮らせる社会」につきましては、安全・安心な交通環境の整備、防災対策の充実、災害に強い県土づくりのための県土の保全対策の推進に努めたところでございます。うち、17年度につきましては、台風14号による災害の復旧に全力で取り組みますとともに、大規模な浸水被害が発生しました大淀川や五ヶ瀬川につきましては、河川激甚災害対策特別緊急事業により再度災害の防止対策に着手したところでございます。

次に、2つ目の大きな柱であります「交流・ 連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」 につきましては、東九州自動車道を初めとする 高速道路等の整備促進や、道路交通網の整備に よる交通ネットワークづくりなどに取り組んで まいりました。平成17年度は、県政の最重要課 題でございます高速道の整備につきまして、平 成17年4月に国道10号延岡道路の延岡―延岡南 間が、ことし2月には国道218号北方延岡道路の 舞野―延岡間の供用が開始されたところであり ます。また、道路交通網の整備につきましては、 国道につきましては、国道260号天満バイパスな ど4路線4カ所、県道につきましては、都農綾 線石尾工区など10路線11カ所が開通し、渋滞緩 和や移動時間の短縮等が図られたところでござ います。

それでは、17年度の決算の状況について御説 明したいと思います。「平成17年度土木部決算概 要」ということで1枚紙になっております。そ れに従いまして御説明いたします。一般会計の 予算措置状況は、予算額1,600億1,389万4,644円、これに対する執行状況は、支出済額が1,140億4,964万2,900円、翌年度への繰越額が454億6,642万4,000円、不用額が4億9,782万7,744円となっております。執行率は71.3%、翌年度への繰り越しを含めますと99.7%となっております。なお、翌年度への繰り越しの主な理由といたしましては、用地交渉や工法の検討等に日時を要したこと、また国の予算内示時期の関係等によりまして工期が不足したことなどによるものであります。

次に、特別会計についてでございます。まず、 宮崎県公共用地取得事業特別会計でありますが、 予算額50億6,067万3,420円、これに対する執行 状況は、支出済額が45億6,387万9,876円、翌年 度への繰越額が4億9,655万9,503円、不用額が23 万4,041円となっておりまして、執行率90.2%、 翌年度への繰越額を含めますと99.9%となって おります。なお、翌年度への繰り越しの理由と しましては、用地取得に伴う移転先の選定等に 日時を要したことによるものでございます。

次に、宮崎県港湾整備事業特別会計について であります。予算額16億8,425万4,000円、これ に対する執行状況は、支出済額が16億8,217 万4,389円、不用額207万9,611円、執行率99.9% となります。

次に、監査における指摘事項についてでございます。資料の6ページをごらんください。平成17年度土木部に係る監査結果報告書指摘事項でございます。土木部におきましては、都市計画課と高鍋土木事務所など5土木事務所において、収入事務につきまして3件、財産管理について1件、その他として2件の指摘を受けております。主なものについて御説明いたします。まず、電柱等の設置に係る行政財産使用料につ

いて調定時期のおくれについてでございます。 電柱敷使用料など年額で収入金を定めたものは 4月に調定を行い、4月30日までに納入するこ ととなっております。指摘につきましては、都 市計画課所管の木原公園と高鍋土木事務所管内 の県営住宅におきまして、電柱敷使用料の調定 がおくれたことにより期日までに納入されな かったものであります。今後はこのようなこと のないよう適正な事務処理を行うよう努めてま いります。次に、県営住宅使用料の収入未済額 の増加についてでございます。県営住宅の使用 料につきましては、宮崎土木事務所はもとより、 各事務所におきまして一層の収入促進に努めて まいります。その他公有財産の管理における異 動報告の漏れや道路占用料についての事務処理 が適正でない等の指摘を受けております。今後 はこのようなミスが起きないよう規則に基づく 適正な事務処理を行ってまいります。

なお、資料は別冊でございますが、「平成17年 度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審 査意見書」において1件の留意改善等の要望が ありました。これらについては後ほど関係課長 から説明いたします。

以上、17年度決算の状況及び監査指摘事項に つきまして御説明いたしました。詳細につきま してはそれぞれ担当課長等から説明いたします ので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいた します。以上でございます。

○黒木主査 次に、各課長に説明をお願いする わけですが、審査に時間を要するため、5課1 局と7課に分けて説明と質疑を行いたいと思い ますので、御協力をお願いいたします。

まず、管理課、用地対策課、技術検査課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を 行いますので、関係の方だけお残りいただき、 その他の方につきましては別室にて待機をしていただきますようお願いいたします。

準備のため暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時30分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

管理課長から順次説明をお願いいたします。

○後藤管理課長 土木部に係る共通事項と管理 課の所管事項について御説明いたします。

初めに、資料の説明と各課の説明の要領についてであります。各課が本日の分科会で説明に使用いたします議会提出資料は、「平成17年度宮崎県歳入歳出決算書」「決算に関する調書」「主要施策の成果に関する報告書」「宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」でございますが、このうち、宮崎県歳入歳出決算書と決算に関する調書につきましては、土木部関係分だけを抜粋しましてお手元の決算特別委員会資料にまとめております。各課の説明はこの委員会資料と「主要施策の成果に関する報告書」により行います。

それではまず、土木部に係る共通事項について御説明いたします。委員会資料の3ページをお開きください。平成17年度歳出決算事項別明細総括表課別内訳でございます。この表は、ただいま総括次長が説明いたしました予算額、支出済額、翌年度繰越額等を各課別に整理したものであります。次の4ページから5ページは、ただいまの3ページの表を科目別に集計したものでありまして、説明は省略させていただきます。

次に、管理課の決算について御説明いたします。8ページ、9ページでありますが、9ページの一番下の段の管理課計をごらんください。

当課の平成17年度決算額は、予算額18億6,041 万644円、支出済額17億3,124万1,333円、不用額 1億2,916万9,311円で、執行率93.1%となりま す。

次に、目の執行率が90%未満のものはございませんが、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。8ページにお戻りください。 (目)土木総務費の不用額は1億2,683万3,354円で、主に県費職員の給料、職員手当等の人件

円で、主に県費職員の給料、職員手当等の人件費であります。これは年度末において県費で支出を予定していた人件費を補助公共事務費に振りかえたことによるものであります。次に、9ページをお開きください。建設業指導監督費の不用額233万5,957円につきましては、主に建設産業経営革新支援事業における建設業者が新分野進出のための計画策定に対する補助金の残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。 説明に入ります前に、「主要施策の成果に関する 報告書」につきましては、記載内容が昨年度と 変わっておりますので、概要を説明いたします。 表紙から順にめくっていただきまして、はしが き、目次、その次に「平成17年度主要施策の成 果に関する報告書」の変更点についての記載が ございます。詳細は後ほどごらんいただきたい と存じますが、1の全般的な事項にありますよ うに、今回の報告につきましては、政策評価と の連携を図るため、政策評価における施策評価 シートからの引用を原則として記載しておりま す。2の個別的な事項ですが、施策体系につき ましては、県総合長期計画「元気みやざき創造 計画」の施策体系により記載しております。主 な変更点につきましては、管理課の報告書によ り補足説明させていただきますので、よろしく お願いいたします。

それでは、報告書の353ページをお開きくださ い。(1)建設産業の経営革新の促進でございま す。まず、施策の目標でありますが、既に公開 されております政策評価シートと同じ内容です ので、説明は省略させていただきます。次に、 施策推進のための主な事業及び実績でございま す。建設業指導事業におきまして、建設業の許 可や経営事項審査を行ったほか、建設事業協同 組合等へ転貸融資の原資を貸し付けております。 また、建設業者に対しまして経営相談や建設業 者研修会、新分野進出セミナーを開催するとと もに、経営基盤の強化や新分野進出への取り組 みの支援を行ったところであります。次に、施 策の推進状況でありますが、施策の目標と同じ く施策の評価シートから引用しております。推 進状況を示しますA、B、C、Dでありますが、 これはすぐ上にあります施策推進のための主な 事業及び実績の評価ではなく、その上にありま す施策の目標に対する評価であります。施策の 目標には他の部局や他の課の施策が含まれてい るものも多く、説明する課の事業だけの評価と は限りませんので、説明を省略させていただき ますので、よろしくお願いいたします。次に、 施策の成果指標、数値目標等ですが、両指標と も目標を上回っております。

354ページをお開きください。施策の評価でございます。最後の段落のなお書き以降ですが、厳しい経営環境の中で競争力を維持拡大していくためには、自社の強みを生かす経営を行っていくほか、新分野への進出の取り組みが必要でありますので、引き続き行政機関一体となって支援していきたいと考えております。

最後に、指摘要望事項の処理状況ですが、監 査委員の決算審査意見書に関しましては、特に 報告すべき事項はありません。以上でございま す。

〇小野用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の予算は一般会計と特別会計に分かれております。資料の10ページから12ページでございます。10ページの一番下の段の一般会計計をごらんください。平成17年度決算額は、予算額21億4,802万5,000円、支出済額21億4,782万9,961円、不用額19万5,039円となっており、執行率は99.9%となります。なお、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、11ページをごらんください。公共用地取得事業特別会計の決算につきましては、先ほど次長が説明しましたので、省略をさせていただきます。なお、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。用地対策課の一般会計、特別会計を合わせました決算につきましては、一番下の段の用地対策課計をごらんください。予算額72億869万8,420円、支出済額67億1,170万9,837円、翌年度繰越額4億9,655万9,503円、不用額42万9,080円となっており、執行率は93.1%で、翌年度の繰越額を含めますと99.9%となります。

次に、特別会計の歳入でございますが、12ページの一番下の段の歳入合計をごらんください。 予算額50億6,067万3,420円、収入済額60億2,363万9,942円となっており、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を9億6,296万6,522円上回っております。これは平成17年度2月補正後の事業課からの繰入金の増が主な理由であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。報告書の355ページをお開きください。公 共事業用地取得の推進でございますが、その目 的は特別会計による公共事業用地の先行取得で あります。平成17年度は、道路、河川、街路の19 事業につきまして用地取得を行ったところであ ります。今後とも計画的に用地の先行取得を行 い、公共事業の円滑な推進に努めてまいりたい と存じます。

次に、指摘要望事項の処理状況でございます が、監査委員の決算審査意見書に関して特に報 告すべき事項はありません。以上でございます。

〇郷田技術検査課長 技術検査課でございます。

当課の決算について御説明いたします。委員会資料の14ページをお開きください。一番下の段の技術検査課計の欄をごらんください。当課の平成17年度決算額は、予算額3億9,439万7,000円、支出済額3億9,374万4,179円、不用額65万2,821円で執行率は99.8%となります。なお、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、主要施策の成果について御説明いたし ます。報告書の方の技術検査課の分、ページで 言いますと356ページをお開きください。(1) の施策、4Rと廃棄物の適正処理の推進につき まして、施策推進のための主な事業及び実績で ございます。建設リサイクル推進事業におきま して、建設発生土情報システムを活用し、建設 発生土の有効利用を行うなど、宮崎県建設リサ イクル推進計画に基づき官民一体となったリサ イクルの推進を図ったところであります。また、 宮崎大学と連携しまして、溶融スラグの有効利 用に関する共同研究を行ったところであります。 施策の評価につきましては、建設副産物につい て分別解体、再資源化が着実に進められており ますが、今後とも環境への負荷の少ない循環型 社会を構築するためには、リフューズ、リデュ ース、リユース、リサイクルの建設リサイクル を初めとする4Rの取り組みを引き続き推進していきたいと考えております。

次に、357ページをごらんください。(1)の 施策、電子県庁電子自治体の推進につきまして、 施策推進のための主な事業及び実績でございま す。公共事業支援統合情報システム構築事業に おきまして、公共事業情報サービスシステムは17 年5月から、電子入札システムは17年12月から 一部本運用を開始しております。また、電子納 品につきましては試行を行ったところでありま す。施策の成果指標につきましては、公共工事 における電子入札の実施率が17年度目標値1.1% に対しまして目標を上回る5.7%となっておりま す。施策の評価につきましては、電子入札シス テムについては整備が着実に進んでおりますが、 引き続き、電子県庁アクションプラン等に基づ き計画的に整備を行っていきたいと考えており ます。

最後に、指摘要望の処理状況でありますが、 監査委員の決算審査意見書に関して特に報告す べき事項はありません。

技術検査課につきましては以上でございます。 〇荒川道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の決算について御説明いたします。資料の16ページから19ページまででございますが、19ページの一番下の段の道路建設課計をごらんいただきたいと思います。平成17年度の決算額ですが、予算額418億8,600万4,000円、支出済額341億7,891万752円、翌年度繰越額77億700万円、不用額9万3,248円、執行率は81.6%、翌年度繰越額を含めますと99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものはございませんので、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。17ページにお戻りください。一番上の(目)道路新設改良費であります

が、執行率が77.3%となっております。次に、18ページの上から5段目の(目)橋梁新設改良費でありますが、執行率が89.1%となっております。これらはいずれも主に繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたし ます。報告書の道路建設課のインデックスがあ りますが、ページで言いますと358ページをお開 きください。上から4行目の(1)の道路交通 網の整備であります。施策推進のための主な事 業及び実績につきまして御説明いたします。ま ず、表の1番目にあります公共道路新設改良の 一般国道でありますが、これは国の補助を受け て国道の拡幅やバイパスの整備を実施したもの であります。道路改築で国道219号外7路線で事 業を実施し、3,930メートルを供用しました。特 殊改良では、国道218号外9路線で事業を実施 し、2,679メートルを供用しました。次に、表の 一番下の公共道路新設改良、地方道であります が、これは国の補助を受けて県道都城東環状線 外2路線で事業を実施しました。

次に、359ページをごらんください。一番上の 地方道路交付金でありますが、これは地方道路 整備臨時交付金の交付を受けて宮崎西環状線 外42路線で事業を実施したもので、8,290メート ルを供用しました。次に、地域連携機能強化道 路整備でありますが、これは地域の連携・交流 に重点を置いて、札の元佐土原線外24路線で事 業を実施しました。

次に、360ページをお開きください。中ほどに ございます施策の評価でございます。①から③ に掲げておりますように、隣接市町村を結ぶ国 県道の整備や都市部の環状道路、東九州自動車 道のインター線の整備等を計画的かつ着実に推 進してまいりたいと考えております。 最後に、指摘要望の処理状況でありますが、 監査委員の決算審査意見書に関して特に報告す べき事項はありません。以上でございます。

○荒木道路保全課長補佐 道路保全課でございます。

当課の決算について御説明をいたします。委員会資料の方の20ページから24ページでございます。まず、24ページの一番下の段の道路保全課計をごらんいただきたいと思います。当課の平成17年度の決算額は、予算額が163億5,032万4,000円、支出済額が140億2,771万662円、翌年度繰越額が23億2,250万円、不用額が11万3,338円となっております。執行率は85.8%でございまして、翌年度繰越額を含めますと99.9%となっております。

次に、目の執行残でございますが、100万円以上のものはございませんので、執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。資料の方の21ページをお開きいただきたいと思います。中ほどの(目)道路維持費の執行率が83.9%となっております。23ページをお開きください。上から4行目の(目)橋梁維持費の執行率が78.3%となっております。これらはいずれも主に繰り越しによるものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。主要施策の報告書の道路保全課のインデックスのついているところ、ページで言いますと361ページからでございますが、361ページをお開きください。まず、上から4行目の(1)のNPO、ボランティア活動の支援でございます。施策推進のための主な事業及び実績についてでございますが、主な事業としてふるさとの道づくり支援事業でございますが、道路の清掃、花の植栽など道路の美化活動を実施しましたボランティア参加団体46団体に対しまして、清掃

用具等の支援などを行ったところでございます。 施策の評価についてでございますが、道路に関 しますボランティア団体などを支援することに よりまして、多くの県民がボランティア活動に 参加し、道路愛護運動の普及啓発が図られたと ころでございます。今後とも道路行政に対する 住民ボランティアの参加は拡大していく方向で ございますので、引き続き支援を行う必要があ ると考えております。

次に、362ページをお開きください。 4 行目の (2) のうるおいとやすらぎのある美しい景観・環境づくりについてでございます。主な事業といたしまして、沿道修景美化推進対策事業でございますが、国道220号外16路線におきまして沿道修景樹木の維持管理及び沿道修景地区の草花の植栽などを行っております。施策の評価でありますが、道路沿線の植栽につきましては適正な管理を行っており、うるおいとやすらぎのある美しい景観・環境づくりに貢献しているところでございます。

次に、363ページをごらんください。4行目の (1)の安全・安心な交通環境の整備について であります。主な事業の1番目の公共交通安全 施設事業でございますが、国道221号外6路線に おきまして、自歩道の整備や道路情報板の整備 を実施いたしております。また、地区一括統合 補助事業では、市街地におきます歩道整備や交 差点の改良、電線類の地中化などを集中的に行 う事業でございますが、宮崎市の北地区及び都 城市北原地区で整備をいたしております。

次に、364ページをお開きください。施策の評価でありますが、道路標識等交通安全施設の設置、舗装や橋梁の補修、歩道の整備等を行うことによりまして、交通環境の安全性、快適性が向上してきておりますが、今後とも計画的に交

通安全施設など交通環境を整備する必要がある というふうに考えております。

次に、365ページをごらんください。上から3 行目の(1)県土の保全対策の推進についてで あります。主な事業といたしまして、まず1番 目の公共道路維持事業でありますが、国道265号 外3路線におきまして、落石等の災害が発生す るおそれがある危険箇所の防災対策を実施して おります。また、国道222号外1路線におきまし て、橋梁の耐震対策工事を実施しております。 次に、緊急輸送道路等防災対策事業であります が、県の地域防災計画におきまして緊急輸送道 路ということで位置づけられました道路の落石 防止等の対策や、国庫補助の対象とならない箇 所の防災対策等を行うものでございます。国 道448号外11路線におきまして、のり面保護の工 事や災害によって被災した箇所の復旧工事を実 施いたしております。

次に、366ページをお開きください。施策の評価についてでありますが、緊急輸送道路内における落石対策や橋梁耐震対策についてはおおむね計画どおり整備を進めておりますが、今後とも県土の保全対策に係る施設整備を計画的に進めていく必要があるというふうに考えております。

次に、指摘要望の処理状況でございますが、 監査委員の決算審査意見書に関しまして特に報 告すべき事項はございません。以上でございま す。

〇野口高速道対策局長 高速道対策局でございます。

当局の決算について御説明いたします。委員 会資料の58ページ、59ページでございますが、59 ページの一番下の段の高速道対策局計をごらん ください。平成17年度の決算額は、予算額16 億7,617万2,000円、支出済額13億7,743万6,190 円、翌年度繰越額2億9,800万円ちょうど、不用 額73万5,810円、執行率82.2%、翌年度繰越額を 含めますと99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものはございませんが、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。58ページにお戻りください。

(目) 道路橋梁総務費でありますが、執行率が82.2%となっております。これは主に繰り越 しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたし ます。報告書の高速道対策局のインデックス、 ページで申しますと395ページをお開きくださ い。(1) 東九州自動車道を初めとする高速道路 等の整備促進につきまして、施策推進のための 主な事業及び実績でございます。まず、高速道 路網整備促進事業でありますが、これは高速道 路網の早期整備実現に向けましての各種大会及 びシンポジウム開催や国などの関係機関等に対 し要望活動等を実施したものでございます。次 に、建設促進対策事業でありますが、関係機関 との事業調整を実施したものであります。次に、 高速道関連道路河川等緊急整備事業であります が、これは高速道路と交差する県管理の未改良 の道路や河川の改良、改修等を行ったものでご ざいます。

396ページをお開きください。高速道周辺対策特別事業でありますが、これは高速道路の整備に伴い、先行的に行う必要がある道路などの改良を行ったものであります。次に、東九州自動車道用地対策事業であります。これは門川一日向間と都農一西都間の用地買収を実施したものであります。次に、直轄高速自動車国道事業負担金でありますが、これは新直轄方式による整備区間の直轄道路事業負担金であります。

397ページをお開きください。施策の評価であります。大会開催や関係機関等への要望活動などによりまして、東九州自動車道につきましては、西日本高速道路株式会社より門川―西都間の完成予定年度が明らかにされ、また九州横断自動車延岡線につきましても、舞野―延岡間が供用されるなど、その整備の姿が見えてきたところでありますが、今後とも一日も早い完成を目指して積極的に取り組んでまいりたと考えては、引き続き自主撤去を要請するとともに、土地収用法による法的な解決を図り、早期に取得できるよう重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、指摘要望事項の処理状況でありますが、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○黒木主査 執行部の説明が終了いたしましたが、委員の皆さんから質疑はございませんか。

○横田委員 管理課の建設業指導事業についてですけれども、新分野進出セミナー、44企業が参加されているみたいです。具体的にどのような進出状況、またどのような職種に進出されているかを教えていただきたいんですが。

○後藤管理課長 新分野進出セミナーに44企業が参加して、農業分野とか福祉分野、環境といいますか、リサイクル分野、これらの研修を受けられておりまして、具体的に進出につながっているものは福祉分野とか農業分野があります。今回補助金で計画を立てた企業はこのセミナー等を利用しながら2企業ほど出ておりまして、それにつきましては、農業分野と舗装材の販路開拓ということで製造分野に今の建設業の分野から2社ほどは確認しております。

○横田委員 わずか2社ということですけれど

も、いろんな業者さんに聞いてみると、物すごく難しいということを言われるんです。実際こういうふうにうたってありますけれども、新分野に進出するというのはいかに難しいかというのはよく感じるんですけれども、これから先の見通しといいますか、事業そのものの将来の考え方をお聞かせいただきたいんですが。

○後藤管理課長 今、説明しました2社という のは、17年度で補助事業等を利用したものが2 社でございまして、その他介護保険の分野とか そういうものを入れますと10数社、トータル的 には30件ぐらい既に進出、他分野に出ているも の、セミナーあるいは自分たちで経営等の革新 を行いながらやっている事例はございます。た だ、委員おっしゃったように、新たな分野に取 り組んでいくというのは体力も要りますので、 今現在、私どもが相談を受けているのは、年間、 セミナーには44社しか出ておりませんけれども、 相談分野等では130件ほどいろんな経営相談、今 持っておられる自社の強みを生かした経営とか そんなものを含めていろんな角度で経営相談を 受けておりまして、新分野進出というのは具体 的な事例としては数がまだ上がっていないとい うのが現状です。

○横田委員 先ほどから出ていますように公共 事業そのものが物すごく減っておりますので、 これから先、新分野に進出することは大事だと 思うんです。それぞれ資格を取らんといかんと か、いろんな条件をクリアせんと難しいところ があると思いますけれども、そこあたりの指導 をしっかりしていただきますように要望いたし ます。

○中野副主査 トータル的な話ですけれども、道路と河川の予算を見ると大体五分五分、同じぐらいかなと思うんです。これは今度の災害等

で河川がふえたということ、通常ベースでいう と道路が多いのかなと思うんですけれども、そ こ辺どうですか。

○荒川道路建設課長 道路建設課の道路関係の 予算は、通常ですと道路の方が多いです。平成17 年は台風14号等の災害で河川課の予算がかなり ふえております。そういうことで言われたよう なことになっていると思います。

〇中野副主査 了解。

○坂口委員 横田委員の関連になるかなと思うんですけれども、事業量が減る中で建設業者の経営面からの支援、それというのが一つと、先ほどのヤマト関連の質疑なんかをやっていて、今後、条件付一般競争入札なり指名業者数の拡大なりという流れを前提として考えたときに、下請と元請の関係、特に法的なもので一括下請がだめですよということで、これはそれでいと思うんですけれども、もう一つには、これまで同じ指名メンバーの中からA社からH社まで指名されてA社が落札してB社が下請をするというのは、これは談合関連でかしらないけれども、これはできなかったような記憶があるんですけれども、そこはどうですか。

○後藤管理課長 同じ指名の範疇の業者からは 相指名といいますか、その中で下請をすること は禁じております。

○坂口委員 その根拠というのは何に。

○後藤管理課長 これはやはり談合とかそこら 辺の疑いといいますか、そういうことにつながっ ていくということだと思っております。

○坂口委員 これが条件付一般競争入札になる と、そこに応募していって今度は下請ももっと 難しくなるかなと思うんです。というのが一つ の解釈の仕方として、落札もできなかったのに より高い金額を提示した人が下請できるという

のは不自然だというのが一つ判断にあるのかと 思うんです。しかしながら、会社では土工事の 部分についてはうちは得意だけれども、構造物 はちょっとコスト高になるんだとかいう内訳書、 この内訳書でまさっておれば、一括下請はだめ なものですから、そこにちゃんと実質的関与が なされて的確な下請契約が結ばれてやっていけ ば、同一指名された中からの下請はだめですよ という根拠と照らし合わせたときに合理性がな いと思うんです。例えば橋梁なら橋梁を考えた ときに、橋げたなら橋げたでもいいし、基礎で もいいですけれども、土工事の部分はうちはう んと安くできる、しかしながらコンクリートを 打ち込む時点であるいは配筋の時点でA社に負 けて結果的に落札できなかったとか、一般管理 費がうちの場合は頭でっかちで高くつき過ぎて 直工の部分ではうちの方が安いんだよというの は内訳書の中であると思うんです。そうしたら 当然そこは競争力がまさっておるわけですから、 その部分に対しての下請というのはこれをだめ だという何も合理性がないと思うんです、パイ が減っていく中でそんなになる。参加業者が飛 躍的に拡大されていったら、業者を育成しなが ら、しかも的確な数に合併なり生き残りをして いこうというのはちょっときついんじゃないか と思うんですけれども、そこらはどんなぐあい に判断されますか。

○後藤管理課長 指名競争入札においては相指名とかそういうものについての談合防止といいますか、その観点あると思うんですが、委員おっしゃるように条件付一般競争入札になったときにどうするか、これについては電子入札も絡みますし、その分では談合の疑惑の申請とか、そこら辺については非常に減っていくというぐあいに考えておりますので、そこら辺での元下関

係のあり方とか、そこらについてはちょっと今、 即断といいますか、即決で回答できませんけれ ども、いろんな課題検討の中で勉強してみたい と考えております。

○坂口委員 もちろん即決は無理と思うんです けれども、一つの流れとして、例えば28工種分 けられていますね。それが28分離発注となれば、 その論法も一ついいかと思うんですよ。それで も幾つかの工種が入った中で、この専門工種に ついてはうちの方が競争力がある、この部分に ついてはあそこにはかなわないという内訳書が 出てきた場合に、そこらは合理的に、そして何 ら違法行為に至らないというものが根拠として 内訳書なりそういうものがあるときは、これは 認めないと、一緒に指名したところが、談合に つながるよというのは余りにも合理性がないと 思うんです。それだけのパイがなくなっていく のと、今度コスト縮減を考えていったときにあ る程度物件を大きくせざるを得ない。どこまで 分離発注でそうやって発注できていくかも疑問 な中で、トータル的に健全な今後の企業と協業 と合併とかのあり方とかちょっと検討すべき じゃないかなと。条件付一般競争入札なら、電 子入札ならいいとか、指名だったらそれは談合 につながるんだというのは余りにも短絡的過ぎ るし、今ちょっと答弁難しいと思うんですけれ ども、これはぜひ熟慮していただいて、合理性 を持った整理の仕方をしていくべきじゃないか と。

○後藤管理課長 国等の指導もありますので、 そこら辺も含めてまた勉強してまいりたいと考 えております。

〇黒木主査 ほかにございませんか。

それでは、以上で管理課、用地対策課、技術 検査課、道路建設課、道路保全課、高速道対策 局の審査を終了いたします。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時17分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

河川課長から順次説明をお願いいたします。

〇児玉河川課長 河川課でございます。

当課の決算について御説明いたします。「決算特別委員会資料」のまず31ページをお開きください。一番下の段が河川課の計でございます。17年度の決算は、予算額584億9,779万円、支出済額323億1,612万6,555円、翌年度繰越額は、明許繰越額の253億8,052万5,000円と事故繰越額の5億2,000万円を合わせまして259億52万5,000円でございます。不用額2億8,113万8,445円、執行率55.2%で、翌年度繰越額を含めますと99.5%となります。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。26ページにお戻りいただきたいと思います。26ページからが河川課でございます。まず、上から3番目の(目)河川総務費でありますが、執行率が84%となっております。これは主に翌年度への繰り越しによるものでございます。

次に、27ページをお開きください。上から6行目の(目)河川改良費でありますが、執行率が73%となっております。これも主に翌年度への繰り越しによるものであります。また、不用額が181万7,880円となっております。主なものとしましては、直轄河川工事の負担金等の執行残でありまして、国の事業費の変更決定がおくれたことによるものであります。

次に、28ページをごらんください。下から6 行目の(目)海岸保全費でありますが、執行率 が59%となっております。これも翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、30ページをお開きください。上から7行目の(目)土木災害復旧費でありますが、執行率47.4%となっております。これも主に翌年度への繰り越しによるものであります。また、不用額が7,510万3,125円となっております。これは、昨年の台風14号が激甚災害に指定されまして、かつ県の負担額が標準税収入の10分の1を超えましたために、補助率がかさ上げされました。そのことによりまして県の負担が減額になったことによる執行残でございます。

次に、31ページをお開きください。下から7行目の(目)直轄災害復旧費でございます。不用額2億411万4,363円でありますが、直轄災害復旧事業負担金の執行残でございまして、これにつきましても、先ほど説明しました補助率のかさ上げによる県負担金の減額によるものであります。

次に、主要施策の成果につきまして主なもの を御説明したいと思います。「主要施策成果報告 書」の367ページをお開きください。(1)の施 策、自然豊かな水辺の保全と創出についてであ ります。まず、表の中の上から2番目ですが、 (新規事業) 美しい川・きれいな水ふれあい事 業であります。これは、県民主体の川づくりを 推進するためにNPOに委託しまして、川や海 に関する学習会を開催したものであります。17年 度は学習会を17回開催し、延べ1,729人が参加し ました。また、このほか意見交換会を7回開催 したところであります。次に、3番目の(新規 事業) 河川パートナーシップ推進事業でありま す。これは、自治会等が一定規模以上の河川の 草刈りを行いました場合に報奨金を交付するも のでありまして、県民との協働による河川管理 の推進が図られたところでございます。17年度 は70団体によりまして38ヘクタールの草刈りが 実施されております。

次に、369ページをお開きください。(1)の施策、県土の保全対策の推進についてであります。施策の実績の主なものについて御説明いたします。まず、表の1番目の補助事業でありますが、基幹河川改修事業によりまして日向市の耳川などの河川改修に取り組んでいるところであります。3番目の水防災対策事業でありますが、これは、平成5年と9年に甚大な家屋等の浸水被害を受けました延岡市の五ヶ瀬川、北川町の北川及び日向市の耳川におきまして、宅地のかさ上げなどを行うことによりまして家屋の浸水被害の防止及び軽減に取り組んでいるところであります。

次に、370ページをお開きください。一番上の 総合流域防災事業であります。延岡市の松山川 外13河川におきまして、河道拡幅や橋梁かけか えなどの河川改修による洪水対策を図りますと ともに、耳川や北川などにおいて河川監視カメ ラ整備、浸水想定区域図調査等のソフト対策に 取り組んでいるところであります。次に、2番 目の河川激甚災害対策特別緊急事業であります。 これは、昨年の台風14号によりまして甚大な浸 水被害を受けました宮崎市の大淀川や延岡市の 五ヶ瀬川におきまして、平成17年度から21年度 までの5カ年で大淀川では支川の大谷川の堤防 かさ上げ、あるいは飯田川排水機場の増設など、 五ヶ瀬川では支川であります祝子川で排水機場 の新設に重点的に取り組んでいるところであり ます。

次に、371ページでございますが、上から2番目の県単自然災害防止河川改良事業であります。 これは、五ヶ瀬川外37河川で河川の堆積土砂の 除去等に取り組んでおるところです。次に、上から3番目の(新規事業)地震津波緊急対策検討事業であります。これは、日向灘地震などによる津波の影響を受ける河川や港湾施設等の点検調査あるいは安全性の診断検討を実施するものでありまして、17年度は53河川、17港湾におきまして測量調査などを行っております。次に、下から2番目の公共土木災害復旧事業であります。17年度は、15年災、16年災と合わせまして、3カ年分の災害につきまして宮崎市の加江田川外1,251カ所を実施しました。災害箇所の早期復旧に努めたところであります。このうち、加江田川外1,073カ所を繰り越しておりますけれども、ことしの10月までには繰越箇所のうち約7割が完成をしております。

次に、372ページをお開きください。県が管理しておりますダムを適正に管理いたしますため、補助事業でありますダム施設整備事業、県単事業でありますダム施設管理事業によりまして必要な管理施設の改良工事や機器の更新、補修工事に取り組んだところであります。次に、3番目の海岸の侵食対策事業であります。これは、近年、侵食が著しい宮崎市の住吉海岸におきまして、離岸堤等による侵食対策事業を実施したところであります。

373ページをごらんください。施策の評価につきまして御説明いたします。17年度の成果といたしましては、浸水被害が発生するおそれのある地域におきまして、土地利用状況や自然条件に応じた洪水を想定しまして河川改修を進めております。208戸の家屋の浸水被害が防止、軽減されましたけれども、17年9月の台風14号におきまして各河川で計画を超える洪水となりました。その結果としまして、県内で約9,200戸の甚大な家屋の浸水被害が発生しております。この

ため、新たに対策が必要となる対象家屋が約6,000戸ふえると、そういう状況になったことなどから、さらなる対策の取り組みが必要となっております。また、地震や津波対策につきましては、河川施設の津波に対する安全性の調査及び対策の検討を進めることとしております。さらに、海岸につきましては、高波浪による侵食防止のための対策工事などにより海岸環境の整備が図られたところであります。また、災害復旧につきましては、決定箇所の87.1%を実施しておりまして、今後とも災害の早期復旧に努めていくこととしております。主要施策の成果につきましては以上でございます。

最後に、指摘要望事項の処理状況でございますが、監査委員の決算審査意見書に関しまして特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

〇児玉砂防課長 砂防課でございます。

当課の決算について御説明いたします。「決算特別委員会資料」の32ページから33ページであります。まず、33ページの一番下の段の計の欄をごらんいただきたいと思います。当課の平成17年度決算額は、予算額148億6,612万6,000円、支出済額83億3,116万5,180円、翌年度繰越額65億1,956万5,000円、不用額1,539万5,820円、執行率56.0%であります。翌年度への繰越額を含めますと99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。32ページの方にお戻りください。中ほどの(目)砂防費であります。執行率が55.8%となっております。これは主に翌年度への繰り越しによるものであります。また、不用額1,539万5,820円につきましては、主に市町村が実施する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に対する補助金の

執行残でありまして、国の交付決定のおくれに よるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。報告書の砂防課のインデックスのところでございます。374ページをお開きください。

(1)の施策、県土の保全対策の推進につきまして主な事業について御説明いたします。施策推進のための主な事業及び実績についてであります。まず、一番上に記載しております通常砂防事業でありますが、五ヶ瀬町の下赤谷川外40渓流において堰堤工を整備し、土石流などによる災害の防止対策を実施いたしております。次に、地すべり対策事業でありますが、延岡市北方町の下崎地区外6地区において排水ボーリングなどを施工し、地すべりによる災害の防止対策を実施いたしております。

続いて375ページをごらんいただきたいと思い ます。まず、表の一番上の災害関連緊急砂防等 事業についてであります。主な実績内容の欄で ございますが、高千穂町の畑中川外11渓流にお いて堰堤工を整備し、土石流対策を実施いたし ております。また、椎葉村の尾崎地区外7地区 においては集水井戸などを施工し、地すべり対 策を実施いたしております。さらに、急傾斜地 の崩壊対策といたしましては、美郷町南郷区の 田出原地区や五ヶ瀬町の室野地区において擁壁 工の整備を進めるなど台風災害の早期復旧に取 り組んでいるところであります。次に、2番目 の急傾斜地崩壊対策事業でありますが、美郷町 南郷区の下名木地区外57地区において擁壁工な どを整備し、対策工事を実施いたしております。 次に、3番目の災害関連地域防災がけ崩れ対策 事業についてであります。この事業は、激甚災 害によりがけ崩れが発生した地域において市町 村が実施するがけ崩れ対策工事に対して補助を

行うものであります。宮崎市の相ヶ迫地区外12 地区において擁壁工やのり面工などを実施いた しております。

376ページをごらんください。表の一番上の県 単砂防事業についてでありますが、南郷町の大 谷沢川外20渓流において土砂しゅんせつや流木 の除去等を行い、土石流等による災害の防止対 策を実施いたしております。次に、一番下の県 単自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業でありま す。この事業は、市町村が実施する擁壁工など の対策工事に対しまして2分の1の補助を行う 事業であります。宮崎市の池内榎迫地区外22地 区において実施いたしております。

377ページをごらんください。施策の評価についてであります。表に記載しておりますとおり、本県の平成17年度末における土砂災害危険箇所の整備率は25.7%となっております。安全で安心な生活基盤を確保するために、災害発生箇所の早期復旧など優先順位を明確にしながら、効率的に危険箇所の整備を推進し、土砂災害による被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。主要施策の成果については以上でございます。

最後に、指摘要望事項の処理状況についてで ありますが、監査委員の決算審査意見書に関し て特に報告すべき事項はありません。以上でご ざいます。

○河野港湾課長 港湾課でございます。

当課の決算について御説明いたします。委員会資料の34ページから42ページでございますが、港湾課には一般会計と特別会計がございますので、まず一般会計から御説明いたします。資料の39ページの一番下の段、一般会計の欄をごらんください。平成17年度の決算額は、予算額95億92万1,000円、支出済額84億5,958万6,916円、

翌年度繰越額 9 億7,676万2,000円、不用額6,457万2,084円、執行率89%、翌年度繰越額を含めますと99%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものについ て御説明いたします。34ページにお戻りくださ い。(目) 土木総務費でありますが、執行残 が1,448万2,157円となっております。これは主 に空港整備直轄事業負担金の執行残でありまし て、国の事業費の変更決定がおくれたことによ るものでございます。次に、38ページをお開き ください。上から3段目、(目)港湾災害復旧費 でありますが、執行残が4,422万4,000円となっ ております。内訳としましては、平成16年度か ら17年度に繰り越した分が約2,930万円と平成17 年度分が約1,490万円であります。繰越分の主な 要因といたしましては、宮崎港航路のしゅんせ つにおきまして、しゅんせつ土の運搬方法を陸 上運搬から海上運搬に変更したため、運搬費が 約2,800万円の減額になったことによるものでご ざいます。また、現年分につきましては、工事 の入札が3月末までかかりましたことから、入 札残が生じたためでございます。次に、(目)直 轄災害復旧費でありますが、執行残が553万9,750 円となっております。これは国の事業費の決定 がおくれたことによるものでございます。

次に、目の執行率が90%未満のものについて 御説明いたします。34ページにお戻りください。 (目) 土木総務費でありますが、執行率が89.8 %となっております。次に、35ページの(目) 海岸保全費であります。執行率が65.2%となっ ております。次に、37ページの港湾建設費でご ざいます。執行率が89.8%となっております。 次に、港湾災害復旧費でありますが、執行率 が66.6%となっております。また、直轄災害復 旧費でありますが、執行率が63.4%となってお ります。これらは先ほど御説明いたしました執 行残や繰り越し等によるものでございます。

次に、41ページをお開きください。港湾整備特別会計の決算についてでございます。決算額等につきましては、次長の方から説明がありましたので省略させていただきます。初めに、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。(目)予備費でありますが、執行残が200万円となっております。また、執行率が90%未満のものは予備費以外にはございませんでした。

41ページの一番下の段の港湾課計の欄をごらんください。当課の一般会計、特別会計を合わせました平成17年度の決算額は、予算額111億8,517万5,000円、支出済額101億4,176万1,305円、翌年度繰越額9億7,676万2,000円、不用額6,665万1,695円、執行率90.7%、翌年度繰越額を含めますと99.4%となります。

次に、42ページをごらんください。港湾整備 事業特別会計の歳入について御説明いたします。 一番下の歳入合計ですが、予算額が16億8,425 万4,000円に対し、収入済額が16億9,376万5,668 円となっております。

次に、主要施策について御説明いたします。報告書の港湾課のインデックス、ページで言いますと378ページをお開きください。(1)自然豊かな水辺の保全と創出についてであります。主な事業及び実績でありますが、海岸環境整備事業によりまして、宮崎港の遊歩道、植栽等を完成しております。その下の港湾ボランティア支援事業でございますが、海岸の清掃活動に取り組んでいる団体に対し、必要なごみ袋等を支給するものでありますが、ボランティアにつきましては10団体の2,608名が参加をいただきました。なお、379ページの上段に港湾ボランティア

の参加数の推移を表に示しております。参加者 数が年々増加していることがありまして、県民 との協働による港湾海岸管理が順調に進展して いるというふうに考えております。次に、(2) のうるおいとやすらぎのある美しい景観・環境 づくりについてあります。主な事業実績であり ますが、みやざき臨海公園運営事業は、宮崎港 一ツ葉地区にありますみやざき臨海公園の管理 運営費でございます。公園の利用者数は11 万1,700人となっておりまして、県民に親しまれ る公園として適正な管理運営が図られておりま す。次に、その下の港湾環境整備事業でありま すが、宮崎港と油津港におきまして港湾緑地の 整備を行っております。油津港の堀川地区にお きましては、地域の歴史、文化、風土等の特徴 を生かすため、工法、デザイン等について日南 市や地域住民と協議しながら整備を進めている ところでございます。

次に、381ページをお開きください。(2)の 航空輸送機能の強化についてであります。主な 事業及び実績についてでございますが、空港整 備直轄事業負担金であります。宮崎空港は国の 直轄事業で整備し、維持管理を行っております。 昨年度は誘導路の改良や排水施設改良等が実施 され、安全な航行の確保が図られております。

次に、(3)の海上輸送機能の強化についてであります。382ページをお開きください。港湾改修事業でありますが、細島港外3港におきまして防波堤や物揚げ場等の整備を行ったものでございます。次に、その下の統合補助金事業でありますが、古江港外6港におきまして、港湾改修事業により小規模な物揚げ場、岸壁等の改良、補修を行っております。次に、その下の港整備交付金事業でありますが、平岩港の防砂堤と福島港の物揚げ場を整備しております。次に、直

轄港湾事業負担金でございます。国の直轄事業 によりまして細島港の防波堤と宮崎港の耐震岸 壁を整備いたしております。次に、油津港長期 整備計画調査事業でありますが、平成17年度か ら油津港港湾計画改定のための調査を実施して おります。

次に、383ページをごらんください。ポートセ ールス推進事業であります。昨年度は大阪市と 延岡市で港湾セミナーを開催いたしまして、 約250名に参加いただきました。港湾利用促進の ための企業訪問等を積極的に実施しております。 次に、施策の成果指標、数値目標についてであ ります。17年度は京浜航路の休止に伴いまして、 目標値の1,650万トンを下回ったところでござい ます。次に、施策の評価についてでありますが、 港湾整備につきましては、海上輸送コストの低 減や港湾の効率性、安全性、信頼性を確保する ため、既存施設の有効利用を図りながら、重点 的、効果的な整備を実施したいと考えておりま す。また、重要港湾の利用促進につきましては、 宮崎県ポートセールス協議会を中心にさらなる ポートセールス推進に努めていきたいと考えて おります。

最後に、指摘要望事項の処理状況でありますが、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○藤村都市計画課長 都市計画課であります。

当課の決算について御説明いたします。資料の44ページから46ページでありますが、46ページの一番下の段の都市計画課計をごらんください。平成17年度決算額は、予算額63億6,088万6,000円、支出済額53億2,880万2,412円、翌年度繰越額10億3,200万円、不用額8万3,588円、執行率83.8%、翌年度繰越額を含めますと99.9%となります。

次に、目の不用額が100万円以上のものはございませんので、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。45ページにお戻りください。(目)街路事業費でありますが、執行率が83.2%になっております。これは主に繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたし ます。報告書の都市計画課のインデックスのと ころ、384ページをお開きください。まず、上か ら4行目の(1)の快適でゆとりある都市環境 の整備についてであります。施策推進のための 主な事業及び実績の表の一番上の都市計画審議 会につきましては、都市計画法による都市計画 決定変更について知事の諮問事項を調査審議す るため、2回開催しまして、9件の案件を審議 いたしました。次に、公共街路についてであり ます。街路整備促進で富高財光寺通線の事業を 実施いたしました。また、連続立体交差につき ましては、日向市の中心市街地を東西に分断し ております日豊本線を約1.7キロにわたり高架化 するものでありまして、現在、高架橋の本体工 事を終え、駅舎の工事についてもほぼ完成を見 ているところであります。本年12月17日に高架 への切りかえ及び新駅舎の開業が行われる予定 であります。次に、県単街路についてでありま す。県単街路で生目通線外7路線の事業を実施 いたしました。次に、土地区画整理についてで あります。計画的な市街地の形成を図るため、 3市1町が実施しました土地区画整理事業にお いて県が管理する道路部分の整備に対し管理者 負担金を負担いたしました。

次に、385ページをお願いいたします。地方道路交付金についてであります。中村木崎線外12路線で事業を実施いたしました。なお、生目通線は17年度事業をもちまして完成いたしました。

次に、地方特定道路整備についてであります。 木花通線外2路線で事業を実施いたしました。

次に、386ページの施策の評価についてでありますが、ゆとりある都市環境の整備については、土地区画整理や街路整備などが進み、交通の円滑化、渋滞の緩和が図られているところであります。今後ともゆとりと潤いのある生活環境の確保を図るため、地域の個性を生かした都市環境の整備を推進してまいりたいと考えております。次に、(2) うるおいとやすらぎのある美しい景観・環境づくりについてであります。施策推進のための主な事業及び実績といたしましては、住みよいふるさと広告景観づくりのところに示しておりますように、屋外広告物監視員等による違反広告物の除去等是正をいたしました。

次に、387ページをお開きください。新規の美 しい景観づくりでありますが、景観法の成立を 契機に県民が地域の宝の価値を再認識し、みず から地域づくりに取り組むことにより愛着と誇 りを持てる美しい宮崎づくりを推進することを 目的として、景観形成基本方針の策定を進める とともに、シンポジウムなどの開催により良好 な景観形成の必要性を啓発いたしました。次に、 施策の評価についてでありますが、①の美しい 景観づくりに向けた方針策定について、専門家 を含めた懇談会等を開催しながら作業を進め、 今年度内の策定を目指しております。次に、② の屋外広告物につきましては、屋外広告業の登 録制度導入や規制区域見直しに取り組んでいる ところであります。また、下の表に掲載してお りますが、違反広告物は減少傾向にあります。 今後とも適正な是正指導を行うとともに、屋外 広告物条例の趣旨等についての周知を図ってま いりたいと考えております。

次に、指摘要望の処理状況でありますが、監

査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。以上であります。

〇富高公園下水道課長 公園下水道課でございます。

当課の決算について御説明いたします。委員会資料の48ページから50ページでございますが、50ページの一番下の段の公園下水道課計をごらんください。平成17年度決算額は、予算額13億5,720万4,000円、支出済額13億4,895万569円、翌年度繰越額816万2,000円、不用額9万1,431円、執行率99.4%、翌年度繰越額を含めますと99.9%となります。

次に、主要施策の成果について御説明いたし ます。報告書の公園下水道課のインデックス、 ページで言いますと388ページをお開きくださ い。(1)の施策、良好な水環境の保全につきま して、施策推進のための主な事業及び実績でご ざいます。主な事業としまして、公共下水道整 備促進について取り組み、都城市外5市16町に 対し、公共下水道整備交付金を交付いたしまし た。施策の成果指標は、BOD水質環境基準達 成率でありますが、平成17年度では目標値100% に対しまして97.8%となっており、おおむね良 好な水質となっております。次に、施策の評価 についてであります。公共下水道事業は平成14 年3月に策定しました第2次宮崎県生活排水対 策総合基本計画に基づき整備しているところで ありますが、公共下水道事業による整備状況に もありますように、平成17年度末現在の公共下 水道人口普及率は46.6%となっており、順調に 整備が進められているところでございます。今 後一層の効率的、経済的な整備を進める必要が あると考えております。

次に、389ページをごらんください。(2)の 施策、うるおいとやすらぎのある美しい景観・ 環境づくりにつきまして、施策推進のための主 な事業及び実績でございます。主な事業としま して、まず公共都市公園整備についてでありま すが、総合運動公園の遊具設置、庭球場照明設 備整備、公共下水道管路敷設工事を実施いたし ました。次に、その下の県単都市公園整備につ いてでありますが、平和台公園外4公園と青島 亜熱帯植物園の6施設の維持補修等を実施いた しました。次に、総合運動公園インフラ再整備 についてでありますが、スポーツランドみやざ きの主要施設として位置づけられている総合運 動公園の機能回復を図るため、室内プールのボ イラー及び屋根防水改修工事を実施いたしまし た。施策の成果指標は、都市計画区域内人口1 人当たりの都市公園面積でありますが、平成17 年度につきましては、表の2行目、目標値18.5 平方メートルに対して目標を上回る18.7平方メ ートルとなっております。次に、施策の評価に つきましては、都市公園については順調に整備 が進展しており、うるおいとやすらぎのある美 しい景観・環境づくりに貢献しているものと考 えております。

最後に、指摘要望事項の処理状況でありますが、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。以上でございます。 〇黒木主査 ここで委員の皆さんにお諮りいた

します。本日の日程は4時までとなっておりましたが、このまま継続してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇黒木主査** このまま継続いたします。
- ○江川建築住宅課長 建築住宅課でございます。 当課の決算について御説明いたします。委員 会資料の52ページから55ページが当課分でござ いますが、55ページの一番下の段の建築住宅課 計をごらんください。当課の平成17年度決算額

は、予算額43億2,915万5,000円、支出済額36億2,201万6,105円、翌年度繰越額7億191万円、不用額522万8,895円で、執行率83.7%であります。翌年度への繰越額を含めますと99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの及び執 行率が90%以下のものについて御説明いたしま す。まず、目の執行残が100万円以上のものでご ざいますが、52ページに戻っていただきますで しょうか。中ほどの(目)建築指導費の不用額 が215万4,677円であります。主なものとしまし ては、次のページですが、上から3番目の負担 金補助金及び交付金でありまして、建築物防災 対策における補助金の確定に伴うものでありま す。54ページをごらんいただきたいと思います が、下段の(目)住宅建築費の不用額が231 万8,381円であります。主なものといたしまして は、次のページの下から3番目でございますが、 負担金補助金及び交付金でございまして、公共 優良賃貸住宅供給促進等における補助金の確定 に伴うものでございます。

次に、目の執行率が90%以下のものにつきましては、54ページに戻っていただきまして、下から2番目、住宅建設費の77.5%がございますが、これは事業の繰り越しによるものでありまして、繰越額を含めますと執行率は99.9%となります。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。「主要施策の成果に関する報告書」の建築住宅課のインデックス、390ページをお開きください。(1)良好な住宅・住環境の整備につきまして、施策推進のための主な事業及び実績でございます。まず、公共県営住宅建設事業におきまして、老朽化、狭小化が進んでおります宮崎市の平和が丘団地外2団地で計156戸の建てか

えに着手したところであります。また、宮崎市の小戸団地外1団地で57戸が完成したところであります。そのほか環境整備事業といたしまして、延岡市の一ヶ岡団地外19団地におきまして外壁の改修等を実施したところであります。

次に、391ページをごらんいただきたいと思い ますが、1段目の市町村営住宅建設促進事業に おきまして、県産材を活用しました木造公営住 宅を建設いたします西都市外2町に対しまして 建設費の一部を助成し、また高齢者世帯向け及 び障がい者世帯向けの公営住宅を整備いたしま す宮崎市外4市町に対しまして整備費の一部を 助成したところであります。次に、3段目の住 まいづくり対策事業につきましては、持ち家取 得を促進するため、住宅建設費の利子補助を行 うとともに、県民の安全で安心できる家づくり を支援するため、住みよい家づくり展などのイ ベントを実施いたしまして、住情報提供を行っ たところであります。次に、宮崎県住宅マスタ ープラン策定事業でございますが、この事業は、 今後の本県の住生活の安定向上に関します施策 を推進するための基本指針となる住宅マスター プランを作成するものであります。

392ページをお開きください。施策の評価でございますが、住まいづくりの情報提供につきましては、住みよい家づくり展や住宅相談等を通じまして多くの県民の良好な住まいづくりに関する正しい知識の普及啓発が図られたところであります。次に、③の県営住宅につきましては、建てかえ等による計画的な整備を実施しまして、老朽化、狭小化した住宅及び住環境の改善が図られたところであります。

次に、394ページをお開きいただきたいと思います。(1)の防災対策の充実につきまして、施 策推進のための主な事業及び実績でございます。 建築物防災対策事業におきまして、建築物防災 展の開催、無料の耐震相談窓口の設置、被災建 築物応急危険度判定講習会の開催等を行ったと ころであります。また、木造住宅の耐震性の向 上を図るために、宮崎市外8市町に対しまして 耐震診断に要する経費の一部について助成を 行ったところであります。施策の評価でござい ますが、市町村と連携した取り組みによりまし て、建築物所有者の耐震性向上を含む防災意識 の高揚が図られたところであります。

続きまして、指摘要望の処理状況についてで ございます。お手元の「歳入歳出決算審査及び 基金運用状況審査意見書」の4ページをお願い いたしたいと思います。(1)収入の確保につい てであります。 5ページをごらんいただきます と、③公営住宅使用料の納入促進についてより 一層の努力が望まれるという意見であります。 公営住宅使用料の収入未済額の納入促進の取り 組みにつきましては、日ごろから家賃滞納者に 対しまして、文書や戸別訪問による納入督促あ るいは個々の入居者の生活状況に配慮した分割 納入等の指導を行っております。また、11月を 滞納整理強化月間と定めまして、個別面談など 連帯保証人を交えた納入指導を行っているとこ ろであります。また、3月、5月におきまして は、出納閉鎖も近いこともございまして、重点 月間といたしまして、夜間徴収等を行うなど集 中的に滞納整理に取り組むこととしております。 さらに、再三の納入指導に応じない悪質滞納者 に対しましては、住宅明け渡しと滞納家賃の支 払いを求めまして法的措置を講じているところ でございます。今後ともなお一層の収入未済額 の縮減に努めてまいりたいと考えております。 以上でございます。

○藤山営繕課長 営繕課でございます。

当課の決算について御説明いたします。委員 会資料の56ページと57ページでありますが、57 ページの一番下の段の営繕課計をごらんくださ い。当課の平成17年度決算額は、予算額7億8,648 万円、支出済額7億8,612万2,086円、不用額35 万7,914円、執行率99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございませんので、説明は 省略させていただきます。

次に、主要施策の成果でありますが、該当は ございません。

次に、指摘要望事項の処理状況でありますが、 監査委員の決算審査意見書に関して特に報告す べき事項はありません。以上でございます。

- ○黒木主査 執行部の説明が終了しましたが、 委員の皆さんの質疑はございませんか。
- ○中野副主査 河川課長にお尋ねします。372ページ、浸水解消家屋数、この数字というのは県が管轄している範囲の話ですか。
- **〇児玉河川課長** 国の直轄管理区間と県管理区間という意味でしょうか。
- ○中野副主査 逆にここの数字がどういうことかを聞いているわけです。
- ○児玉河川課長 近年大きな浸水がございますけれども、浸水被害を解消することを目的に事業を進めておるわけでありますが、長期計画を立てました段階でまだこれだけ浸水被害解消しなくてはいけない家屋があるというのをまず目標に掲げまして、それに対して事業が進むほど浸水戸数が減っていきますから、そういったものが実績として上がっております。
- ○中野副主査 それはわかっておるわけで、例 えば国富で見ると、国の管轄でもない、県の土 木の管轄でないところでそのまま130戸とか浸水 家屋数というのがあるわけです。そういうとこ

ろは入ってないのでしょうねということです。

- **○児玉河川課長** 厳密に申しますと、本川が国の管理で支川が市町村の管理の河川等ございますが、それについては入ってないと思います。
- ○中野副主査 こういうふうに見ると、極端な言い方をすると県内で浸水家屋はないようにとれるわけです。今、私が言ったところなんか農水も関係ない、どこがするか、みんなたらい回しでうちの管轄じゃありませんと、そういうところが残っているわけです。うるおいのあるどうのこうのといった場合にはこういうとり方がしっかりしておかんと、今言ったように宮崎市全体じゃゼロとかとれるし。
- ○児玉河川課長 これは21年を目標にしまして、21年では1万200戸ほどやっていこうという目標を立てた中で、17年度でそのうちの9,600戸までがいったということで、その差の分はまだ整備ができてないということでございます。施策の評価のところに書いておりますのは、目標を立てた以降に、17年にまた大きな災害がありまして、目標としてなかったところでまた新たな課題が出てきたということで、課題がふえたということで評価のところもD評価になっているということで、対象とする家屋数というのは近年ふえてきているという状況はございます。
- **〇中野副主査** ふえているけれども、そういう 管轄外のところはあるということで、残ってい るということでいいわけですね。
- ○児玉河川課長 国が一般的に本川を管理しております場合には、その支川が県管理でありますとその支川の流域についてはこの中にカウントいたしますけれども、その支川が市町村管理でありますとその分は県としてはカウントしておりませんので、その分については委員がおっしゃるとおりでございます。

○横田委員 同じ河川課にお尋ねしますけれど も、367ページ、河川愛護ボランティア支援事業 とかパートナーシップ推進事業、これは予算額 を100%執行されているみたいですけれども、こ れから先もまだまだこういう支援団体というの はふえていくというふうに見てよろしいんで しょうか。

○児玉河川課長 368ページをごらんいただきた いんですが、ここにこれまでの13年から17年ま での実績を掲げております。愛護ボランティア が13年が延べ参加が4,776名から9,900名とふえ てきております。さらに17年度からは新規事業 としてパートナーシップ推進も始めたというこ とでだんだんふえてきているところでございま す。まず、ボランティアとパートナーのすみ分 けといますか、使い分けですが、これはわかり やすく言いますと、ボランティアの方は、河川 内で草刈りだけじゃなくてごみ拾いとかいろん な清掃活動をやられることに対する支援でござ いまして、これについては保険を掛けたり、集 められたごみを河川管理者が処分したりとか、 そういう支援をしたり、資材を提供したりする という内容でして、パートナーシップの方は、 本来河川管理者が行うべき堤防の草刈り、その 一部を地域の自治会等にかわりにやってもらう ということで、そういったところにつきまして は報奨金を出すというような形で取り組んでお ります。見ていただきますようにかなりふえて きておりますので、今後またこのあたりの予算 についても考えていかなきゃいかんかなという ふうに考えております。そういうことをやるこ とによりまして県民との協働ということで、実 際は河川の維持管理費がかなり助かっている分 もございますので、今後とも積極的に活用して いきたいというふうに考えております。

○横田委員 今言われたように、草刈りの予算 も3分の1ぐらいに減ってしまっているという 話も聞いていますし、そういった中で河川環境 を守っていくためにはどうしても県民の協力を いただかなければ難しいと思うんです。また、 そうすることによって郷土を愛する気持ちとか そういうことにもつながっていくと思いますの で、来年度に向けてもこういう予算はどんどん 上げていただいて、そのことによってほかのと ころの予算も削られてくると思いますので、そ ういう方向でやっていただけたらと思います。 ○坂口委員 371ページ、河川課長に、地震津波 緊急対策、この事業自体が今後どんなぐあいに 計画されているのかというのと、それともう一 つは、河川施設とか海岸保全のハード面での計 画変更というものが今後必要性が出てくるのか どうか、そこらはどんなになっているんですか。 **〇児玉河川課長** 371ページの地震津波緊急対策 事業ですが、17年度に堤防ですとか樋門等の河 川施設あるいは港湾施設の現況調査、測量、そ ういったものをまずやっております。そして、 引き続きまして、今年度18年度でございますが、 まず危機管理局が地震津波の浸水想定区域図と いうのをつくるんですけれども、その解析結果 をもとにしまして、17年度に私どもが基礎調査 をやったものについて、その安全性の診断とか あるいは必要であれば対策工の検討というのを やるようにしておりまして、実際のところ、今 から発注してやるようにしております。その結 果として対策の必要があると、何らかのこうい うことをやらねばいかんというのが出てくれば、 その次のステップとして来年度以降、その実施 に向けた検討に取り組んでいきたいと思ってお

○坂口委員 例えば港湾施設なり、河川あたり

ります。

の施設なりに対しての個別の今後ハード事業に いくものなのか、それとも海岸保全計画あるい は河川の堤防の計画高とかそういったものへの 計画自体の変更につながる事業になっていくの か、そこらはどんなぐあいになっているんです か。

○児玉河川課長 基本的には河川でいいますと、個別の防潮水門とかそういう海岸沿いの施設、 そういったものの手当てというふうに認識して おります。

〇黒木主査 ほかにございますか。

〇中野副主査 河川課長、去年のいろいろ災害 工事で特に県北ですけれども、まだ未着手部分 がありますね。これを完全とまでは言わないけ れども、ほぼ工事終了するとすれば、あとどれ ぐらいかかるものですか。ことしの予算編成も 出てきておるだろうけれども。

○児玉河川課長 17年災、大きな災害ありました。その復旧につきましては、まだ今の段階で未発注のものが一部ございますけれども、一応目標としましては、年度内にすべて発注はする予定にしております。なおかつ、98%ぐらいは今年度内の完成を目標にしております。残りますのは、例えば鰐塚山田野停車場線で大きなトンネルがあります。日南の方の国道222号で五塚橋という橋があるんですが、そういったものにつきましては工期がどうしてもかかりますので、そういったものが何件か来年度までかかる。遅いのは来年度いっぱいかかるかもしれませんが、来年度までにはすべて完成するということで進めております。

○長友委員 先ほど出ましたけれども、河川愛 護ボランティア、また河川パートナーシップ推 進事業、水利組合との関係ですが、水利組合は 水田、そのあたりの水路等については管理をし ていくわけですけれども、県管理の河川とかあるいは直轄、市の管理もあるんでしょうけれども、市とか県の管理の河川、最近ヨシでしょうか、そういうのが相当生えてきて、そこが住民にとっては苦痛の種と。昔はボランティアでその辺までやっていた気もするんですけれども、今は水利組合の人は余りやらないわけです。だから県やらに対するここら辺を何とかしてくれんかという話が出るわけでありまして、こういう制度といいますか、こういう事業が進められていくんであれば、そのあたりをもう少し水利組合と関連してできれば考えていただいて、改善が図られるようにやってもらうとありがたいがなと思います。

○児玉河川課長 よく地域の皆さんから要望が ありますのは、河川の中のアシ、ヨシのたぐい を刈ってくれというのがあるんですが、現在、 河川管理者としてはほとんど草刈り、その分は しておりません。河川管理者としてはまず堤防 をしっかり草刈りして、堤防をしっかり守って いきませんと、堤防が切れたりすると大きな被 害になりますので、堤防の部分についてまずしっ かり草刈りするということを念頭に置いてやっ ております。パートナーシップにつきましても、 先ほど申しましたように、本来河川管理者がや るべき堤防の草刈りを地域の自治会等の方がや られた場合には支援しますという考えに立って おります。一方で、ボランティア支援の方は、 河川の中の愛護活動に対して支援するものであ りまして、これについては地域の皆さんが川の 中の草刈りされたことについても支援はしてお りますが、それは資材の貸し出しですとか保険 の対応、あるいは草刈りされたものの処分程度 にとどまっておるところでありまして、そこま で河川管理者が踏み込んでやってくれという要 望はよく聞いておりますけれども、今のところは河川管理上は、景観上とかいろんなものはあるかもしれませんが、治水という観点での河川管理上は支障ないと考えておりますので、そこのところまでは今のところ河川管理者としては考えておりません。

○長友委員 素人的な考え方になると思うんですけれども、地域住民としては、河川の中にそういうものがいっぱい障害物としてあるということが結構河川の決壊につながったり、あるいは浸水につながったりするんだというような思いになるわけです。今後とも河川愛護ボランティアの支援というのが、予算の厳しいときでありますけれども、もう少し何か使い方、考え方が変わってくるとまた弾みがつくんじゃないかという気もしますので、その辺は要望といたします。

○児玉河川課長 今、委員のおっしゃいました ことも踏まえまして、どういうやり方がいいの か、少し研究してみたいと思います。

○濵砂委員 全体の中で施策の推進状況で順調と示されているものが土木には2課あるんですが、全体で8つしかありません。その中で今回は土木部、いろんな問題がありますけれども、事業の内容としては全体の中で8つのうちの2つを土木部が持っておると。河川課と港湾、両方とも住民を巻き込んだといいますか、住民の協力を得ながら進めている事業が順調な伸び、推移を示しているということもありますので、先ほど河川の問題もありました。河川のボランティア、私も入っているんですけれども、非常に関心が高まっておりますし、みんなでやっぱり環境をよくせにやいかんというような状況もあります。そのようなものを含めて、内容については非常にいいものもありますので、ぜひひ

とつ頑張っていただきたい。何かございました ら次長に一言コメントをいただきたいと思いま すが、順調というのを2つ持っておられますか らね。

○久保土木部次長 今、河川課長が申したとおり、予算が厳しい中で、委員の皆様からもお話がありましたように協働をやっていかないといけない部分というのが道路の方にもいろいろございます。こういう事態でございますけれども、信頼を回復するためにもそういうところは大事でございますので、協働ということでさらに頑張っていきたいと思います。

先ほどの集中審議の関係でございますけれども、発注機関としましては、やはり規律、それから意識改革という面と、制度改革という面がございますので、全国の知事会におきましてもプロジェクトチームをつくって、4月にはいろんな都道府県で取り組めるような提言を早目に出すということをしておりますので、そういうことも横に見ながら、また県は県の独自として進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○黒木主査 総括的な御質疑は何かございますか。

それでは、以上の課につきましては終了いた します。

暫時休憩をいたします。

午後4時24分休憩

午後4時27分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

要求しておりました資料を配付していただき ました。このことについて質疑はございません か。

○後藤管理課長 宿題として残っておりました

資料ですが、契約変更の手続、談合防止マニュ アル、これについて後ほど説明を行いたいと思 います。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。

道路建設課は9ページの都城土木事務所の変 更等を行っております。指示書等も出しており ますけれども、その資料を配付させていただい ております。これについて御説明させていただ きます。

この資料の右下の方に1とか2とか3とか書いてあります。これはページ数として書かせていただきました。まず、1ページですけれども、工期変更(履行期間変更)協議書となっていますが、工期を変更したいということで工期変更だけの契約でございます。理由はここに書いておりますようにボーリング調査等に日時を要したと、このときに地権者の承諾に不測の日数を要したというふうになっております。

次の2ページ、設計委託の場合、調査員指示書となるんですが、調査員指示書でございます。 指示年月日ですが、18年10月10日になっております。指示事項としまして、函渠工の基礎工について、8号函渠、9号函渠について基礎工の詳細設計を追加するということで、上記項目は設計変更の対象とするという指示書を出しております。

続きまして3ページですが、起案日が平成18年11月7日になっております。3ページは設計書の一番上にありますものでございまして、予算執行伺いでございます。上記委託業務は履行中でありますが、別紙設計書のとおり設計変更してよろしいかという伺いでございます。

4ページになるんですが、裏側に、下の方に 設計書がつくんですけれども、その計算した結 果が記としまして、1、変更額ということで金 額が書いてあります。3番目ぐらいに元委託額787万5,000円、変更委託額として917万5,000円、請負増としまして130万というふうになっております。2番目に期間が書いてありますが、先ほど変更していますので11月30日までになっていたのが、この設計書の中でさらに12月28日までに変更をされております。

変更理由については別紙のとおりということで次の5ページに書いてあります。変更理由書としまして、先ほども説明しましたけれども、地質データ、そういったものを検討した結果、 基礎工の設計業務を追加したいというようなことになっております。以上でございます。

○荒木道路保全課長補佐 道路保全課の案件で ございますけれども、お手元の資料の方に変更 契約書、設計打合協議記録簿ということで配付 させていただいております。 9ページの資料の 方の3番目の部分になります。変更契約書につ きましては280万円の変更契約ということで契約 を締結いたしておりまして、2ページ目には予 算執行伺いということで、280万円の道路保全課 内で決裁をとった予算執行伺いとなっておりま す。

その次のページでございますが、内訳でございまして、元請負額1,470万円に対しまして変更請負額ということで1,750万円、差し引き請負増減額280万円の増額ということになっております。

変更理由につきましては、裏のページに記載いたしております。変更理由、下記の理由により請負契約を変更したいということで、先ほど御説明をいたしましたとおり、尾平野橋、藷楠橋において55年より前の道路橋示方書を適用して設計施工されていることが判明したため、この2橋について緊急に耐震補強設計を行いたい

ということで変更契約をいたしております。

その後、配付いたしております設計打合協議 記録簿の方ですけれども、こちらの方はヤマト 設計の方で作成された、本課とのいろいろと打 ち合わせの際につくった資料でございます。後 ろの方をごらんいただきたいと思います。打ち 合わせの事項ということで3番目に調査及び補 強検討追加橋梁についてということで、これは 右の方に決定事項ということで記載いたしてお りますが、藷楠橋、尾平野橋の2橋についてお りますが、藷楠橋、尾平野橋の2橋について調 査及び補強検討を追加するということで本課の 方から指示をいたしまして、追加をしたという ものでございます。説明は以上でございます。

○荒川道路建設課長 申しわけございません。 追加説明を1つだけさせていただきます。3ページに予算執行伺いを載せておりますけれども、 これは決裁になっております。そうなりますと、 変更契約書というのを結ばねばいかんわけです が、受託業者の方に契約書を渡しておりまして、 その後、会社への家宅捜索で警察に押収された ために、契約締結に至ってないというような状 況でございます。以上でございます。

〇黒木主査 今の説明でよろしいですか。

あと委員協議が残っておりますが、暫時休憩 いたします。

午後4時35分休憩

午後4時36分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでございました。 以上で土木部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時37分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

以上で本日は終了させていただきます。御苦 労さまでございました。

午後4時37分散会

午後1時5分開会

出席委員(9人)

主		査	黒	木	覚	市
副	主	查	中	野	廣	明
委		員	植	野		守
委		員	坂	口	博	美
委		員	徳	重	忠	夫
委		員	濵	砂		守
委		員	横	田	照	夫
委		員	長	友	安	弘
委		員	権	藤	梅	義

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 商工観光労働部

商工観光労働部長 落 合 兼 久 商工観光労働部次長 大 野 俊 郎 (商工担当) 商工観光労働部次長 博 宮 永 美 (観光・労働担当) 部参事兼商工政策課長 河 野 富二喜 新産業支援課長 矢 野 好 孝 企業立地対策監 吉 田 親 志 地域産業振興課長 矢 野 次 孝 部参事兼経営金融課長 中 武 賢 藏 観光・リゾート課長 松 原 英 憲 労働政策課長 西 盾 夫 地域雇用対策監 西 野 博 之 柏 食品開発センター所長 雅 徳 田 県立産業技術専門校長 П 正 紀 坂 工業技術也外副所長 藤 野 秀 策

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田 中 浩 輔 議事課主任主事 今 村 左千夫

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

執行部におかれましては、入れかえなしでご ざいます。簡潔に説明をお願いいたします。

まず、商工観光労働部長、概要説明、お願いします。

○落合商工観光労働部長 説明に入ります前に、御報告とおわびを申し上げたいと思います。新聞報道にもありましたとおり、先日、部の職員が泥酔をして民家に無断で上がり込むという事件がございまして、県民からの信頼回復に全力を注がんといかんというこの時期にこのような事件を起こしましたことは本当に残念でありまして、被害者の方、そして県民の皆様に対しまして大変申しわけなく思っております。深くおわびを申し上げたいというふうに思います。この事件の重大さを真摯に受けとめまして、職員の服務規律、綱紀の保持をさらに徹底をして信頼の回復に職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、決算の方の説明に入らせていただきます。商工観光労働部の平成17年度の決算についてでございます。お手元にお配りしております「平成17年度決算特別委員会資料」というのがございますが、1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。ここに「元気みやざき創造計画」に基づく施策体系表を示しております。この施策体系表ですが、5つの分野の将来像が長期計画には描かれておりますが、当部関係が、産業の関係と交流・連携の2つの分

野の将来像がございます。その将来像につきまして記載の5つの分野ごとの社会像を実現するということで、12の施策の基本方向とその方向に沿った26の主な施策を示しております。この主な施策の成果につきまして後ほど担当課長から説明をさせていただきたいと思います。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。当部の予算でございますが、一般会計では、下から5段目の計の欄でございますが、予算額が457億4,901万6,000円、支出済額457億1,492万3,351円、明許繰越額301万3,000円、不用額3,107万9,649円、執行率99.9%、特別会計ですが、下から2段目の計の欄、予算額13億8,319万6,000円、支出済額13億8,115万9,679円、不用額203万6,321円、執行率99.9%、部の合計ですが、一番下の欄でございます。予算額471億3,221万2,000円、支出済額470億9,608万3,030円、明許繰越額301万3,000円、不用額3,311万5,970円、執行率99.9%となっております。

次に、資料の25ページですけれども、平成17 年度監査における2件の監査指摘事項であります。1件目でありますが、商工政策課の支出済みにつきまして、通勤手当の認定誤りによる過払いに対する指摘でございます。2件目は、観光・リゾート課の収入事務につきまして、行政財産使用料の調定の時期がおくれていることに対する指摘であります。これらに対する改善策としまして、職員に対しまして指導を徹底するとともに、確認手続を明確にするなど事務処理を厳格に行いまして管理の適正化を図ったところでございます。

なお、お手元の別冊で「平成17年度宮崎県歳 入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」 というのがございますが、この中で3件の意見 をいただいておりますが、これにつきましては、 後ほど関係課長から説明をさせます。

私からの説明は以上でございます。各事業の 詳細につきまして今から各課長に説明させます ので、よろしくお願いをいたします。

○河野商工政策課長 それでは、商工政策課の 平成17年度の決算につきまして御説明をいたし ます。

先ほどの決算委員会資料でございますけれど も、商工政策課分は4ページから7ページまで でございます。まず、7ページの一番下、商工 政策課計の欄をごらんください。予算額3 億7,715万6,000円、支出済額3億7,508万8,123 円、不用額206万7,877円で執行率は99.5%でご ざいます。なお、目の執行残が100万円以上のも の及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、お手元の「主要施策の成果に関する報告書」の商工政策課のインデックスのところでございますけれども、221ページでございます。昨日の土木部の説明の際に、今回の報告書は政策評価との連携を図るため、政策評価における施策評価シートからの引用を原則としていること及びその変更点について御説明があったことと思います。それを踏まえまして、商工観光労働部の各課の説明でございますけれども、施策推進のための主な事業及び実績を中心に施策評価を含めて説明をさせていただきます。

221ページの事業について説明をいたします。 「力強い産業が営まれる社会」の2の1)の(1) 経営革新の支援でございますが、施策推進のための主な事業及び実績の表の中でございますけれども、県民参加型経済活性化推進事業でございます。県内企業を取り巻く環境を迅速的確に把握し、活力ある商工業の育成を図るために、県内4地区におきまして商工団体や民間企業と意見交換会を実施しまして、今後の施策展開を する上での重要な情報収集を図ったところでございます。また、本県の経済状況や商工観光労働部の施策の概要などをまとめた商工観光労働部主要施策案内を作成配付いたしまして、県内の経済動向や商工観光労働施策の情報発信を行い、経営革新等に取り組む中小企業への情報提供を図ったところでございます。今後とも県内の景気や企業の状況を把握し、施策が有効に推進されるよう努めていくこととしております。

商工政策課からの説明はこの1事業だけでご ざいます。以上でございます。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課の平成17 年度決算について御説明いたします。

薄い資料の方に戻っていただきたいんですが、新産業支援課分は8ページ、9ページ、10ページでございます。10ページの一番下の方に新産業支援課の計を書いておりますけれども、一般会計予算は37億6,434万3,000円、支出済額が37億5,892万792円、不用額は542万2,208円、執行率は99.9%でございます。

目の執行残が100万以上のものについてでございますけれども、8ページの方にお戻りいただきたいと思います。(目)工鉱業振興費で321万3,380円の執行残があります。執行残の主な理由は、株式会社みやざきTLOの特許出願に関する補助金や企業立地促進補助金に執行残が生じたものでございます。次に、9ページをお開きいただきたいと思います。(目)工業試験場費で162万7,831円の執行残がございますけれども、これは工業技術センターにおきまして事業費などに執行残が生じたものでございます。目の執行率が90%未満というものはございません。

次に、「主要施策の成果に関する報告書」をお願いしたいと思います。新産業支援課、222ページをお願いしたいと思います。「力強い産業が営

まれる社会」の1の1、産学公民連携による新 技術の創出と技術移転の促進についてでござい ます。その下の四角い枠の中に書いております 主な事業名をごらんください。一番上のみやざ き産業クラスター形成推進でございます。みや ざき産業クラスター推進協議会が行いますバイ オ関係とIT関係のシンポジウム開催助成及び 共同研究グループに対する研究開発助成を行い まして、新事業の創出を促進したところでござ います。次に、産学公連携新技術実用化共同研 究推進であります。企業の新事業創出、新分野 進出を促進するために産学公で構成される新産 業創出研究会を運営しますとともに、その活動 を通じまして提案されました新技術・新製品開 発等の可能性調査を7件、研究開発を3件支援 したところでございます。このような事業を通 じまして産学公連携によります研究開発が一層 活発化しておりますけれども、今後とも交流・ 連携強化を図りながら、すぐれた研究シーズの 掘り起こしやマッチングをさらに進めていきた いと考えております。

次に、224ページをお開きください。(2)ベンチャー企業の創出でございます。四角い枠の中の一番上、新事業創出総合支援補助でございます。中小企業等の計画段階から事業化に至る多様なニーズに対応するために、財団法人宮崎県産業支援財団のコーディネーターの配置及び情報紙の発行などの支援体制を図ったものでございます。この事業によりまして新製品開発、新分野進出などに挑戦する企業等がふえつつありますけれども、今後とも販路拡大支援策の充実を図る必要があると考えているところでございます。

続きまして、225ページをお開きください。

(2) 国際化・情報化に対応した人材の確保育

成でございますけれども、高度IT人材養成確保であります。県内のIT企業等の在職者等を対象としまして、高度なIT研修事業を実施したところでございます。スキルアップコース、資格取得対応コース、実践コースの3コースでございまして、527人の受講がありました。この研修事業では受講者数が計画を上回って、内容については企業からも好評を得たところでございますが、今後とも在職者等の実践力の向上と人材の掘り起こしに努めたいと考えているところでございます。

次に、227ページをお開きください。(4)の 新たな技術開発・技術移転による製造業の振興 であります。四角い枠の中、上から2段目の工 業技術研究開発であります。工業技術センター におきまして、機能性材料の開発と応用に関す る研究や機械及びエネルギーシステムに関する 研究など9つのテーマの研究を行ったほか、企 業等からの依頼試験や技術相談等を実施したと ころでございます。次に、食品開発センター研 究開発であります。食品開発センターにおきま して、農林畜水産物の機能性に関する研究や焼 酎の品質向上に関する研究など6テーマの研究 を行いましたほか、企業からの依頼試験、技術 相談等を実施したところでございます。両セン ターにおきます研究成果によりまして、新製品 が開発されるなど研究成果の県内企業への技術 移転数は増加しております。今後とも研究成果 のPRに努め、その活用を推進していくことが 重要と考えておるところでございます。

続きまして、229ページをお開きください。 (1)の国際間・地域間競争に打ち勝つ企業誘致でございます。四角い枠の一番下の企業立地促進補助でございます。操業を開始しました誘致企業14社に対しまして、設備投資額や新規雇 用者数等に応じまして補助金を交付したものでございます。17年度は企業誘致の状況としまして26件の企業が立地しまして、2,932人の最終雇用が予定されているところでございます。特にデルのカスタマーセンター、富士通日立プラズマディスプレイの新しい工場1,000人規模の大型案件の誘致、あるいは昭和シェル石油の太陽電池工場など環境エネルギー関連企業の誘致がありました。今後とも積極的な誘致活動やフォローアップ事業に取り組んで、雇用の場の創出や確保に努めてまいりたいと考えております。

平成17年度の主要施策の成果は以上でございます。

○矢野地域産業振興課長 地域産業振興課の平 成17年度決算について御説明をいたします。

お手元の「平成17年度決算特別委員会資料」の方ですが、11ページから13ページまででございます。地域産業振興課の計は13ページの一番下の段にございます。一般会計予算額は8億7,715万1,000円、支出済額が8億7,176万1,288円、翌年度明許繰越額は301万3,000円、不用額が237万6,712円、執行率は99.4%であります。

目の執行残が100万円以上のものについてでありますが、11ページの方の中ほどにございます(目)商業振興費で166万2,727円の執行残がございます。これは、中心市街地商業集積整備事業において住民活動支援施設の一部が補助対象外となったことに伴う執行残が主な理由でございます。なお、目の執行率が90%未満のものについてはございません。

次に、主要施策の成果について御説明をいた します。お手元の「平成17年度主要施策の成果 に関する報告書」の地域産業振興課のインデッ クスのところです。ページで言いますと231ペー ジでございますが、お願いいたします。「力強い 産業が営まれる社会」の2の1)の(3)経営 支援機能の充実についてであります。主な事業 について施策推進のための主な事業及び実績の 欄で御説明をいたします。下請企業振興です。 この事業は、宮崎県産業支援財団が行う取引あっ せんや受発注面談会あるいは広域商談会、また 新規事業として本県に誘致しましたプラズマ ディスプレイ製造関連企業と自動車部品製造関 連企業に対する取引拡大を目指す誘致企業等関 連取引促進支援事業に対する助成であります。 これによりまして366件の取引のあっせんを実施 いたしまして、47件の取引成立に至ったところ であります。

続きまして、232ページをお願いいたします。

(5) の県産品の振興についてであります。表 の中の2段目のところでございますが、県産品 販路拡大プロジェクトでございます。この事業 は、宮崎県物産振興センターに委託いたしまし て、全国からバイヤーを招いての商談会の実施 や高島屋などでの物産展の開催、新宿みやざき 館等のアンテナショップを活用した県産品の紹 介等を実施したところであります。このほか、 県産品プロモーション強化、県外ミニアンテナ ショップ増加推進などといった事業によりまし て、商品の開発製造からPRあるいは販売まで 幅広く事業を展開いたしましたけれども、事業 に参加した企業数やアンテナショップでの売上 額が少し減ったということとなっておりまして、 県物産振興センターとの連携を一層密にいたし まして、企業の皆さんと一体となって販路拡大 に努めてまいりたいというふうに考えておりま す。

続きまして233ページをお願いいたします。3) の (1) 意欲ある個別商店の支援についてであります。234ページでございます。表の1段目、

商業フロンティア支援でございます。この事業は、次の代の商業を担う人材の育成を図るため、 平成13年度に設置いたしました商業支援センターにおいて新規創業のための商業ビジネスカレッジの開催等の事業に対して助成を行ったところでありまして、17年度は年間12回、29人の方が受講したところであります。

続きまして、(2) 便利でにぎわいのある商店 街づくりについてであります。235ページをお願 いいたします。表の中の2段目の商店街等活性 化です。この事業は、商工会議所等が実施いた します空き店舗を活用した事業等を支援するも のでありまして、17年度は、日南商工会議所が 実施いたしました高齢者等交流施設、及び宮崎 商工会議所が実施いたしましたレンタサイクル や子供一時預かりを行うキッズルームに対して 助成を行ったところであります。

続きまして、236ページをお願いいたします。このページの「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」の1)の(1)経済交流の推進についてと、238ページからの(2)の国際競争力を備えた地域産業づくりの関係事業につきましては、相互に関連をしておりますので続けて御説明させていただきます。施策の実績欄の海外交流駐在員設置でございます。この事業は、海外交流駐在員を韓国のソウル、台湾の台北、中国の上海に設置いたしまして、貿易、投資等に関する情報収集、提供等を通じた本県企業の海外活動の支援や観光・コンベンションの誘致促進などに努めたところでございます。

続きまして、238ページをお願いいたします。 海外経済交流活性化でございます。この事業は、 県内企業と海外企業との交流や県産品の販売等 を促進するため、東アジアにおける大きな経済 市場であり、本県とも地理的に近い中国、台湾、 韓国への貿易商談ミッションの派遣や、香港、 台湾の量販店での物産フェアを実施するととも に、各国の政府機関や経済関係団体等との協力 関係の構築に努めたところでございます。国際 化の進展に対応できる産業の育成につきまして は、関係団体との連携のもと、これらの事業を 実施しておりますけれども、県内企業の貿易実 績や意識が高まってきているというふうに考え ております。

地域産業振興課の平成17年度主要施策の成果の説明は以上であります。

○中武経営金融課長 経営金融課の平成17年度 決算について御説明申し上げます。

お手元の「決算特別委員会資料」の14ページ、 経営金融課のインデックスのところをお開きく ださい。まず、一般会計でございます。一般会 計の計は、15ページの一番下の欄でありますが、 予算額382億5,968万8,000円に対し、支出済額 は382億5,577万4,813円で、不用額は391万3,187 円、執行率は99.9%となっております。

なお、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率90%未満のものがあります。一般会計の計の上の欄の(目)工鉱業振興費であります。執行残が289万2,000円、執行率が84.1%となっております。これは、中小企業経営革新補助金の補助対象としておりました事業費が減額になったことに伴う執行残でございます。

次に、16ページの小規模企業者等設備導入資金特別会計でございます。特別会計の計は一番下の欄にあります。予算額8億5,825万4,000円に対しまして、支出済額は8億5,628万3,407円、不用額は197万593円、執行率は99.7%となっております。

なお、目の執行率が90%未満のものはござい ませんが、執行残が100万円以上のものにつきま して、(目) 小規模企業者等設備導入事業助成費 で執行残196万9,242円があります。これは、主 に高度化資金貸付金の貸付対象としていた事業 費が減額になったことに伴う執行残でございま す。歳出決算の説明は以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。お手元の横長の資料の「平成17年度宮崎県歳入歳出決算書」の中ほどの特別会計の1ページでございます。小規模企業者等設備導入資金特別会計の歳入合計は、このページの中段にありますとおり、調定額29億1,431万6,245円、収入済額26億1,433万5,008円、不納欠損額322万9,500円、収入未済額2億9,675万1,737円となっております。なお、収入未済額については後ほど決算審査意見書のところで説明させていただきます。特別会計の歳入決算は以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。お手元の「主要施策の成果に関する報告書」の経営金融課のインデックスのところをごらんください。ページで言いますと240ページでございます。「力強い産業が営まれる社会」の1の2)の(1)地域産業の発展を担うリーダーの育成でございますが、ごらんのとおり、(新規事業)SS元気な若手経営リーダー育成事業並びに次の(新規事業)元気なみやざき企業人育成事業を行ったところでございます。

続きまして、241ページをごらんください。 2 の 1)の (1) 経営革新の支援でございます。 まず、中小企業経営革新指導でございます。経営革新に取り組む中小企業に対し、中小企業新事業活動促進法に基づき35件の経営革新計画を承認いたしました。また、次の中小企業経営革新補助につきましては、16年度に経営革新計画を承認した 2 企業に対し補助を行ったところで

あります。

続きまして、243ページをお開きください。

(2)の経営基盤の強化でございます。まず、中小企業融資制度貸付金につきましては、融資に必要な原資330億730万円を金融機関に預託しました。新規融資実績につきましては、216億9,031万2,000円と前年度比でほぼ横ばいとなっております。また、融資残高は505億6,023万3,000円で前年度比3.4%の減となっております。次に、みやざき産業創造設備貸与貸付金でございます。設備貸与事業の原資として6億円を事業主体の財団法人宮崎県産業支援財団へ貸し付け、財団は8企業に対し設備を貸与いたしました。

続きまして、245ページをお開きください。

(3)の経営支援機能の充実でございます。小規模事業経営支援事業費補助につきましては、商工会等49団体に対しまして、経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等各種事業費への補助を行ったところでございます。主要施策の成果につきましては以上でございます。

次に、監査における指摘事項についてであります。「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」でございます。これの7ページをお開きください。特別会計(ア)小規模企業者等設備導入資金特別会計に関する審査の意見についてであります。ごらんのように、貸付金の収入未済額については前年度に比べ減少しているものの、なお多額となっているので、引き続き償還促進についての努力が望まれるという意見でございます。その決算状況は35ページに記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。収入未済額の償還促進につきましては、従来から延滞先への訪問等による償還指導や文書・電話による督促等を

行っておりまして、その結果、収入未済額は前年度に比べ466万5,500円の減となったところであります。今後とも引き続き早期回収に努めてまいりたいと考えております。

経営金融課の説明は以上でございます。

○松原観光・リゾート課長 観光・リゾート課 の平成17年度歳出決算について御説明いたしま す。

「平成17年度決算特別委員会資料」の18ページをお開きください。まず、一般会計でございます。一般会計の計は、一番下の計の欄でありますが、予算額13億180万9,000円に対し、支出済額13億25万3,653円、不用額155万5,347円、執行率99.9%でございます。目の執行残が100万以上のものは(目)観光費の執行残155万5,347円で、旅費などの事務費の節約などによるものでございます。執行率が90%未満のものはございません。

次に、19ページをお開きください。えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。一番下の計の欄をごらんください。予算額2,456万8,000円に対し、支出済額2,452万2,241円、不用額4万5,759円、執行率99.8%でございます。目の執行残が100万円以上のものなどはございません。

次に、20ページをお開きください。県営国民 宿舎特別会計でございます。下から2行目の国 民宿舎特別会計計の欄をごらんください。予算 額5億37万4,000円に対し、支出済額5億35 万4,031円、不用額1万9,969円、執行率99.9% でございます。目の執行残が100万円以上のもの などはございません。

-般会計及び特別会計の合計は、20ページの -番下の欄ですが、予算額18億2,675万1,000円 に対し、支出済額18億2,512万9,925円、不用額162 万1,075円、執行率99.9%でございます。

次に、特別会計の歳入について御説明いたします。「平成17年度宮崎県歳入歳出決算書」の特別会計の6ページをお開きください。えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計ですが、歳入合計の欄をごらんください。予算現額2,456万8,000円、調定額2,675万3,663円、収入済額2,675万3,663円で、収入未済額はございません。なお、予算現額と収入済額との差額218万5,663円は使用料収入の増によるものでございます。

次に、特別会計の8ページをお開きください。 県営国民宿舎特別会計でございますが、歳入合 計の欄をごらんください。予算現額5億37 万4,000円、調定額5億166万9,550円、収入済額 5億166万9,550円、収入未済額はございません。 なお、予算現額と収入済額との差額129万5,550 円は使用料収入の増によるものでございます。

続きまして、「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の観光・リゾート課のインデックス、247ページをお開きください。「観光・リゾート・交流などが盛んな社会」の推進のための主な事業について説明いたします。まず、(1)地域資源の再発掘による体験交流型観光などの推進についてですが、ふるさとツーリズムの国みやざきづくりにつきましては、五ヶ瀬町の夕日の里づくり推進会議を初め、8件のモニターツアーに対する補助、3回の研修会等を行い、体験交流型観光の促進を図りました。

次に、248ページをお開きください。(2)テーマや物語性のあるルート・エリア整備についてであります。やすらぎの交流空間みやざき創生につきましては、西都市の銀鏡伝承館建設事業を初め、15市町のハード・ソフト事業21件に補助を行い、地域の特性を生かした観光振興を

支援しました。

次に、249ページをお開きください。(3)コンベンション・リゾートのさらなる推進についてですが、コンベンション開催支援補助につきましては、開催主催者に対して会場使用料など会議開催経費の一部を補助することにより、46件、延べ参加者数5万9,359人のコンベンションを誘致いたしました。

次に、250ページをお開きください。(1)全 県的なスポーツキャンプ・合宿受け入れ体制の 整備についてですが、スポーツキャンプ受け入 れ環境基盤強化につきましては、関係市町村で 構成するプロ野球部会、サッカー部会や新たに 陸上部会を開催するなど、市町村と連携してキャ ンプ受け入れ体制の強化を図りました。

次に、252ページをお開きください。(2)大型スポーツイベントの誘致開催についてですが、プロ野球開催支援につきましては、約1万2,000人が観戦したフレッシュオールスターゲーム2005やプロ野球12球団によるフェニックスリーグの本県での開催を支援いたしました。

次に、253ページをお開きください。(3)マリンスポーツ推進の環境づくりについてですが、マリンスポーツパラダイスみやざき推進につきましては、日向市においてワーキング会議を開催し、サーフィンを核とした観光振興について検討を行い、また県内サーフポイントを紹介した宮崎サーフポイントガイドマップの作成を支援し、受け入れ体制の強化を図りました。

次に、254ページをお開きください。(1) 広域連携、マスコミ活用などによる効果的なPRについてですが、国際リゾートみやざき誘客活性化につきましては、マスメディアを活用したPR展開、ターゲットを絞り込んだ重点キャンペーン、旅行会社への誘致宣伝等を行い、北部

九州や国内大都市圏、東アジアからの誘客に努めました。

次に、宮崎ロケーション誘致促進につきましては、映画などのロケの誘致、受け入れ支援を行うためのフィルム・コミッションの設立に向けた検討会を開催するとともに、本県ゆかりの映画監督などが本県の魅力を語ったPR用のガイドブックを作成したところです。

次に、監査における指摘事項等について御説 明いたします。「平成17年度宮崎県歳入歳出決算 審査及び基金運用状況審査意見書」をお開きく ださい。8ページをお願いいたします。(カ)の えびの高原スポーツレクリエーション特別会計 についてですが、スケート場について、さらな る利用者の確保のために利用者本位の施設の運 営と収益性の向上に向けた取り組みが望まれる。 その下の(キ)でございますが、県営国民宿舎 特別会計について、県営国民宿舎については、 さらなる利用者の確保のため、利用者ニーズに 対応したサービスの提供が行われるよう、指定 管理者と十分連携をとりながら効率的な施設の 管理運営を図ることが望まれる旨の御意見をい ただいておりますが、これらの件につきまして は、指定管理者に対し適切な助言指導を行うこ とにより、利用者の確保、経費節減により効率 的な施設の管理運営を図りたいと考えておりま す。なお、両特別会計の状況については40ペー ジ及び42ページに記載しておりますので、後ほ どごらんください。

観光・リゾート課は以上でございます。

〇西労働政策課長 労働政策課の平成17年度決 算について御説明いたします。

「決算特別委員会資料」の21ページからが当課の分でございますが、24ページをお開きください。 歳出予算額は11億6,886万9,000円であり

ます。これに対しまして、支出済額は11億5,312 万4,682円、不用額は1,574万4,318円で、執行率 は98.7%であります。

目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。前のページに戻っていただきまして21ページであります。上から3段目の(目)労政総務費であります。執行残が376万3,732円となっております。この主な理由でありますが、(節)委託料の不用額185万2,972円につきましては、若年者に対し基礎的なビジネスマナーの習得を図るための講座としまして、若者ビジネスマナー基礎講座開催事業等におきまして執行残が生じたものであります。

次に、24ページをお開きください。1段目の (目)職業訓練校費であります。執行残が983 万4,708円となっております。その主な理由であ りますが、まず、(節)報償費の不用額534万5,890 円につきまして、これは、職業訓練に係る訓練 手当や就職率に応じまして訓練の委託先に支払 います就職支援費が見込みを下回ったために生 じた執行残であります。次に、(節)委託料の不 用額164万2,494円ですが、これは、離転職者等 の再就職を促進するなどの委託訓練事業費が見 込みを下回ったことにより生じた執行残であり ます。なお、目の執行率が90%未満のものはあ りません。以上が労働政策課の平成17年度決算 であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。「主要施策の成果に関する報告書」の労働政策課のインデックスがあります256ページをおあけください。「力強い産業が営まれる社会」の4、1)(1)の職業紹介などの就職支援機能の充実についてであります。主な事業について中ほどの欄で説明いたします。ふるさと就職説明会開催と県内就職説明会開催でありますが、求

職者と企業の出会いの場としまして、東京、大阪、福岡の県外3会場、県内6地区で9回の就職説明会を開催しました。そこで求人求職のマッチングが着実に推進されたところであります。

257ページ、(2)女性の雇用環境の整備促進についてであります。施策推進のための主な事業、働く女性福祉でありますが、仕事と家庭を考えるフォーラムの開催や、延岡ファミリーサポートセンターに対する運営費の補助、仕事と家庭の両立支援セミナーの開催を行っております。育児介護休業法など仕事と家庭の両立を支援する法制度への認識や企業内の労働環境整備の重要性につきましては、企業や労働者の理解は広がりつつありますが、今後とも企業内の育児休業制度の整備を進めていく必要があると考えております。

259ページをおあけください。(4) 若年者の 就職支援、職場定着の推進についてでありま す。260ページの上から3段目の就職相談支援センター設置についてであります。これは、就職 相談に重点を置きまして、宮崎県就職相談支援 センター、通称ヤングジョブサポート宮崎と称 しておりますけれども、このセンターを平成17 年5月30日に開設しまして、就職活動に悩んで いる若者を相談面から支援することによりまし て就職活動に前向きに取り組めるよう就労支援 を行ってきたところであります。17年度は延 べ1,207人の相談者があり、139人の就職が決定 したところであります。

次に、261ページをお開きください。(5)の 障がい者の雇用・就業支援についてであります。 2番目の障がい者雇用コーディネーター設置で すが、障がい者雇用の普及啓発、求人開拓など を行います障がい者雇用コーディネーター8人 による就労支援を行っておりまして、17年度 は992企業を訪問し、168人の就職が決定したところであります。

次に、障がい児就職指導支援相談員設置ですが、養護学校などの生徒にきめ細やかな就職指導や求人開拓などを行う相談員3人による就労支援を行っております。17年度は763企業を訪問し、31人の就職が決定したところであります。

次に、265ページをお開きください。職業能力 の開発の促進、(1)の職業能力の開発の強化で あります。県立産業技術専門校ですけれども、 平成15年4月に開校し、平成17年度は第2回の 修了生を送り出したところであります。16年度 に引き続きまして就職希望者の全員が就職をい たしております。平成17年度は、障がい者、母 子家庭の母を対象としました訓練コースを新た に設け、さまざまな対象者に応じた訓練の実施 を図ったところであります。県内の中小企業に とっては相変わらず厳しい経済情勢のもとであ りますので、その中で産業を支える労働者の職 業能力開発につきましては、専門校の訓練もそ うでありますが、次のページの認定職業訓練校 につきましても訓練内容の充実を図る必要があ るものと考えております。

次に、267ページでございます。(2)技能者の確保育成についてであります。技能向上対策ですが、技能振興対策事業実施委託として一般県民を対象としました技能祭り、小中学生を対象としました技能体験学習を実施しております。また、高校生を対象としましたジュニア技能インターンシップ推進事業などを行っております。次代を担う小中学生に、みずから物を製作し、すぐれた伝統文化に触れさせる体験を通じて、技能のすばらしさととうとさを認識させる技能士との触れ合いの場や技能を体験できる場として例年多くの参加者があり、成果を上げている

ところであります。以上で主要施策の成果についての説明を終わります。

○黒木主査 執行部の説明が終了しましたが、 委員の皆さんの質疑はございませんか。

○長友委員 審査意見書の8ページですけれど も、県営国民宿舎特別会計でありますが、18年 度から指定管理者の制度が行われたということ で、その改善が図られていくこととは思うんで すけれども、決算に当たりまして、17年度のと ころ辺までで利用者が減少しているということ でございました。その主な原因といいますか、 改善していくためにも原因も分析しておくこと が必要であろうかと思いますので、そのあたり についてお聞かせを願いたいと思います。

〇松原観光・リゾート課長 県営国民宿舎につ きましては、まず、えびの高原荘におきまし て、16年度と17年度を比較しますと1,440人の利 用者の減、高千穂荘につきましては、16年度と17 年度を比較いたしますと853人の利用者の減とい う状況でございます。高千穂荘につきましては、 やはり台風14号災害によります被害、それに伴 います風評被害、こういったものが大きな原因 というふうに考えております。また、えびの高 原荘につきましては、最近の旅行形態が個人旅 行あるいは体験参加型の旅行、こういったもの に変化してきている、そういう近年の観光ニー ズの変化に対応してきてなかったのかなという ふうに考えております。このため、今年度、指 定管理者制度を両施設とも導入いたしたところ でございますが、県といたしましても、そうい う地域の資源を生かした、例えばえびのであれ ばトレッキングであるとか、あるいは高千穂で あれば神楽の体験であるとか、そういったもの を活用した商品の企画、こういったものを行っ たり、あるいはサービスの向上を行うように指 導してきておるところでございまして、今後と も指導助言を行ってまいりたいというふうに考 えております。

○長友委員 高千穂につきましては台風の被害等もあったということで、これはまた大いに改善していくだろうと思っております。えびのにつきましては、今いろいろ利用者のニーズの変化というのもお話しになりましたが、我々の実感としても、えびの高原の魅力がもうちょっと工夫が要るんじゃないかなということを感じておりますので、今お示しになったようなことも取り入れながら、また利用客が多くなるような施策を考えていただければありがたいということで、御意見として申し上げておきたいと思います。

○坂口委員 成果書の248ページの一番下のルートマップ作成事業、2ルートつくられたということでしょうけれども、どちらか1つでもいいんですけれども、具体的にどういうルートマップになっていて、その先、何を目指されるのか、それにもっともっと充実していくべき資源というものが必要になってくるんじゃないか、そういうものを検証されたり、今後の事業へ向けての翌年度へのつなぎと新年度への展開の仕方というのを詳しく聞かせていただければ。

○松原観光・リゾート課長 まず、17年については実績値2というのが累計でございますので、新たなルートは、観光マップはつくっておらないんですけれども、3県でのルートマップ、宮崎、鹿児島、熊本、この3県合同によるルートマップをつくっておりまして、例えば宮崎から鹿児島、宮崎から熊本、こういった複数県をまたがるルートをつくっております。そこもいろいろテーマ性を持たせた、例えば自然とか岬めぐりとかそういったテーマを持ってルートをつ

くっているところでございます。また、17年度、 今年度につきましては、九州観光推進機構の方 でも広域的なルートマップをつくっておりまし て、その中では、ただ単にこういう自然があり ますよとかこういう歴史的資源がありますよと いうことじゃなくて、こういう背景があります よとかそういううんちくを入れることによって、 例えば知的好奇心の高い中高年の方々とか、場 合によっては修学旅行の学生さんとか、そういっ た方々が興味を持てるような内容のルートマッ プを九州全体でつくっているところでございま す。また、宮崎県といたしましても、別途こと しは11月から「ぽかぽか宮崎キャンペーン」と いうことで、宮崎の県北県南、こちらを重点的 にPRしているところでございますが、この際 にも、旅行会社さんなどが旅行商品の企画を造 成する際には、県の方で独自にルートマップみ たいなものをつくりまして、そこには例えば門 川のウミスズメであったり、新たな観光施設あ るいは隠れた資源、そういったものも新たに追 加したような形で、いわゆる既存のものにとど まらず、新たな観光資源あるいは今まで余り世 の中に見出されてなかったような資源、こういっ たものも載せて具体的に旅行会社さんの方に説 明しているところでございます。今後も引き続 き九州観光推進機構とも連携しながら、広域的 なルートマップの作成、さらに県内については さらに踏み込んだ、いろんな資源を網羅したよ うなルートの作成ということを行っていきまし て、積極的にPRしてまいりたいと考えており ます。

○坂口委員 情報提供として最も親切な方法かなと、そういうものができ上がるのかなという イメージなんですけれども、問題は、旅行代理 店なりあるいは観光に行こうとする顧客なりが その中の資源を組み合わせて自分なりの時間と 費用をかけた予定を組んで選択すると思うんで す。そのときにコスト比較が当然あると思うん です。これに何時間費やして幾らのお金を費や して、それ以上の価値があるよというものを組 んでいって、公的に認められた一つのコスト計 算、価値とコストの比較の仕方でトラベルコス トメソッドという旅費換算手法というのがあり ますし、もう一つは市場換算方式というので、 そこには幾らまでお金を使ってでも自分はマー ケティングとして認めるよという、自分なりの 計算手法があると思うんですけれども、集約す るとそういう方法になっていて、価値を見出せ るか、コスト割れするかという判断にいく。今 後これはここまで補完しないと、1日ルートを つくったって宮崎では1カ所しかないじゃない か、宮崎を外さないとコスト割れじゃないかと いう、自分の試算をやっていくと思うんです。 今、うんちくしていくと言われたけれども、そ ういった欠格条件というか、不足条件というか、 そういうものをこれから分析していくというの が一つと、もう一つは、潜在能力をここで発揮 させられないか、ソフト、ハードのここなら持っ ているよというものをですね。そうやって宮崎 の競争力というか、市場性を高めていかないと、 九州全体とか南3県とかなったときにちょっと 心もとないかなという気がするんです。そうい うつなぎの事業というものをこれに乗っけるた めの、せっかくいろんな調査をやられたりする なら、そこらに対しての、今の内部での考え方 でもいいんですけれども、そういった今後の展 開方策、そういうものについてお聞かせいただ けるものがあれば。

〇松原観光・リゾート課長 やはり現在、団体 旅行から個人型の旅行に変化してきているとい

う中で、どれだけ個人の方々にきめ細かい情報 を提供できるかというのが重要だと県としても 認識しておりまして、コストの部分について、 ホテル、旅館の価格ということになるとなかな か難しいんですけれども、例えば福岡の所要時 間がどのくらいであるとか、あるいは宮崎県内 の観光地間の時間がどのくらいかかるのかとか、 そういうものはホームページ等を通じてPRし ていきたいというか、情報提供していきたいと 思っておりまして、その他にも個人の方々が宮 崎へ旅行に来るに当たっていろいろ便利になる ような情報をできるだけホームページ等を通じ て提供していきたいと考えております。また、 観光客のニーズ、こちらにつきましては、観光 推進機構、あるいは青島の方でも今、青島活性 化検討会議を開いておりますが、そちらの方で も国の補助金を使って観光客のニーズ調査を行 うことになっております。そういったものを活 用しながら、観光客のニーズなども把握に努め ていきまして、関係市町村あるいは観光関係業 者の方々と相談しながら対応してまいりたいと 考えております。

○坂口委員 ぜひもう一歩踏み込んで、そこらまで展開する事業につないでほしいと思うんですけれども、例えば広いマップなりルートの中で宮崎に宿泊地を決めるんだとなったときに、次の日を宮崎で丸一日過ごすのか、通過していってしまうのか、半日間は宮崎に滞在するのかという判断が出てくると思うんです。そうなったときに、30分時間を費やせるだけの価値をそこに感じてくれるだけの資源をその近距離内に持てるか持てないか、丸一日費やせるだけの、日南から高千穂までとかその中にそれだけのいろんな組み合わせで、若い世代、そうでない人たち、男性、女性、専門的な学術研究に近い価値

を求める人、あるいは楽しめばいい、いやされ ればいい、そういったメニューが組めて、宮崎 にとにかく一晩泊まって宮崎でそれだけ時間を 費やせるというメニューを組むのにちょっと乏 しいかなという心配しているんです。先ほど言っ た価値対投資の話ですけれども、今後、公共投 資をやっていくにはかなりシビアな経済比較、 費用対効果の比較というのが出てくると思うん ですけれども、これだけのエリアが整備されれ ばそこに入場料を幾ら払ってでも私は行きたい という一つの価値を出して、そうなったときに 何人そこに入るかとなれば、1万円出してでも いいという人が1万人来れば1億の投資価値は あると思うんです。そういったもっとシビアな、 それなりの極力客観的な費用対効果あるいは費 用対価値の比較ができるようなマップが組める ような資源の開発なり、掘り起こしというもの が次につながることをぜひ、これは要望ですけ れども。

〇黒木主査 ほかに。

○中野副主査 企画調整部から総合政策本部に 名前が変わったのはいいんだけれども、あそこ で施策評価とかいろいろやっていますね。成果 を読むと、自分で吹き出すようなことが中にあ るんです。すべて悪いとは言わんけれども、中 身の分が、例えばこの中で地域産業振興課、社 団法人宮崎県物産振興センター、各種販売、事 業への参加企業数とかこんな数字を追っかけて もしようがないと思うんです。実際どれだけ実 績が出るかじゃないと、そこに何人参加したっ て意味があるのかなと。例えばルートマップの 作成数、これは金があれば何ぼでもつくれる話 で、こんなのを何ぼつくってどうのという話じゃ ない。要は、県外から入り込みが何ぼ来たかと、 そんな数値を追っかけんと。手段をここに何ぼ 書いたって、そこが政策本部とか各部から出しているやつはむだなことをしているなと思うんです。こういう手法が悪いとは言ってない。手段を何ぼ追っかけても私は目標にはならんと思うんです。成果目標をここに挙げんとね。ぜひ中身をしっかり見直してやってもらいたいと思います。こんな手段を追っかけてもむだだと思うんです。要望でいいです。

〇黒木主査 ほかにございませんか。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終 了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでご ざいました。

暫時休憩をいたします。

午後2時12分休憩

午後2時20分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

本分科会に付託されました議案の採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木主査 議案第7号についてお諮りいたします。原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〇黒木主査 異議ありという御意見がございま した。

御意見が何かございますか。

○権藤委員 議案の提案については総括というか包括というか、そういう議案の提案になっておりますが、特に現下の状況というのは言うまでもないことでありますが、出納長が官製談合で逮捕されるというようなところに至っておりまして、私どもの委員会も昨日は集中審議の形をとりながら、警察に資料が押収されておるという状況の中で資料のコピーをもらったりとい

う継ぎはぎの審議をしたわけでありますけれど も、やはりそういうものが行われたんではない かということを私どもも幾つかの事実で検証が できたのではないかというふうに思っておりま す。したがいまして、議案が部ごとになってい るとか、そういうことだと明確な不採択の理由 というのが述べられるわけでありますけれども、 談合体質についても分類すれば官製談合と業界 談合とあるのではないかと、しかし今回のヤマ トに関する部分については、特に集中審議の中 でそういったことが、例えば出納長の権限外の ことを呼びつけてしたんじゃないかと、こうい うこと等についてはやはり濃厚になったという ことでありますから、この件が私どもの不採択 の主たる理由でありますけれども、議案が一本 ということであれば採択できないということを 我が党としても党議の中で議論をしたところで ありまして、ほかの部署等には気の毒でありま すが、そういう理由での不採択ということで、 理由はそういうところにあるということであり ます。

〇黒木主査 ほかに御意見ございますか。

○徳重委員 私といたしましても、今、権藤委員がおっしゃいましたとおり、この議案の中にヤマトの物件がたくさん入っておったということで、まだ解明されてないということで、委員会での解明と談合との関係が明白でないということで認定できない、このように考えております。

○坂口委員 僕も同じようなことなんですけれども、議会の経験不足というか、判断できない部分がちょっとあるんですけれども、一つは権藤委員言われたように消化不良の部分がありますね。もうちょっと精査したいけれども、書類の限界等でわからなかったというのがあるとか、

この事件がはっきりしない、まだ決着がついてない、そこらを含めると、さらに会期をもらってでも継続してでもやるべきかなというのも、判断がわからないけれども、一つあるんです。もう一つには、我々は既に知事に不信任案を突きつけた。そこから上げられた議案に対して、いかなる事情があるともそこに不信任を突きつけるに至る事情があるという判断した以上、これは認定するわけにはいかないと。即不認定かなというので、ちょっと経験が足りないから、自分の判断するためにもそこらについて各委員意見なり考え方なりあったら教えていただけると……。

○植野委員 いずれにしても、審査をする段階 で、審査をする資料も不十分な段階の中で、審 査も正確にはできないという状況はみんなわ かっているわけで、そういう中での認定という のはあり得ない。

○濵砂委員 総合的にまとめた方がいいんじゃないですか。今回の一連の原因がこの審査の中にあったと。審議が不十分だし、なおかつこのことによって不信任まで出てきたということがありますからね。

○長友委員 同じ意見でありますが、官製談合 疑惑に関する審議案件が当委員会には付されて おりますので、そしてまた今、司直による追及 が行われているところでありますから、ここで 結論が出るというものではありません。そして また、先ほどおっしゃったように知事に対する 不信任案を決議したということでありますので、 そういう案件にかかわって当委員会でこれを採 決して、そして通すということはできない、認 定しない、こういうことにしたいと思います。

○黒木主査 わかりました。御異議があります ので、挙手により採決を行います。 議案第7号の認定について賛成の方の挙手を お願いいたします。

〔挙手なし〕

○黒木覚市主査 挙手なし、よって、議案第7 号については認定しないものと決定いたしました。

次に、主査報告案についてでありますが、先 ほど皆さんから御意見をいただいたことも含め て、まだありましたら。

暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

〇黒木主査 分科会を再開いたします。

先ほどいただきました御意見も含めて骨子案 といたしますが、そのほか。

○横田委員 今後、今回みたいな疑惑を持たれることがないように反省を込めた意見もぜひ入れていただきたいと思います。

○長友委員 適正な予算の執行のあり方、また 入札に関してはいろいろと問題になったわけで すから、さらに改善された入札制度になってい くように、そういう意見を入れなくていいんで すか。

○黒木主査 正副委員長に御一任いただければ、 含めておきたいというふうに思います。

それでは、そのようにいたしますが、よろし いでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木主査 そのほか何かありませんか。

以上で分科会を終了いたします。委員の皆様、 御苦労さまでございました。

午後2時31分閉会